ID:　1317
担当部署:　担当部署未定

処分の概要	地位の承継の承認
法　令　名 根 拠 条 項	中心市街地の活性化に関する法律　第27条
法 令 番 号	平成10年法律第92号

【基準】

法第27条の規定による。

（地位の承継）

第27条　認定事業者の一般承継人又は認定事業者から中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域の土地の所有権その他当該中心市街地共同住宅供給事業の実施に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1320

担当部署:　担当部署未定

処分の概要	中心市街地整備推進機構の指定
法　令　名 根 拠 条 項	中心市街地の活性化に関する法律　第61条第1項
法 令 番 号	平成10年法律第92号

【基準】

法第61条第1項の規定による。

（中心市街地整備推進機構の指定）

第61条　市町村長は、営利を目的としない法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構（以下「推進機構」という。）として指定することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1340

担当部署:　建設交通部 道路河川課

処分の概要	沿道整備推進機構の指定
法　令　名 根 拠 条 項	幹線道路の沿道の整備に関する法律　第13条の2第1項
法 令 番 号	昭和55年法律第34号

【基準】

法第13条の2第1項の規定による。

（沿道整備推進機構の指定）

第13条の2　市町村長は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、沿道整備推進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1455-1

担当部署:　市民総務部 生活環境課

処分の概要	一般廃棄物収集・運搬業の許可の更新
法　令　名 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第7条第2項
法 令 番 号	昭和45年法律第137号

【基準】

法第7条第2項の規定による。

（一般廃棄物処理業）

第7条

2　前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

標準処理期間	20日

備考

【共通担当部署】

市民総務部 市民課（し尿収集運搬業の許可）

市民総務部 生活環境課

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1455-2

担当部署:　市民総務部 市民課

処分の概要	一般廃棄物収集・運搬業の許可の更新
法　令　名 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第7条第2項
法 令 番 号	昭和45年法律第137号

【基準】

法第7条第2項の規定による。

（一般廃棄物処理業）

第7条

2　前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

標準処理期間	20日

備考

【共通担当部署】

市民総務部 市民課（し尿収集運搬業の許可）

市民総務部 生活環境課

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1456

担当部署:　市民総務部 生活環境課

処分の概要	一般廃棄物処分業の許可の更新
法　令　名 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第7条第7項
法 令 番 号	昭和45年法律第137号

【基準】

法第7条第7項の規定による。

（一般廃棄物処理業）

第7条

7　前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

標準処理期間	20日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1530

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	介護給付費等の負担額の特例認定
法　令　名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　第31条
法 令 番 号	平成17年法律第123号

【基準】

法第31条の規定による。

（介護給付費等の額の特例）

第31条　市町村が、災害その他の主務省令で定める特別の事情があることにより、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた支給決定障害者等が受ける介護給付費又は訓練等給付費の支給について第29条第3項の規定を適用する場合においては、同項第2号中「額）」とあるのは、「額）の範囲内において市町村が定める額」とする。

2　前項に規定する支給決定障害者等が受ける特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給について前条第3項の規定を適用する場合においては、同項中「を控除して得た額を基準として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1539

担当部署:　市民総務部 保険年金課

処分の概要	特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定
法　令　名 根 拠 条 項	国民健康保険法施行令　第29条の2第7項
法 令 番 号	昭和33年政令第362号

【基準】

政令第29条の2第7項の規定による。

（月間の高額療養費の支給要件及び支給額）

第29条の2

7　被保険者が特定疾病給付対象療養（特定給付対象療養（当該被保険者が次項の規定による市町村又は組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）のうち健康保険法施行令第41条第7項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべきものをいう。第29条の3第8項において同じ。）を受けた場合において、当該特定疾病給付対象療養を受けた被保険者が厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定疾病給付対象療養に係る第1項第1号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

省令第27条の12の2第1項及び第2項の規定による。

（特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定）

第27条の12の2　令第29条の2第7項の規定による市町村又は組合の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第41条第7項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関（以下この条において「実施機関」という。）を経由して、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に申し出なければならない。

(1)　認定を受けようとする被保険者の氏名、生年月日及び個人番号

(2)　認定を受けようとする被保険者が受けるべき健康保険法施行令第41条第7項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の名称

(3)　被保険者記号・番号

2　認定を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の申出の際に、令第29条の3第1項各号又は第4項各号に掲げる場合のいずれかに該当している旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

標準処理期間	14日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1564

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	都市再生歩行者経路協定の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)
法令名根拠条項	都市再生特別措置法　第45条の2第4項
法令番号	平成14年法律第22号

【基準】

法第45条の2第4項及び第45条の4第1項の規定による。

(都市再生歩行者経路協定の締結等)

第45条の2

4　都市再生歩行者経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(都市再生歩行者経路協定の認可)

第45条の4　市町村長は、第45条の2第4項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反しないこと。

(2)　土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。

(3)　第45条の2第2項各号に掲げる事項(当該都市再生歩行者経路協定において協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(4)　その他当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に適合するものであること。

2　市町村長は、第45条の2第4項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該都市再生歩行者経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和3年4月1日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　1565

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	都市再生歩行者経路協定の変更認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第45条の5第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

法第45条の5の規定による。

(都市再生歩行者経路協定の変更)

第45条の5　協定区域内の土地に係る土地所有者等(当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、都市再生歩行者経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2　前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1566

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	都市再生歩行者経路協定の廃止の認可（法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。）
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第45条の9第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

法第45条の9第1項の規定による。

（都市再生歩行者経路協定の廃止）

第45条の9　協定区域内の土地に係る土地所有者等（当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、第45条の2第4項又は第45条の5第1項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2　市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1567

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	一の所有者による都市再生歩行者経路協定の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第45条の11第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

法第45条の11の規定による。

(一の所有者による都市再生歩行者経路協定の設定)

第45条の11　都市再生緊急整備地域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を協定区域とする都市再生歩行者経路協定を定めることができる。

2　市町村長は、前項の認可の申請が第45条の4第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該都市再生歩行者経路協定が都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3　第45条の4第2項の規定は、第1項の認可について準用する。

4　第1項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該協定区域内の土地に2以上の土地所有者等が存することになった時から、第45条の4第2項の規定による認可の公告のあった都市再生歩行者経路協定と同一の効力を有する都市再生歩行者経路協定となる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1568

担当部署:　福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	負担限度額認定証の再交付
法　令　名 根 拠 条 項	介護保険法施行規則　第83条の6第7項（第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。）
法 令 番 号	平成11年厚生省令第36号

【基準】

省令第83条の6第7項の規定による。

（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第83条の6

7　要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第1号に掲げる事項（第2号に掲げる書類を提示する場合には、第1号イ及びハに掲げる事項）を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。

(1)　次に掲げる事項

イ　氏名、生年月日及び住所

ロ　個人番号

ハ　再交付申請の理由

(2)　個人識別事項が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの

イ　個人番号カード又は番号利用法施行規則第1条第1項第1号に掲げる書類

ロ　イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請を行う要介護被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、番号利用法施行規則第2条第3項第1号に掲げる書類又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち2以上の書類

標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和４年４月１日

ID:　1571

担当部署:　福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	特定入所者の負担限度額の認定
法　令　名 根 拠 条 項	介護保険法施行規則　第83条の6第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)
法 令 番 号	平成11年厚生省令第36号

【基準】

省令第83条の6第1項の規定による。

(特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)

第83条の6　前条の規定による市町村の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

(1)　前条各号のいずれかに該当する旨

(2)　氏名、生年月日、住所及び個人番号

(3)　指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合にあっては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の名称及び所在地

(4)　前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日

(5)　被保険者証の番号

(6)　特定介護サービスを受ける日の属する年の前年に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支払を受けている場合にあっては、当該給付の種別

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和４年４月１日

ID:　1574

担当部署:　福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	負担限度額及び特定負担限度額の差額の支給
法　令　名 根 拠 条 項	介護保険法施行規則　第83条の8第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)
法 令 番 号	平成11年厚生省令第36号

【基準】

省令第83条の8第1項の規定による。

(特定入所者の負担限度額に関する特例)

第83条の8　市町村は、認定証を特定介護保険施設等に提示できなかったために食事の提供に要する費用及び居住又は滞在(以下「居住等」という。)に要する費用として食費の基準費用額(法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額をいう。)及び居住費の基準費用額(同項第2号に規定する居住費の基準費用額をいう。)を超えない金額を支払った要介護被保険者について、その提示できなかったことがやむを得ないものと認められる場合に、当該金額から食費の負担限度額(同項第1号に規定する食費の負担限度額をいう。第3項において同じ。)及び居住費の負担限度額(法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額をいう。第3項において同じ。)を控除した額に相当する額を特定入所者介護サービス費として支給することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1588

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	都市利便増進協定の認定
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第74条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

法第74条及び第75条の規定による。

(都市利便増進協定)

第74条　都市再生整備計画に記載された第46条第25項に規定する区域内の1団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者)若しくは当該区域内の建築物の所有者(以下この節において「土地所有者等」という。)又は第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人は、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する協定(以下「都市利便増進協定」という。)を締結し、市町村長の認定を申請することができる。

2　都市利便増進協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の種類及び位置

(2)　前号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理の方法

(3)　第1号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に要する費用の負担の方法

(4)　都市利便増進協定を変更し、又は廃止する場合の手続

(5)　都市利便増進協定の有効期間

(6)　その他必要な事項

(都市利便増進協定の認定基準)

第75条　市町村長は、前条第1項の認定(以下「協定の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。

(1)　土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。

(2)　都市利便増進協定において定める前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第46条第25項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。

(3)　都市利便増進協定において定める前条第2項第4号から第6号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。

(4)　都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1589

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	都市利便増進協定の変更認定
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第76条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

法第76条及び第75条の規定による。

(都市利便増進協定の変更)

第76条　土地所有者等又は第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人は、協定の認定を受けた都市利便増進協定(以下「認定都市利便増進協定」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2　前条の規定は、前項の場合について準用する。

(都市利便増進協定の認定基準)

第75条　市町村長は、前条第1項の認定(以下「協定の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。

(1)　土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。

(2)　都市利便増進協定において定める前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第46条第25項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。

(3)　都市利便増進協定において定める前条第2項第4号から第6号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。

(4)　都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。

標準処理期間	15日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1595

担当部署:　福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の公募指定
法　令　名 根 拠 条 項	介護保険法　第78条の13第1項
法 令 番 号	平成9年法律第123号

【基準】

法第78条の13第1項の規定による。

（公募指定）

第78条の13　市町村長は、第117条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は同条第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、その定める期間（以下「市町村長指定期間」という。）中は、当該見込量の確保のため公募により第42条の2第1項本文の指定を行うことが適当な区域として定める区域（以下「市町村長指定区域」という。）に所在する事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のうち当該市町村長が定めるもの（以下「市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という。）の事業を行う事業所に限る。以下「市町村長指定区域・サービス事業所」という。）に係る同項本文の指定を、公募により行うものとする。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1596

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	施行者による管理規約の設定の認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第94条第1項及び第3項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第94条の規定による。

（施行者による管理規約の設定）

第94条　施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受け、施行再建マンション、その敷地及びその附属の建物（マンション建替事業の施行により建築されるものに限る。）の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。

2　前項の管理規約は、区分所有法第30条第1項の規約とみなす。

3　施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受け、施行再建マンションに係る区分所有法第66条に規定する土地等又は区分所有法第68条第1項各号に掲げる物（附属施設にあっては、マンション建替事業の施行により建設されたものに限る。）の管理又は使用に関する団地建物所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。

4　前項の管理規約は、区分所有法第66条において準用する区分所有法第30条第1項の規約とみなす。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1599

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	流通業務地区内の規制施設の建設等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	流通業務市街地の整備に関する法律　第5条第1項ただし書
法 令 番 号	昭和41年法律第110号

【基準】

法第5条の規定による。

（流通業務地区内の規制）

第5条　何人も、流通業務地区においては、次の各号のいずれかに該当する施設以外の施設を建設してはならず、また、施設を改築し、又はその用途を変更して次の各号のいずれかに該当する施設以外の施設としてはならない。ただし、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。次条第1項及び第2項において「都道府県知事等」という。）が流通業務地区の機能を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(1)　トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設

(2)　卸売市場

(3)　倉庫、野積場若しくは貯蔵槽（政令で定める危険物の保管の用に供するもので、政令で定めるものを除く。）又は貯木場

(4)　上屋又は荷さばき場

(5)　道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗

(6)　前号に掲げる事業以外の事業を営む者が流通業務の用に供する事務所

(7)　金属板、金属線又は紙の切断、木材の引割り、その他物資の流通の過程における簡易な加工の事業で政令で定めるものの用に供する工場

(8)　製氷又は冷凍の事業の用に供する工場

(9)　前各号に掲げる施設に附帯する自動車駐車場又は自動車車庫

(10)　自動車に直接燃料を供給するための施設、自動車修理工場又は自動車整備工場

(11)　前各号に掲げるもののほか、流通業務地区の機能を害するおそれがない施設で政令で定めるもの

2　公共施設又は国土交通省令で定める公益的施設の建設及び改築並びに流通業務地区に関する都市計画が定められた際すでに着手していた建設及び改築については、前項の規定は、適用しない。

3　流通業務地区については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条及び第49条の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1601

担当部署:　建設交通部 建築住宅課

処分の概要	特定優良賃貸住宅の入居者資格の特例承認
法　令　名 根 拠 条 項	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 第13条第1項
法 令 番 号	平成17年法律第79号

【基準】

法第13条の規定による。

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

第13条　第6条第7項の規定により地域住宅計画に配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する賃貸に関する事項を記載した地方公共団体の区域内において、特定優良賃貸住宅法第5条第1項に規定する認定事業者（第3項において「認定事業者」という。）は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を当該地域住宅計画に記載された配慮入居者に賃貸することができる。

2　前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3　認定事業者が第1項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第11条第1項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第13条第2項の規定」とする。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1602

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	地域相談支援給付費等の相談支援給付決定
法　令　名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　第51条の5第1項
法 令 番 号	平成17年法律第123号

【基準】

法第51条の5及び第51条の7の規定による。

（地域相談支援給付費等の相談支援給付決定）

第51条の5　地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費（以下「地域相談支援給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者は、市町村の地域相談支援給付費等を支給する旨の決定（以下「地域相談支援給付決定」という。）を受けなければならない。

2　第19条（第1項を除く。）の規定は、地域相談支援給付決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（給付要否決定等）

第51条の7　市町村は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る障害者の心身の状態、当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向その他の主務省令で定める事項を勘案して地域相談支援給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第51条の12において「給付要否決定」という。）を行うものとする。

2　市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、市町村審査会、身体障害者更生相談所等その他主務省令で定める機関の意見を聴くことができる。

3　市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の主務省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該給付要否決定に係る障害者、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

4　市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、前条第1項の申請に係る障害者に対し、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。

5　前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者は、主務省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて主務省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。

6　市町村は、前2項のサービス等利用計画案の提出があった場合には、第1項の主務省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して給付要否決定を行うものとする。

7　市町村は、地域相談支援給付決定を行う場合には、地域相談支援の種類ごとに月を単位として主務省令で定める期間において地域相談支援給付費等を支給する地域相談支援の量（以下「地域相談支援給付量」という。）を定めなければならない。

8　市町村は、地域相談支援給付決定を行ったときは、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、主務省令で定めるところにより、地域相談支援給付量その他の主務省令で定める事項を記載した地域相談支援受給者証（以下「地域相談支援受給者証」という。）を交付しなければならない。

標準処理期間	30日

備考			
設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1603

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	地域相談支援給付決定の変更
法　令　名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　第51条の9第1項
法 令 番 号	平成17年法律第123号

【基準】

法第51条の9の規定による。

（地域相談支援給付決定の変更）

第51条の9　地域相談支援給付決定障害者は、現に受けている地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類、地域相談支援給付量その他の主務省令で定める事項を変更する必要があるときは、主務省令で定めるところにより、市町村に対し、当該地域相談支援給付決定の変更の申請をすることができる。

2　市町村は、前項の申請又は職権により、第51条の7第1項の主務省令で定める事項を勘案し、地域相談支援給付決定障害者につき、必要があると認めるときは、地域相談支援給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。

3　第19条（第1項を除く。）、第20条（第1項を除く。）及び第51条の7（第1項を除く。）の規定は、前項の地域相談支援給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　市町村は、第2項の地域相談支援給付決定の変更の決定を行った場合には、地域相談支援受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1605

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	地域相談支援給付費の支給
法　令　名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　第51条の14第1項
法 令 番 号	平成17年法律第123号

【基準】

法第51条の14第1項の規定による。

（地域相談支援給付費）

第51条の14　市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）から当該指定に係る地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、当該指定地域相談支援（地域相談支援給付量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用について、地域相談支援給付費を支給する。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1606

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	特例地域相談支援給付費の支給
法　令　名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　第51条の15第1項
法 令 番 号	平成17年法律第123号

【基準】

法第51条の15第1項の規定による。

（特例地域相談支援給付費）

第51条の15　市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、第51条の6第1項の申請をした日から当該地域相談支援給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域相談支援を受けた場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該指定地域相談支援に要した費用について、特例地域相談支援給付費を支給することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1607

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	計画相談支援給付費の支給
法　令　名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　第51条の17第1項
法 令 番 号	平成17年法律第123号

【基準】

法第51条の17第1項の規定による。

（計画相談支援給付費）

第51条の17　市町村は、次の各号に掲げる者（以下「計画相談支援対象障害者等」という。）に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。

(1)　第22条第4項（第24条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第20条第1項若しくは第24条第1項の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は第51条の7第4項（第51条の9第3項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第51条の6第1項若しくは第51条の9第1項の申請に係る障害者　市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）から当該指定に係るサービス利用支援（次項において「指定サービス利用支援」という。）を受けた場合であって、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。

(2)　支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者　指定特定相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援（次項において「指定継続サービス利用支援」という。）を受けたとき。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1608

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	特例計画相談支援給付費の支給
法　令　名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　第51条の18第1項
法 令 番 号	平成17年法律第123号

【基準】

法第51条の18第1項の規定による。

（特例計画相談支援給付費）

第51条の18　市町村は、計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援以外の計画相談支援（第51条の24第1項の主務省令で定める基準及び同条第2項の主務省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち主務省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当計画相談支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、基準該当計画相談支援に要した費用について、特例計画相談支援給付費を支給することができる。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1609

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	指定特定相談支援事業者の指定
法　令　名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　第51条の20第1項
法 令 番 号	平成17年法律第123号

【基準】

法第51条の20第1項の規定による。

（指定特定相談支援事業者の指定）

第51条の20　第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、総合的に相談支援を行う者として主務省令で定める基準に該当する者の申請により、特定相談支援事業を行う事業所（以下この款において「特定相談支援事業所」という。）ごとに行う。

2　第36条第3項（第4号、第10号及び第13号を除く。）の規定は、第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第36条第3項第1号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

標準処理期間	60日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1610

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	指定特定相談支援事業者の指定の更新
法　令　名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　第51条の21第1項
法 令 番 号	平成17年法律第123号

【基準】

法第51条の21第1項の規定による。

（指定の更新）

第51条の21　第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者及び第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。

2　第41条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

標準処理期間	60日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1614

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	高額障害福祉サービス等給付費の支給
法　令　名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　第76条の2第1項
法 令 番 号	平成17年法律第123号

【基準】

法第76条の2第1項の規定による。

第76条の2　市町村は、次に掲げる者が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入等に要した費用の合計額(それぞれ主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額)の合計額を限度とする。)から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第20条に規定する介護給付等のうち政令で定めるもの並びに補装具費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該者に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。

(1)　支給決定障害者等

(2)　65歳に達する前に長期間にわたり障害福祉サービス(介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。)に係る支給決定を受けていた障害者であって、同項に規定する介護給付等対象サービス(障害福祉サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。)を受けているもの(支給決定を受けていない者に限る。)のうち、当該障害者の所得の状況及び障害の程度その他の事情を勘案して政令で定めるもの

2　前項に定めるもののほか、高額障害福祉サービス等給付費の支給要件、支給額その他高額障害福祉サービス等給付費の支給に関し必要な事項は、障害福祉サービス及び補装具の購入等に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1615

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	地域相談支援受給者証の再交付
法　令　名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令　第26条の8
法 令 番 号	平成18年政令第10号

【基準】

政令第26条の8の規定による。

（地域相談支援受給者証の再交付）

第26条の8　市町村は、地域相談支援受給者証（法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証をいう。以下この条において同じ。）を破り、汚し、又は失った地域相談支援給付決定障害者から、地域相談支援給付決定の有効期間内において、地域相談支援受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援受給者証を交付しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1617

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	障害児通所給付費の支給
法　令　名 根 拠 条 項	児童福祉法　第21条の5の3第1項
法 令 番 号	昭和22年法律第164号

【基準】

法第21条の5の3及び第21条の5の7の規定による。

第21条の5の3　市町村は、通所給付決定保護者が、第21条の5の7第8項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者(以下「指定障害児通所支援事業者」という。)から障害児通所支援(以下「指定通所支援」という。)を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援(同条第7項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用(以下「通所特定費用」という。)を除く。)について、障害児通所給付費を支給する。

2　障害児通所給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1)　同一の月に受けた指定通所支援について、障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用(通所特定費用を除く。)につき、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)を合計した額

(2)　当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が前号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

第21条の5の7　市町村は、前条第1項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の内閣府令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第33条の23の2第1項第2号において「通所支給要否決定」という。)を行うものとする。

2　市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要があると認めるときは、児童相談所その他内閣府令で定める機関(次項、第21条の5の10及び第21条の5の13第3項において「児童相談所等」という。)の意見を聴くことができる。

3　児童相談所等は、前項の意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、当該通所支給要否決定に係る障害児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

4　市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要と認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定めるところにより、前条第1項の申請に係る障害児の保護者に対し、第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。

5　前項の規定により障害児支援利用計画案の提出を求められた障害児の保護者は、内閣府令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画案に代えて内閣府令で定める障害児支援利用計画案を提出することができる。

6　市町村は、前2項の障害児支援利用計画案の提出があつた場合には、第1項の内閣府令で定める事項及び当該障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。

7　市町村は、通所給付決定を行う場合には、障害児通所支援の種類ごとに月を単位として内閣府令で定める期間において障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量(以下「支給量」という。)を定めなければならない。

8　通所給付決定は、内閣府令で定める期間(以下「通所給付決定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。

9　市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、内閣府令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の内閣府令で定める事項を記載した通所受給者証(以下「通所受給者証」という。)を交付しなければならない。

10　指定通所支援を受けようとする通所給付決定保護者は、内閣府令で定めるところにより、指定障害児通所支援事業者に通所受給者証を提示して当該指定通所支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

11　通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者から指定通所支援を受けたとき(当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者に通所受給者証を提示したときに限る。)は、市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者に支払うべき当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者に支払うことができる。

12　前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があつたものとみなす。

13　市町村は、指定障害児通所支援事業者から障害児通所給付費の請求があつたときは、第21条の5の3第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準及び第21条の5の19第2項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準(指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。

14　市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

標準処理期間	60日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和６年４月１日

ID:　1618

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	特例障害児通所給付費の支給
法　令　名 根 拠 条 項	児童福祉法　第21条の5の4第1項
法 令 番 号	昭和22年法律第164号

【基準】

法第21条の5の4及び第21条の5の7の規定による。

第21条の5の4　市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該指定通所支援又は第2号に規定する基準該当通所支援(第21条の5の7第7項に規定する支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(通所特定費用を除く。)について、特例障害児通所給付費を支給することができる。

(1)　通所給付決定保護者が、第21条の5の6第1項の申請をした日から当該通所給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定通所支援を受けたとき。

(2)　通所給付決定保護者が、指定通所支援以外の障害児通所支援(第21条の5の19第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下「基準該当通所支援」という。)を受けたとき。

(3)　その他政令で定めるとき。

2　都道府県が前項第2号の条例を定めるに当たつては、第1号から第3号までに掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については内閣府令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

(1)　基準該当通所支援に従事する従業者及びその員数

(2)　基準該当通所支援の事業に係る居室の床面積その他基準該当通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

(3)　基準該当通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害児の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

(4)　基準該当通所支援の事業に係る利用定員

3　特例障害児通所給付費の額は、1月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該合計した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額を基準として、市町村が定める。

(1)　指定通所支援　前条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)

(2)　基準該当通所支援　障害児通所支援の種類ごとに基準該当通所支援に通常要する費用(通所特定費用を除く。)につき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(そ

の額が現に当該基準該当通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当通所支援に要した費用の額)

第21条の5の7　市町村は、前条第1項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の内閣府令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第33条の23の2第1項第2号において「通所支給要否決定」という。)を行うものとする。

2　市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要があると認めるときは、児童相談所その他内閣府令で定める機関(次項、第21条の5の10及び第21条の5の13第3項において「児童相談所等」という。)の意見を聴くことができる。

3　児童相談所等は、前項の意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、当該通所支給要否決定に係る障害児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

4　市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要と認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定めるところにより、前条第1項の申請に係る障害児の保護者に対し、第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。

5　前項の規定により障害児支援利用計画案の提出を求められた障害児の保護者は、内閣府令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画案に代えて内閣府令で定める障害児支援利用計画案を提出することができる。

6　市町村は、前2項の障害児支援利用計画案の提出があつた場合には、第1項の内閣府令で定める事項及び当該障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。

7　市町村は、通所給付決定を行う場合には、障害児通所支援の種類ごとに月を単位として内閣府令で定める期間において障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量(以下「支給量」という。)を定めなければならない。

8　通所給付決定は、内閣府令で定める期間(以下「通所給付決定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。

9　市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、内閣府令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の内閣府令で定める事項を記載した通所受給者証(以下「通所受給者証」という。)を交付しなければならない。

10　指定通所支援を受けようとする通所給付決定保護者は、内閣府令で定めるところにより、指定障害児通所支援事業者に通所受給者証を提示して当該指定通所支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

11　通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者から指定通所支援を受けたとき(当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者に通所受給者証を提示したときに限る。)は、市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者に支払うべき当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者に支払うことができる。

12　前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があつたものとみなす。

13　市町村は、指定障害児通所支援事業者から障害児通所給付費の請求があつたときは、第21条の5の3第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準及び第21条の5の19第2項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準(指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。

14　市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和６年４月１日

ID:　1619

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	通所給付決定の変更承認
法　令　名 根 拠 条 項	児童福祉法　第21条の5の8第1項
法 令 番 号	昭和22年法律第164号

【基準】

法第21条の5の8の規定による。

第21条の5の8　通所給付決定保護者は、現に受けている通所給付決定に係る障害児通所支援の支給量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、当該通所給付決定の変更の申請をすることができる。

2　市町村は、前項の申請又は職権により、前条第1項の内閣府令で定める事項を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。

3　第21条の5の5第2項、第21条の5の6(第1項を除く。)及び前条(第1項を除く。)の規定は、前項の通所給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　市町村は、第2項の通所給付決定の変更の決定を行つた場合には、通所受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

標準処理期間	60日

備考

障害児通所給付費支給決定の変更承認

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1621

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	高額障害児通所給付費の支給
法　令　名 根 拠 条 項	児童福祉法　第21条の5の12第1項
法 令 番 号	昭和22年法律第164号

【基準】

法第21条の5の12の規定による。

第21条の5の12　市町村は、通所給付決定保護者が受けた障害児通所支援に要した費用の合計額(内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額)の合計額を限度とする。)から当該費用につき支給された障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該通所給付決定保護者に対し、高額障害児通所給付費を支給する。

2　前項に定めるもののほか、高額障害児通所給付費の支給要件、支給額その他高額障害児通所給付費の支給に関し必要な事項は、指定通所支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1622

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給
法　令　名 根 拠 条 項	児童福祉法　第21条の5の13第1項
法 令 番 号	昭和22年法律第164号

【基準】

法第21条の5の13の規定による。

第21条の5の13　市町村は、第21条の5の3第1項、第21条の5の4第1項又は前条第1項の規定にかかわらず、放課後等デイサービスを受けている障害児(以下この項において「通所者」という。)について、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該通所者が満18歳に達した後においても、当該通所者からの申請により、当該通所者が満20歳に達するまで、内閣府令で定めるところにより、引き続き放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費(次項において「放課後等デイサービス障害児通所給付費等」という。)を支給することができる。ただし、当該通所者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

2　前項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第21条の5の3から前条までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3　市町村は、第1項の場合において必要があると認めるときは、児童相談所等の意見を聴くことができる。

標準処理期間	90日

備考

放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給決定

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1623

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	肢体不自由児通所医療費の支給
法　令　名 根 拠 条 項	児童福祉法　第21条の5の29第1項
法 令 番 号	昭和22年法律第164号

【基準】

法第21条の5の29の規定による。

第21条の5の29　市町村は、通所給付決定に係る障害児が、通所給付決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者(病院その他内閣府令で定める施設に限る。以下この款において同じ。)から児童発達支援のうち治療に係るもの(以下この条において「肢体不自由児通所医療」という。)を受けたときは、当該障害児に係る通所給付決定保護者に対し、当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費を支給する。

2　肢体不自由児通所医療費の額は、1月につき、肢体不自由児通所医療(食事療養を除く。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該算定した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額とする。

3　通所給付決定に係る障害児が指定障害児通所支援事業者から肢体不自由児通所医療を受けたときは、市町村は、当該障害児に係る通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者に支払うべき当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者に支払うことができる。

4　前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し肢体不自由児通所医療費の支給があつたものとみなす。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和６年４月１日

ID:　1624

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	障害児相談支援給付費の支給
法　令　名 根 拠 条 項	児童福祉法　第24条の26第1項
法 令 番 号	昭和22年法律第164号

【基準】

法第24条の26の規定による。

第24条の26　市町村は、次の各号に掲げる者(以下この条及び次条第1項において「障害児相談支援対象保護者」という。)に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費を支給する。

(1)　第21条の5の7第4項(第21条の5の8第3項において準用する場合を含む。)の規定により、障害児支援利用計画案の提出を求められた第21条の5の6第1項又は第21条の5の8第1項の申請に係る障害児の保護者　市町村長が指定する障害児相談支援事業を行う者(以下「指定障害児相談支援事業者」という。)から当該指定に係る障害児支援利用援助(次項において「指定障害児支援利用援助」という。)を受けた場合であつて、当該申請に係る給付決定等を受けたとき。

(2)　通所給付決定保護者　指定障害児相談支援事業者から当該指定に係る継続障害児支援利用援助(次項において「指定継続障害児支援利用援助」という。)を受けたとき。

2　障害児相談支援給付費の額は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助(以下「指定障害児相談支援」という。)に通常要する費用につき、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額)とする。

3　障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援事業者から指定障害児相談支援を受けたときは、市町村は、当該障害児相談支援対象保護者が当該指定障害児相談支援事業者に支払うべき当該指定障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費として当該障害児相談支援対象保護者に対し支給すべき額の限度において、当該障害児相談支援対象保護者に代わり、当該指定障害児相談支援事業者に支払うことができる。

4　前項の規定による支払があつたときは、障害児相談支援対象保護者に対し障害児相談支援給付費の支給があつたものとみなす。

5　市町村は、指定障害児相談支援事業者から障害児相談支援給付費の請求があつたときは、第2項の内閣総理大臣が定める基準及び第24条の31第2項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準(指定障害児相談支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。

6　市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

7　前各項に定めるもののほか、障害児相談支援給付費の支給及び指定障害児相談支援事業者の障害児相談支援給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1625

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	特例障害児相談支援給付費の支給
法　令　名 根 拠 条 項	児童福祉法　第24条の27第1項
法 令 番 号	昭和22年法律第164号

【基準】

法第24条の27の規定による。

第24条の27　市町村は、障害児相談支援対象保護者が、指定障害児相談支援以外の障害児相談支援（第24条の31第1項の内閣府令で定める基準及び同条第2項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち内閣府令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当障害児相談支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、基準該当障害児相談支援に要した費用について、特例障害児相談支援給付費を支給することができる。

2　特例障害児相談支援給付費の額は、当該基準該当障害児相談支援について前条第2項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当障害児相談支援に要した費用の額）を基準として、市町村が定める。

3　前2項に定めるもののほか、特例障害児相談支援給付費の支給に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1626

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	指定障害児相談支援事業者の指定
法　令　名 根 拠 条 項	児童福祉法　第24条の28第1項
法 令 番 号	昭和22年法律第164号

【基準】

法第24条の28の規定による。

第24条の28　第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定は、内閣府令で定めるところにより、総合的に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する相談支援を行う者として内閣府令で定める基準に該当する者の申請により、障害児相談支援事業を行う事業所(以下「障害児相談支援事業所」という。)ごとに行う。

2　第21条の5の15第3項(第4号、第11号及び第14号を除く。)の規定は、第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第21条の5の15第3項第1号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

標準処理期間	60日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1627

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	指定障害児相談支援事業者の指定の更新
法　令　名 根 拠 条 項	児童福祉法　第24条の29第1項
法 令 番 号	昭和22年法律第164号

【基準】

法第24条の29の規定による。

第24条の29　第24条の26第1項第1号の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4　前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

標準処理期間	60日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1632

担当部署:　福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	通所受給者証の再交付
法　令　名 根 拠 条 項	児童福祉法施行規則　第18条の6第9項
法 令 番 号	昭和23年厚生省令第11号

【基準】

省令第18条の6第9項の規定による。

第18条の6

9　市町村は、通所受給者証を破り、汚し、又は失つた通所給付決定保護者から、通所給付決定の有効期間内において、通所受給者証の再交付の申請があつたときは、通所受給者証を交付しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1633

担当部署:　産業政策部 産業観光課

処分の概要	商店街整備計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	中小小売商業振興法　第4条第1項
法 令 番 号	昭和48年法律第101号

【基準】

法第4条第1項及び政令第2条の規定による。

（高度化事業計画の認定等）

第4条　商店街振興組合等（商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会をいう。）は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

（商店街整備計画の認定の基準）

第2条　法第4条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1)　当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。

(2)　当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者（サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、法第2条第1項第2号の2又は第3号から第5号までのいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。

(3)　法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。

(4)　法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(5)　当該商店街振興組合等の組合員又は所属員がその店舗その他の施設を新設し、又は改造する事業にあつては、当該組合員又は所属員が新設し、又は改造する店舗その他の施設の敷地面積の合計のうち中小企業者が新設し、又は改造する店舗その他の施設に係る部分が3分の2以上であり、かつ、当該組合員又は所属員の2分の1以上（経済産業省令で定める場合にあつては、当該組合員又は所属員のうち経済産業省令で定める数以上の者）が当該事業に参加すること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1634

担当部署:　産業政策部 産業観光課

処分の概要	店舗集団化計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	中小小売商業振興法　第4条第2項
法 令 番 号	昭和48年法律第101号

【基準】

法第4条第2項及び政令第3条の規定による。

（高度化事業計画の認定等）

第4条

2　事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、店舗を一の団地に集団して設置する事業（当該事業に併せてアーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業を含む。）について、店舗集団化計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該店舗集団化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

（店舗集団化計画の認定の基準）

第3条　法第4条第2項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1)　事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会（次号及び第5号において「事業協同組合等」という。）の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。

(2)　当該事業協同組合等の組合員又は所属員の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。

(3)　法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。

(4)　法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(5)　当該事業協同組合等のすべての組合員又は所属員が当該団地に店舗を設置すること。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1635

担当部署:　産業政策部 産業観光課

処分の概要	共同店舗等整備計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	中小小売商業振興法　第4条第3項
法 令 番 号	昭和48年法律第101号

【基準】

法第4条第3項及び政令第4条の規定による。

（高度化事業計画の認定等）

第4条

3　第1号又は第2号に掲げる組合は当該各号に定める事業について、第3号に掲げる中小小売商業者は、当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第4号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ共同店舗等整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該共同店舗等整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

(1)　事業協同組合又は事業協同小組合　中小小売商業者である組合員のための共同店舗又は休憩所、集会場その他の共同店舗と併設される施設若しくは共同店舗の設備（以下この項及び第8項において「共同店舗等」という。）の設置の事業

(2)　協業組合　組合の店舗又は休憩所、集会場その他の店舗と併設される施設若しくは店舗の設備（次号において「店舗等」という。）の設置の事業

(3)　他の中小小売商業者と合併をしようとし、又は他の中小小売商業者とともに資本金の額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売商業者　次に掲げる事業

イ　合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社（合併後存続する会社を含む。）の店舗等の設置の事業

ロ　出資により設立される会社及びその会社に出資しようとする中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業

(4)　2以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社　当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業

（共同店舗等整備計画の認定の基準）

第4条　法第4条第3項の政令で定める基準は、同項第1号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。

(1)　当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上であること。

(2)　当該組合の組合員の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。

(3)　法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。

(4)　法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(5)　当該組合の組合員であつて中小小売商業者であるもののすべてが当該共同店舗において小売業に属する事業を営むこと。

(6)　当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が経済産業省令で定める面積以上であること。

2　法第4条第3項の政令で定める基準は、同項第2号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備

計画については、次のとおりとする。

(1)　当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上であること。

(2)　当該組合が中小小売商業者であること。

(3)　法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。

(4)　法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(5)　当該組合が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。

(6)　当該店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が前項第6号の経済産業省令で定める面積以上であること。

3　法第4条第3項の政令で定める基準は、同項第3号に掲げる中小小売商業者が当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して作成する共同店舗等整備計画及び同項第4号に掲げる会社が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。

(1)　当該合併若しくは出資をしようとし、又は当該出資をしている中小小売商業者の数が経済産業省令で定める数以上であること。

(2)　出資により設立される会社又は法第4条第3項第4号に掲げる会社にあつては、中小小売商業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は中小小売商業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が10分の7以上であること。

(3)　法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。

(4)　法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(5)　法第4条第3項第3号イに定める事業にあつては、同号イに規定する会社が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。

(6)　法第4条第3項第3号ロに定める事業又は同項第4号に定める事業にあつては、当該共同店舗が主として同項第3号ロに規定する会社若しくはその会社に出資しようとする中小小売商業者又は同項第4号に掲げる会社若しくはその会社に出資している中小小売商業者が営む小売業に属する事業の用に供されること。

(7)　当該店舗又は共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第1項第6号の経済産業省令で定める面積以上であること。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1636

担当部署:　産業政策部 産業観光課

処分の概要	商店街整備等支援計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	中小小売商業振興法　第4条第6項
法 令 番 号	昭和48年法律第101号

【基準】

法第4条第6項並びに政令第7条及び第8条の規定による。

（高度化事業計画の認定等）

第4条

6　中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備等支援計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

（特定会社の要件）

第7条　法第4条第6項の政令で定める要件は、中小企業者以外の会社（以下この条及び次条において「大企業者」という。）の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が2分の1未満であること（独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する場合にあつては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資後において、大企業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が2分の1未満となることが確実と認められること）とする。

（商店街整備等支援計画の認定の基準）

第8条　法第4条第6項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1)　法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。

(2)　法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(3)　法第4条第6項の特定会社が当該事業を実施する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。

イ　当該特定会社に出資しようとし、又は出資している者の3分の2以上が中小企業者であること。

ロ　大企業者が当該特定会社の最大株主又は最大出資者とならないこと。

ハ　いずれの大企業者についても、その所有に係る当該特定会社の株式の数の当該特定会社の発行済株式の総数に対する割合又はその当該特定会社への出資の金額の当該特定会社の出資の総額に対する割合が経済産業省令で定める割合未満であること。

(4)　共同店舗を設置する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。

イ　当該共同店舗において事業を営む者の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。

ロ　当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第4条第1項第6号の経済産業省令で定める面積以上であること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1637

担当部署:　産業政策部 産業観光課

処分の概要	高度化事業計画変更の認定
法　令　名 根 拠 条 項	中小小売商業振興法施行令　第9条第1項
法 令 番 号	昭和48年政令第286号

【基準】

政令第9条第1項の規定による。

(認定計画の変更等)

第9条　法第4条第1項から第6項までの規定による認定を受けた者、同条第3項第3号イ若しくはロ若しくは第4項第2号に規定する会社又は同条第6項に規定する特定会社は、同条第1項から第6項までの規定による認定を受けた高度化事業計画(次項において「認定計画」という。)の変更をしようとするときは、当該変更が第2条から前条までに規定する要件に適合するものである旨の経済産業大臣(法第4条第4項又は第5項の規定による認定を受けた高度化事業計画の変更については、主務大臣)の認定を受けなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1639

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	集約都市開発事業計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	都市の低炭素化の促進に関する法律　第9条第1項
法 令 番 号	平成24年法律第84号

【基準】

法第9条及び第10条の規定による。

(集約都市開発事業計画の認定)

第9条　第7条第2項第2号イに掲げる事項が記載された低炭素まちづくり計画に係る計画区域内における病院、共同住宅その他の多数の者が利用する建築物(以下「特定建築物」という。)及びその敷地の整備に関する事業(これと併せて整備する道路、公園その他の公共施設(次条第1項第3号において「特定公共施設」という。)の整備に関する事業を含む。)並びにこれに附帯する事業であって、都市機能の集約を図るための拠点の形成に資するもの(以下「集約都市開発事業」という。)を施行しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該低炭素まちづくり計画に即して集約都市開発事業に関する計画(以下「集約都市開発事業計画」という。)を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

2　集約都市開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　集約都市開発事業を施行する区域

(2)　集約都市開発事業の内容

(3)　集約都市開発事業の施行予定期間

(4)　集約都市開発事業の資金計画

(5)　集約都市開発事業の施行による都市の低炭素化の効果

(6)　その他国土交通省令で定める事項

(集約都市開発事業計画の認定基準等)

第10条　市町村長は、前条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る集約都市開発事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

(1)　当該集約都市開発事業が、都市機能の集約を図るための拠点の形成に貢献し、これを通じて、二酸化炭素の排出を抑制するものであると認められること。

(2)　集約都市開発事業計画(特定建築物の整備に係る部分に限る。次項から第4項まで及び第6項において同じ。)が第54条第1項第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものであること。

(3)　当該集約都市開発事業により整備される特定建築物の敷地又は特定公共施設において緑化その他の都市の低炭素化のための措置が講じられるものであること。

(4)　集約都市開発事業計画に記載された事項が当該集約都市開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(5)　当該集約都市開発事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

2　建築主事又は建築副主事を置かない市町村(その区域内において施行される集約都市開発事業により整備される特定建築物が政令で定める建築物である場合における建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項若しくは第2項又は第97条の3第1項若しくは第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村を含む。)の市町村長は、前項の認定を

しようとするときは、当該認定に係る集約都市開発事業計画が同項第2号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3　前条第1項の規定による認定の申請をする者は、市町村長に対し、当該市町村長が当該申請に係る集約都市開発事業計画を建築主事又は建築副主事に通知し、当該集約都市開発事業計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

4　前項の規定による申出を受けた市町村長は、速やかに、当該申出に係る集約都市開発事業計画を建築主事又は建築副主事に通知しなければならない。

5　建築基準法第18条第3項及び第14項の規定は、建築主事又は建築副主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

6　市町村長が、前項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第1項の認定をしたときは、当該認定を受けた集約都市開発事業計画は、同法第6条第1項の確認済証の交付があったものとみなす。

7　市町村長は、第5項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第1項の認定をしてはならない。

8　建築基準法第12条第8項及び第9項並びに第93条から第93条の3までの規定は、第5項において準用する同法第18条第3項及び第14項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

9　集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第1項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第3項の規定による申出があった場合及び同法第2条第2項の条例が定められている場合を除き、同法第12条第3項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第6項から第8項までの規定を適用する。

10　集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第1項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第1項の規定による届出をしなければならないものについては、同法第2条第2項の条例が定められている場合を除き、同法第19条第1項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和６年４月１日

ID:　1640

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	集約都市開発事業計画の変更の認定
法　令　名 根 拠 条 項	都市の低炭素化の促進に関する法律　第11条第1項
法 令 番 号	平成24年法律第84号

【基準】

法第11条の規定による。

（集約都市開発事業計画の変更）

第11条　前条第1項の認定を受けた者（以下「認定集約都市開発事業者」という。）は、当該認定を受けた集約都市開発事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2　前条の規定は、前項の認定について準用する。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1641

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	地位の承継の承認
法　令　名 根 拠 条 項	都市の低炭素化の促進に関する法律　第13条
法 令 番 号	平成24年法律第84号

【基準】

法第13条の規定による。

（地位の承継）

第13条　認定集約都市開発事業者の一般承継人又は認定集約都市開発事業者から認定集約都市開発事業計画に係る第9条第2項第1号の区域内の土地の所有権その他当該認定集約都市開発事業の施行に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定集約都市開発事業者が有していた第10条第1項の認定に基づく地位を承継することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1645

担当部署:　担当部署未定

処分の概要	公共下水道等の排水施設からの下水の取水等及び変更の許可
法　令　名 根 拠 条 項	都市の低炭素化の促進に関する法律　第47条第1項及び第3項
法 令 番 号	平成24年法律第84号

【基準】

法第47条の規定による。

(公共下水道等の排水施設からの下水の取水等)

第47条　低炭素まちづくり計画に記載された第7条第3項第5号イに規定する事業の実施主体は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者等の許可を受けて、公共下水道等(下水道法第2条第3号に規定する公共下水道又は同条第4号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)の排水施設(これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。)に接続設備(公共下水道等の排水施設と第7条第3項第5号イに規定する設備とを接続する設備をいう。第7項において同じ。)を設け、当該接続設備により当該公共下水道等の排水施設から下水を取水し、及び当該公共下水道等の排水施設に当該下水を流入させることができる。

2　公共下水道管理者等は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る事項が政令で定める基準を参酌して条例で定める技術上の基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

3　第1項の許可を受けた者(以下この条において「許可事業者」という。)は、当該許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、公共下水道管理者等の許可を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

4　下水道法第33条の規定は、第1項又は前項の許可について準用する。

5　許可事業者は、第1項又は第3項の許可を受けて公共下水道等の排水施設に流入させる下水に当該下水以外の物(第7条第3項第5号イに規定する設備の管理上必要な政令で定めるものを除く。)を混入してはならない。

6　許可事業者については、下水道法第38条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この項及び次項において「都市低炭素化法」という。)第7条第4項第1号に規定する公共下水道管理者等(以下この条において「公共下水道管理者等」という。)」と、「この法律の規定によつてした許可若しくは承認」とあるのは「都市低炭素化法第47条第1項若しくは第3項の許可」と、同項第1号中「この法律(第11条の3第1項及び第12条の9第1項(第25条の30第1項において準用する場合を含む。)の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例」とあるのは「都市低炭素化法第47条第3項又は第5項」と、同項第2号及び第3号並びに同条第2項中「この法律の規定による許可又は承認」とあるのは「都市低炭素化法第47条第1項又は第3項の許可」と、同項から同条第4項まで及び同条第6項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者」とあり、並びに同条第3項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者」とあるのは「公共下水道管理者等」と、同条第2項第1号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「都市低炭素化法第47条第1項に規定する公共下水道等(次号及び第3号において「公共下水道等」という。)」と、同項第2号及び第3号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「公共下水道等」と読み替えるものとする。

7　許可事業者が公共下水道等の排水施設に接続設備を設ける場合については、下水道法第24条又は第25条の29の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和４年４月１日

ID:　1650

担当部署:　建設交通部 用地課

処分の概要	測量標の使用の承認(公共測量)
法　令　名 根 拠 条 項	測量法　第39条において準用する第26条
法 令 番 号	昭和24年法律第188号

【基準】

準用する法第26条の規定による。

(測量標の使用)

第26条　基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土地理院の長の承認を得て、基本測量の測量標を使用することができる。

標準処理期間	14日

備考

本申請は、市ではなく国土地理院に対して直接行うものである。(国土地理院に確認済)

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1651

担当部署:　建設交通部 道路河川課

処分の概要	河川協力団体の指定
法　令　名 根 拠 条 項	河川法　第100条において準用する第58条の8第1項
法 令 番 号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第58条の8第1項及び省令第33条の8の規定による。

（河川協力団体の指定）

第58条の8　河川管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができる。

（河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第33条の8　法第58条の8第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1653-1
担当部署:　財務部 税務課

処分の概要	罹災証明書の交付
法　令　名 根 拠 条 項	災害対策基本法　第90条の2第1項
法 令 番 号	昭和36年法律第223号

【基準】

法第90条の2の規定による。

（罹災証明書の交付）

第90条の2　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（第4項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定による調査に必要な限度で、その保有する被災者の住家に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

3　特別区の区長は、第1項の規定による調査のため必要があると認めるときは、都知事に対して、被災者の住家に関する情報の提供を求めることができる。

4　市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、第1項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

標準処理期間	15日

備考

【共通担当部署】
財務部　税務課
消防署　予防課（火災の場合）

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和６年４月１日

ID:　1653-2
担当部署:　消防署　予防課

処分の概要	罹災証明書の交付
法　令　名 根 拠 条 項	災害対策基本法　第90条の2第1項
法 令 番 号	昭和36年法律第223号

【基準】

法第90条の2の規定による。

（罹災証明書の交付）

第90条の2　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（第4項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定による調査に必要な限度で、その保有する被災者の住家に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

3　特別区の区長は、第1項の規定による調査のため必要があると認めるときは、都知事に対して、被災者の住家に関する情報の提供を求めることができる。

4　市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、第1項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

標準処理期間	15日

備考

【共通担当部署】
財務部　税務課
消防署　予防課（火災の場合）

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和６年４月１日

ID:　1661

担当部署:　建設交通部 道路河川課

処分の概要	流水の占用の登録
法　令　名 根 拠 条 項	河川法　第100条において準用する第23条の2
法 令 番 号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第23条の2、第23条の3及び第23条の4の規定による。

（流水の占用の登録）

第23条の2　前条の許可を受けた水利使用（流水の占用又は第26条第1項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。

（登録の実施）

第23条の3　河川管理者は、前条の登録の申請があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、政令で定める事項を第12条第2項の水利台帳に登録しなければならない。

（登録の拒否）

第23条の4　河川管理者は、第23条の2の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

(1)　申請者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者であるとき。

(2)　申請者が第75条第1項の規定により許可、登録又は承認の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。

(3)　申請者が法人又は団体であつて、その役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。

(4)　第23条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する発電のために河川の流水を占用しようとする場合において、申請者と当該許可を受けた者とが異なるときは、当該申請者が当該申請に係る流水の占用について当該許可を受けた者の同意を得ていないとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める場合に該当するとき。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1666-1

担当部署:　産業政策部 農林業振興課

処分の概要	設備整備計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律　第7条第3項
法 令 番 号	平成25年法律第81号

【基準】

法第7条の規定による。

（設備整備計画の認定）

第7条　再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該整備に関する計画（以下「設備整備計画」という。）を作成し、基本計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の認定を申請することができる。

2　設備整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模その他の当該再生可能エネルギー発電設備の整備の内容並びに当該整備を行う期間

(2)　前号の再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

(3)　第1号の再生可能エネルギー発電設備又は前号の農林漁業関連施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲

(4)　第1号の整備及び第2号の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(5)　その他農林水産省令・環境省令で定める事項

3　計画作成市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る設備整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1)　設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであり、かつ、申請者が当該設備整備計画を実施する見込みが確実であること。

(2)　設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等（前項第1号の再生可能エネルギー発電設備及び同項第2号の農林漁業関連施設をいう。以下同じ。）の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であって漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同条第2項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当すること。

(3)　設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する海岸保全区域（海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第40条第1項第2号及び第3号に規定するものに限る。次項第6号及び第13条において同じ。）内において行う行為であって同法第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同法第7条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの許可をしてはならない場合に該当しないこと。

4　計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為

のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が第1号及び第3号から第9号までに掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあっては、その同意を得なければならない。

(1)　農地を農地以外のものにし、又は農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であって、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けなければならないもの　都道府県知事

(2)　集約酪農地域(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第3条第1項の規定により指定された集約酪農地域をいう。第10条において同じ。)の区域内にある草地(同法第2条第3項に規定する草地をいう。第10条において同じ。)において行う行為であって、同法第9条の規定による届出をしなければならないもの　都道府県知事

(3)　森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林(保安林(同法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。)並びに同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林(森林法第2条第1項に規定する森林をいう。)を除く。第11条第1項において「対象民有林」という。)において行う行為であって、森林法第10条の2第1項の許可を受けなければならないもの　都道府県知事

(4)　保安林において行う行為であって、森林法第34条第1項又は第2項の許可を受けなければならないもの　都道府県知事

(5)　都道府県が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であって、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の許可を受けなければならないもの　都道府県知事

(6)　海岸保全区域(当該計画作成市町村が管理するものを除く。)内において行う行為であって、海岸法第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けなければならないもの　海岸管理者(同法第2条第3項に規定する海岸管理者をいう。第8項において同じ。)

(7)　国立公園(自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第2号に規定する国立公園をいう。第14条において同じ。)の区域内において行う行為であって、同法第20条第3項の許可を受けなければならないもの又は同法第33条第1項の届出をしなければならないもの　環境大臣

(8)　国定公園(自然公園法第2条第3号に規定する国定公園をいう。第14条において同じ。)の区域内において行う行為であって、同法第20条第3項の許可を受けなければならないもの又は同法第33条第1項の届出をしなければならないもの　都道府県知事

(9)　温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項又は第11条第1項の許可を受けなければならない行為　都道府県知事

5　都道府県知事は、前項第1号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同項の同意をするものとする。

(1)　農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第4条第6項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

(2)　農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第5条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

6　環境大臣又は都道府県知事は、第4項第7号又は第8号に掲げる行為(自然公園法第20条第3項の許可に係るものに限る。)に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、同条第4項の規定によ

り同条第3項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第4項の同意をするものとする。

7　都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第4項の同意をするものとする。

(1)　第4項第3号に掲げる行為　森林法第10条の2第2項の規定により同条第1項の許可をしなければならない場合に該当すること。

(2)　第4項第4号に掲げる行為　森林法第34条第3項若しくは第4項の規定により同条第1項の許可をしなければならない場合又は同条第5項の規定により同条第2項の許可をしなければならない場合に該当すること。

(3)　第4項第5号に掲げる行為　漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第2項の規定により同条第1項の許可をしなければならない場合に該当すること。

(4)　第4項第9号に掲げる行為　温泉法第4条第1項(同法第11条第2項又は第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により同法第3条第1項又は第11条第1項の許可をしなければならない場合に該当すること。

8　海岸管理者は、第4項第6号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、海岸法第7条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により同法第7条第1項又は第8条第1項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第4項の同意をするものとする。

9　都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、第4項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。

(1)　第4項第1号に掲げる行為(当該行為に係る土地に4ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限る。)　農林水産大臣

(2)　第4項第9号に掲げる行為(隣接都府県における温泉(温泉法第2条第1項に規定する温泉をいう。)の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある場合に限る。)　環境大臣

10　環境大臣は、前項第2号の規定による協議を受けたときは、関係都府県の利害関係者の意見を聴かなければならない。

11　都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、第4項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

(1)　第4項第1号に掲げる行為　農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。次項及び第13項において同じ。)

(2)　第4項第3号に掲げる行為　都道府県森林審議会

(3)　第4項第9号に掲げる行為　自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関

12　農業委員会は、前項(第1号に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。)の規定により意見を述べようとするとき(前項の協議に係る同号に掲げる行為が30アールを超える農地が含まれる土地に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第43条第1項に規定する都道府県機構(次項において「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、同法第42条第1項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

13　前項に定めるもののほか、農業委員会は、第11項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

14　計画作成市町村が農地法第4条第1項に規定する指定市町村（次項及び第24条において「指定市町村」という。）である場合における第3項及び第4項の規定の適用については、第3項中「要件」とあるのは「要件及び第5項各号に掲げる要件」と、第4項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第2号から第9号まで」と、「第1号及び第3号」とあるのは「第3号」とする。

15　第9項及び第11項の規定は、指定市町村である計画作成市町村が設備整備計画（第4項第1号に掲げる行為に係る部分に限る。）について第3項の認定をしようとするときについて準用する。この場合において、第9項及び第11項中「次の各号」とあるのは「第1号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

標準処理期間	60日

備考

【共通担当部署】
産業政策部 エネルギー・環境戦略課
産業政策部 農林業振興課

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和６年４月１日

ID:　1666-2

担当部署:　産業政策部 エネルギー・環境戦略課

処分の概要	設備整備計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律　第7条第3項
法 令 番 号	平成25年法律第81号

【基準】

法第7条の規定による。

（設備整備計画の認定）

第7条　再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該整備に関する計画（以下「設備整備計画」という。）を作成し、基本計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の認定を申請することができる。

2　設備整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模その他の当該再生可能エネルギー発電設備の整備の内容並びに当該整備を行う期間

(2)　前号の再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

(3)　第1号の再生可能エネルギー発電設備又は前号の農林漁業関連施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲

(4)　第1号の整備及び第2号の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(5)　その他農林水産省令・環境省令で定める事項

3　計画作成市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る設備整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1)　設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであり、かつ、申請者が当該設備整備計画を実施する見込みが確実であること。

(2)　設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等（前項第1号の再生可能エネルギー発電設備及び同項第2号の農林漁業関連施設をいう。以下同じ。）の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であって漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同条第2項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当すること。

(3)　設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する海岸保全区域（海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第40条第1項第2号及び第3号に規定するものに限る。次項第6号及び第13条において同じ。）内において行う行為であって同法第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同法第7条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの許可をしてはならない場合に該当しないこと。

4　計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為

のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が第1号及び第3号から第9号までに掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあっては、その同意を得なければならない。

(1)　農地を農地以外のものにし、又は農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であって、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けなければならないもの　都道府県知事

(2)　集約酪農地域(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第3条第1項の規定により指定された集約酪農地域をいう。第10条において同じ。)の区域内にある草地(同法第2条第3項に規定する草地をいう。第10条において同じ。)において行う行為であって、同法第9条の規定による届出をしなければならないもの　都道府県知事

(3)　森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林(保安林(同法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。)並びに同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林(森林法第2条第1項に規定する森林をいう。)を除く。第11条第1項において「対象民有林」という。)において行う行為であって、森林法第10条の2第1項の許可を受けなければならないもの　都道府県知事

(4)　保安林において行う行為であって、森林法第34条第1項又は第2項の許可を受けなければならないもの　都道府県知事

(5)　都道府県が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であって、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の許可を受けなければならないもの　都道府県知事

(6)　海岸保全区域(当該計画作成市町村が管理するものを除く。)内において行う行為であって、海岸法第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けなければならないもの　海岸管理者(同法第2条第3項に規定する海岸管理者をいう。第8項において同じ。)

(7)　国立公園(自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第2号に規定する国立公園をいう。第14条において同じ。)の区域内において行う行為であって、同法第20条第3項の許可を受けなければならないもの又は同法第33条第1項の届出をしなければならないもの　環境大臣

(8)　国定公園(自然公園法第2条第3号に規定する国定公園をいう。第14条において同じ。)の区域内において行う行為であって、同法第20条第3項の許可を受けなければならないもの又は同法第33条第1項の届出をしなければならないもの　都道府県知事

(9)　温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項又は第11条第1項の許可を受けなければならない行為　都道府県知事

5　都道府県知事は、前項第1号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同項の同意をするものとする。

(1)　農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第4条第6項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

(2)　農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第5条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

6　環境大臣又は都道府県知事は、第4項第7号又は第8号に掲げる行為(自然公園法第20条第3項の許可に係るものに限る。)に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、同条第4項の規定によ

り同条第3項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第4項の同意をするものとする。

7　都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第4項の同意をするものとする。

(1)　第4項第3号に掲げる行為　森林法第10条の2第2項の規定により同条第1項の許可をしなければならない場合に該当すること。

(2)　第4項第4号に掲げる行為　森林法第34条第3項若しくは第4項の規定により同条第1項の許可をしなければならない場合又は同条第5項の規定により同条第2項の許可をしなければならない場合に該当すること。

(3)　第4項第5号に掲げる行為　漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第2項の規定により同条第1項の許可をしなければならない場合に該当すること。

(4)　第4項第9号に掲げる行為　温泉法第4条第1項(同法第11条第2項又は第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により同法第3条第1項又は第11条第1項の許可をしなければならない場合に該当すること。

8　海岸管理者は、第4項第6号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、海岸法第7条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により同法第7条第1項又は第8条第1項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第4項の同意をするものとする。

9　都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、第4項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。

(1)　第4項第1号に掲げる行為(当該行為に係る土地に4ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限る。)　農林水産大臣

(2)　第4項第9号に掲げる行為(隣接都府県における温泉(温泉法第2条第1項に規定する温泉をいう。)の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある場合に限る。)　環境大臣

10　環境大臣は、前項第2号の規定による協議を受けたときは、関係都府県の利害関係者の意見を聴かなければならない。

11　都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、第4項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

(1)　第4項第1号に掲げる行為　農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。次項及び第13項において同じ。)

(2)　第4項第3号に掲げる行為　都道府県森林審議会

(3)　第4項第9号に掲げる行為　自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関

12　農業委員会は、前項(第1号に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。)の規定により意見を述べようとするとき(前項の協議に係る同号に掲げる行為が30アールを超える農地が含まれる土地に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第43条第1項に規定する都道府県機構(次項において「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、同法第42条第1項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

13　前項に定めるもののほか、農業委員会は、第11項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

14　計画作成市町村が農地法第4条第1項に規定する指定市町村（次項及び第24条において「指定市町村」という。）である場合における第3項及び第4項の規定の適用については、第3項中「要件」とあるのは「要件及び第5項各号に掲げる要件」と、第4項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第2号から第9号まで」と、「第1号及び第3号」とあるのは「第3号」とする。

15　第9項及び第11項の規定は、指定市町村である計画作成市町村が設備整備計画（第4項第1号に掲げる行為に係る部分に限る。）について第3項の認定をしようとするときについて準用する。この場合において、第9項及び第11項中「次の各号」とあるのは「第1号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

標準処理期間	60日

備考

【共通担当部署】
産業政策部 エネルギー・環境戦略課
産業政策部 農林業振興課

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和６年４月１日

ID:　1667-1

担当部署:　産業政策部 農林業振興課

処分の概要	設備整備計画の変更
法　令　名 根 拠 条 項	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律　第8条第1項
法 令 番 号	平成25年法律第81号

【基準】

法第8条の規定による。

（設備整備計画の変更等）

第8条　前条第3項の認定を受けた者（以下「認定設備整備者」という。）は、当該認定に係る設備整備計画を変更しようとするときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、計画作成市町村の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　認定設備整備者は、前項ただし書の農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に届け出なければならない。

3　計画作成市町村は、認定設備整備者が前条第3項の認定に係る設備整備計画（第1項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定設備整備計画」という。）に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4　前条第3項から第15項までの規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。

標準処理期間	60日

備考

【共通担当部署】

産業政策部 エネルギー・環境戦略課

産業政策部 農林業振興課

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1667-2

担当部署:　産業政策部 エネルギー・環境戦略課

処分の概要	設備整備計画の変更
法　令　名 根 拠 条 項	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律　第8条第1項
法 令 番 号	平成25年法律第81号

【基準】

法第8条の規定による。

（設備整備計画の変更等）

第8条　前条第3項の認定を受けた者（以下「認定設備整備者」という。）は、当該認定に係る設備整備計画を変更しようとするときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、計画作成市町村の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　認定設備整備者は、前項ただし書の農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に届け出なければならない。

3　計画作成市町村は、認定設備整備者が前条第3項の認定に係る設備整備計画（第1項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定設備整備計画」という。）に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4　前条第3項から第15項までの規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。

標準処理期間	60日

備考

【共通担当部署】

産業政策部 エネルギー・環境戦略課

産業政策部 農林業振興課

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1669

担当部署:　産業政策部 農林業振興課

処分の概要	青年等就農計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	農業経営基盤強化促進法　第14条の4第1項
法 令 番 号	昭和55年法律第65号

【基準】

法第14条の4の規定による。

（青年等就農計画の認定）

第14条の4　同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等（新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過しないもの（次項第1号において「既に農業経営を開始した青年等」という。）を含み、認定農業者を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　前項の青年等就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　農業経営の開始の時における農業経営の状況（既に農業経営を開始した青年等にあつては、農業経営の現状）

(2)　農業経営の開始から相当の期間を経過した時における農業経営に関する目標

(3)　前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

(4)　第4条第2項第2号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項

(5)　その他農林水産省令で定める事項

3　同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1)　基本構想に照らし適切なものであること。

(2)　その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

標準処理期間	60日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1670

担当部署:　産業政策部 農林業振興課

処分の概要	青年等就農計画の変更の認定
法　令　名 根 拠 条 項	農業経営基盤強化促進法　第14条の5第1項
法 令 番 号	昭和55年法律第65号

【基準】

法第14条の5の規定による。

(青年等就農計画の変更等)

第14条の5　前条第1項の認定を受けた者(以下「認定就農者」という。)は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

2　同意市町村は、前条第1項の認定に係る青年等就農計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。)が同条第3項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第2項第2号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　認定就農者が第12条第1項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第1項の認定は、その効力を失う。

4　前条第3項の規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。

標準処理期間	60日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1672

担当部署:　福祉保健部 社会福祉課

処分の概要	就労自立給付金の支給
法　令　名 根 拠 条 項	生活保護法　第55条の4第1項
法 令 番 号	昭和25年法律第144号

【基準】

法第55条の4の規定による。

（就労自立給付金の支給）

第55条の4　都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある）被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。

2　前項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

3　第1項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の就労自立給付金を支給する者に委託して行うことを妨げない。

生活保護法による就労自立給付金の支給について（平成26年4月25日社援発0425第3号通知）による。

標準処理期間	14日以内（通知による。）

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1673

担当部署:　建設交通部 建築住宅課

処分の概要	特定入居者の賃貸の承認
法　令　名 根 拠 条 項	建築物の耐震改修の促進に関する法律　第28条第1項
法 令 番 号	平成7年法律第123号

【基準】

法第28条の規定による。

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

第28条　第5条第3項第4号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第5条第1項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第3項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2　前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3　特定優良賃貸住宅法第5条第1項に規定する認定事業者が第1項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第11条第1項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第28条第2項の規定」とする。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1678

担当部署:　福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	母子家庭自立支援給付金の支給
法　令　名 根 拠 条 項	母子及び父子並びに寡婦福祉法　第31条
法 令 番 号	昭和39年法律第129号

【基準】

法第31条及び政令第27条から第29条までの規定による。

(母子家庭自立支援給付金)

第31条　都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金(以下「母子家庭自立支援給付金」という。)を支給することができる。

(1)　配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、内閣府令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する給付金(以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。)

(2)　配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として内閣府令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金(以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。)

(3)　前2号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

(母子家庭自立支援教育訓練給付金)

第27条　法第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金(以下単に「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。)は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであつて、前年(1月から7月までに母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給の請求をする場合にあつては、前々年とする。以下この項において同じ。)の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表の第2欄に定める額未満であるもの(以下この項及び第3項において「受給資格者」という。)が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、当該受給資格者に対し支給するものとする。

2　前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。

3　母子家庭自立支援教育訓練給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定による教育訓練給付金(次号及び第3号において「教育訓練給付金」という。)の支給を受けることができない受給資格者(次号に掲げる者を除く。)　当該受給資格者が第1項に規定する教育訓練の受講のために支払つた費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が20万円を超えるときは、20万円)

(2)　教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(職業に必要な実践的かつ専門的なものとして法第8条第1項に規定する都道府県知事等が指定する教育訓練(以下

この号及び次号において「指定教育訓練」という。)を受ける者に限る。)　当該受給資格者が当該指定教育訓練の受講のために支払つた費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が160万円を超えるときは、160万円)

(3)　教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者　第1号(指定教育訓練を受ける者であるときは、前号)に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けることができる教育訓練給付金の額を差し引いた額

4　第1項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により母子家庭自立支援教育訓練給付金の額として算定された額が1万2000円を超えないときは、母子家庭自立支援教育訓練給付金は、支給しない。

(母子家庭高等職業訓練促進給付金)

第28条　法第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金(以下単に「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。)は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであつて、前年(1月から7月までに当該母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前々年とする。以下この項において同じ。)の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表の第2欄に定める額未満であるもの(以下この条において「受給資格者」という。)が、就職を容易にするために必要な資格を取得するため養成機関において6月以上修業する場合に、当該受給資格者に対し支給するものとする。

2　前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。

3　母子家庭高等職業訓練促進給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　受給資格者及び当該受給資格者と同一の世帯に属する者が母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度(4月から7月までに当該母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。次条第4項第1号において同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び法第31条に規定する母子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第4項第1号において同じ。)　第1項の養成機関における課程の修了までの期間が12月以上である場合にあつては月額10万円(当該期間の最後の12月間については、月額14万円)、当該期間が12月未満である場合にあつては月額14万円

(2)　前号に掲げる者以外の者　第1項の養成機関における課程の修了までの期間が12月以上である場合にあつては月額7万500円(当該期間の最後の12月間については、月額11万500円)、当該期間が12月未満である場合にあつては月額11万500円

4　母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給期間は、受給資格者が第1項の養成機関において修業する期間に相当する期間(その期間が48月を超えるときは、48月)を超えない期間とする。

(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金)

第29条　法第31条第3号に規定する政令で定める給付金は、母子家庭高等職業訓練修了支援給付金とする。

2　母子家庭高等職業訓練修了支援給付金は、次の各号のいずれにも該当する者(第4項において「受給資格者」という。)に対し支給するものとする。

(1)　前条第1項の養成機関において6月以上の課程を修了した者(次号及び第3号において「養成課程修了者」という。)であつて、当該養成機関における修業を開始した日(次号において「修業開始日」という。)及び当該養成機関における課程を修了した日(第3号及び第4項第1号において「修了日」という。)において、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの

(2)　養成課程修了者の修業開始日の属する年の前年(修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が修業開始日の属する年の前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表の第2欄に定める額未満であるもの

(3)　養成課程修了者の修了日の属する年の前年(修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が修了日の属する年の前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表の第2欄に定める額未満であるもの

3　前項第2号及び第3号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、前条第2項の規定を準用する。

4　母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　受給資格者及び当該受給資格者と同一の世帯に属する者が修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者　5万円

(2)　前号に掲げる者以外の者　2万5000円

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和６年４月１日

ID:　1681

担当部署:　福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	父子家庭自立支援給付金の支給
法　令　名 根 拠 条 項	母子及び父子並びに寡婦福祉法　第31条の10において準用する第31条
法 令 番 号	昭和39年法律第129号

【基準】

準用する法第31条及び法第31条の10の規定による。

（母子家庭自立支援給付金）

第31条　都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」という。）を支給することができる。

(1)　配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、内閣府令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する給付金（以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。）

(2)　配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として内閣府令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金（以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。）

(3)　前2号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

（父子家庭自立支援給付金）

第31条の10　第31条から第31条の4までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第31条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第1号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第2号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第31条の2中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第31条の3及び第31条の4中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1683

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	開発行為の許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第29条第1項の適用)
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第93条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する都市計画法第29条の規定による。

(開発行為の許可)

第29条　都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(1)　市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの

(2)　市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの

(3)　駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

(4)　都市計画事業の施行として行う開発行為

(5)　土地区画整理事業の施行として行う開発行為

(6)　市街地再開発事業の施行として行う開発行為

(7)　住宅街区整備事業の施行として行う開発行為

(8)　防災街区整備事業の施行として行う開発行為

(9)　公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第22条第2項の告示がないものにおいて行う開発行為

(10)　非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為

(11)　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2　都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(1)　農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

(2)　前項第3号、第4号及び第9号から第11号までに掲げる開発行為

3　開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における第1項第1号及び前項の規定の適用については、政令で定める。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1684

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	開発行為の変更許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第35条の2第1項の適用)
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第93条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する都市計画法第35条の2第1項の規定による。

(変更の許可等)

第35条の2　開発許可を受けた者は、第30条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第29条第1項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第2項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未満の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1685

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	工事完了の検査(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第36条第2項の適用)
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第93条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する都市計画法第36条第1項及び第2項の規定による。

(工事完了の検査)

第36条　開発許可を受けた者は、当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為に関する工事(当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事)を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1686

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	開発許可を受けた開発区域内の土地における公告前の建築物の建築等の特例承認(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第37条ただし書の適用)
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法　第93条第1項
法令番号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する都市計画法第37条の規定による。

(建築制限等)

第37条　開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

(1)　当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。

(2)　第33条第1項第14号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和3年4月1日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　1687

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	建築物の建蔽率等の指定の特例許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第41条第2項ただし書の適用)
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第93条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する都市計画法第41条の規定による。

(建築物の建蔽率等の指定)

第41条　都道府県知事は、用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の建蔽率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができる。

2　前項の規定により建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域内においては、建築物は、これらの制限に違反して建築してはならない。ただし、都道府県知事が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1688

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	開発許可を受けた土地における建築等の特例許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第42条第1項ただし書の適用)
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第93条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する都市計画法第42条の規定による。

(開発許可を受けた土地における建築等の制限)

第42条　何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、第36条第3項の公告があつた後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築し、又は新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定の建築物以外の建築物としてはならない。ただし、都道府県知事が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したとき、又は建築物及び第一種特定工作物で建築基準法第88条第2項の政令で指定する工作物に該当するものにあつては、当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、この限りでない。

2　国又は都道府県等が行う行為については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、前項ただし書の規定による許可があつたものとみなす。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1689

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第43条第1項の適用)
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第93条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する都市計画法第43条の規定による。

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)

第43条　何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第29条第1項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。

(1)　都市計画事業の施行として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

(2)　非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

(3)　仮設建築物の新築

(4)　第29条第1項第9号に掲げる開発行為その他の政令で定める開発行為が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

(5)　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2　前項の規定による許可の基準は、第33条及び第34条に規定する開発許可の基準の例に準じて、政令で定める。

3　国又は都道府県等が行う第1項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設(同項各号に掲げるものを除く。)については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、同項の許可があつたものとみなす。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1690

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	開発許可に基づく地位の承継の承認（第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第45条の適用）
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第93条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する都市計画法第45条の規定による。

第45条　開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1691

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	跡地等管理等協定の締結の認可及び変更認可
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第111条第4項(第113条において準用する場合を含む。)
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

法第111条及び第112条の規定による。

(跡地等管理等協定の締結等)

第111条　市町村又は都市再生推進法人等(第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法第69条第1項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第115条第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地保全・緑化推進法人」という。)又は景観法第92条第1項の規定により指定された景観整備機構(第116条第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。)をいう。以下同じ。)は、立地適正化計画に記載された跡地等管理等区域内の跡地等(緑地保全・緑化推進法人にあっては都市緑地法第3条第1項に規定する緑地であるものに、景観整備機構にあっては景観計画区域内にあるものに限る。)を適正に管理し、又は跡地(緑地保全・緑化推進法人にあっては都市緑地法第3条第1項に規定する緑地であるものに、景観整備機構にあっては景観計画区域内にあるものに限る。)における緑地等の整備等をするため、当該跡地等の所有者等と次に掲げる事項を定めた協定(以下「跡地等管理等協定」という。)を締結して、当該跡地等に係る跡地等の管理等を行うことができる。

(1)　跡地等管理等協定の目的となる跡地等(以下この条において「協定跡地等」という。)

(2)　協定跡地等に係る跡地等の管理等の方法に関する事項

(3)　協定跡地等に係る跡地等の管理等に必要な施設の整備に関する事項

(4)　跡地等管理等協定の有効期間

(5)　跡地等管理等協定に違反した場合の措置

2　跡地等管理等協定については、協定跡地等の所有者等の全員の合意がなければならない。

3　跡地等管理等協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

(1)　立地適正化計画に記載された第81条第16項に規定する事項に適合するものであること。

(2)　協定跡地等の利用を不当に制限するものでないこと。

(3)　第1項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

4　都市再生推進法人等が跡地等管理等協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

(跡地等管理等協定の認可)

第112条　市町村長は、前条第4項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反しないこと。

(2)　跡地等管理等協定の内容が、前条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1697

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	買受計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第109条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第109条及び第110条の規定による。

(買受計画の認定)

第109条　マンション敷地売却決議が予定されている特定要除却認定マンションについて、マンション敷地売却決議があった場合にこれを買い受けようとする者は、当該特定要除却認定マンションごとに、国土交通省令で定めるところにより、マンション敷地売却決議がされた特定要除却認定マンション(以下「決議特定要除却認定マンション」という。)の買受け及び除却並びに代替建築物の提供等(決議特定要除却認定マンションに代わるべき建築物又はその部分の提供又はあっせんをいう。以下同じ。)に関する計画(以下「買受計画」という。)を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができる。

2　買受計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　決議特定要除却認定マンションを買い受けた日から決議特定要除却認定マンションを除却する日までの間における当該決議特定要除却認定マンションの管理に関する事項

(2)　決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却の予定時期

(3)　決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画

(4)　代替建築物の提供等に関する計画(次条第3号において「代替建築物提供等計画」という。)

(5)　決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地の利用に関する事項

(6)　その他国土交通省令で定める事項

(買受計画の認定基準)

第110条　都道府県知事等は、前条第1項の認定の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

(1)　決議特定要除却認定マンションを買い受けた日から決議特定要除却認定マンションが除却される日までの間に、当該決議特定要除却認定マンションについて新たな権利が設定されないことが確実であること。

(2)　決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画が当該買受け及び除却を遂行するため適切なものであり、当該決議特定要除却認定マンションが買い受けられ、かつ、除却されることが確実であること。

(3)　代替建築物提供等計画が当該決議特定要除却認定マンションの区分所有者又は借家権者の要請に係る代替建築物の提供等を確実に遂行するため適切なものであること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	最終変更年月日	令和４年４月１日

ID:　1698

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	買受計画の変更認定
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第111条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第111条の規定による。

(買受計画の変更)

第111条　第109条第1項の認定を受けた者(以下「認定買受人」という。)は、買受計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2　前条の規定は、前項の場合について準用する。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1699

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	組合設立の認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第120条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第120条及び第121条の規定による。

(設立の認可)

第120条　第108条第10項において読み替えて準用する区分所有法第64条の規定によりマンション敷地売却決議の内容によりマンション敷地売却を行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該マンション敷地売却決議の内容により当該マンション敷地売却を行う旨の同意をしたものを含む。以下「マンション敷地売却合意者」という。)は、5人以上共同して、定款及び資金計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができる。

2　前項の規定による認可を申請しようとするマンション敷地売却合意者は、組合の設立について、マンション敷地売却合意者の4分の3以上の同意(同意した者の区分所有法第38条の議決権の合計がマンション敷地売却合意者の同条の議決権の合計の4分の3以上であり、かつ、同意した者の敷地利用権の持分の価格の合計がマンション敷地売却合意者の敷地利用権の持分の価格の合計の4分の3以上となる場合に限る。)を得なければならない。

3　前2項の場合において、マンションの1の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を1人のマンション敷地売却合意者とみなす。

(認可の基準)

第121条　都道府県知事等は、前条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反するものでないこと。

(2)　定款又は資金計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。

(3)　当該マンション敷地売却事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(4)　その他基本方針に照らして適切なものであること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1700

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	定款又は資金計画の変更認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第134条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第134条及び第121条の規定による。

（定款又は資金計画の変更）

第134条　組合は、定款又は資金計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2　第121条及び第123条の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、同条第2項中「組合の成立又は定款若しくは資金計画」とあるのは「定款又は資金計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第134条第1項の規定による認可があった際に従前から組合員であった者以外の」と読み替えるものとする。

3　組合は、事業に要する経費の分担に関し定款又は資金計画を変更しようとする場合において、マンション敷地売却事業の実施のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

（認可の基準）

第121条　都道府県知事等は、前条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反するものでないこと。

(2)　定款又は資金計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。

(3)　当該マンション敷地売却事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(4)　その他基本方針に照らして適切なものであること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和４年４月１日

ID:　1701

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	組合解散の認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第137条第4項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第137条の規定による。

（解散）

第137条　組合は、次に掲げる理由により解散する。

(1)　設立についての認可の取消し

(2)　総会の議決

(3)　事業の完了又はその完了の不能

2　前項第2号の議決は、権利消滅期日前に限り行うことができるものとする。

3　組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。

4　組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

5　都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

6　組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和４年４月１日

ID:　1702

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	分配金取得計画の認可及び変更認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第141条第1項(第145条において準用する場合を含む。)
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第141条及び第144条の規定による。

(分配金取得計画の決定及び認可)

第141条　組合は、第123条第1項の公告後、遅滞なく、分配金取得計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2　組合は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、分配金取得計画について、あらかじめ、総会の議決を経るとともに、売却マンションの敷地利用権が賃借権であるときは、売却マンションの敷地の所有権を有する者の同意を得なければならない。ただし、その所有権をもって組合に対抗することができない者については、この限りでない。

(認可の基準)

第144条　都道府県知事等は、第141条第1項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

(1)　申請手続又は分配金取得計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。

(2)　マンション敷地売却決議の内容に適合していること。

(3)　売却マンションの区分所有権又は敷地利用権について先取特権等を有する者の権利を不当に害するものでないこと。

(4)　その他基本方針に照らして適切なものであること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1705

担当部署:　産業政策部 農林業振興課

処分の概要	事業計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律　第7条第5項
法 令 番 号	平成26年法律第78号

【基準】

法第7条の規定による。

(事業計画の認定)

第7条　促進計画に基づいて当該促進計画に定められた前条第2項第1号の区域内において多面的機能発揮促進事業を実施しようとする農業者団体等は、その実施しようとする多面的機能発揮促進事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、当該促進計画を作成した市町村(以下「特定市町村」という。)の認定を申請することができる。

2　事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　多面的機能発揮促進事業の目標

(2)　多面的機能発揮促進事業の内容に関する次に掲げる事項

イ　多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

ロ　第3条第3項第1号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては、当該事業に係る施設の所在及び種類、当該施設の管理に関し行う同号イに掲げる活動又は同号ロに掲げる活動の別及び当該活動の内容その他農林水産省令で定める事項

ハ　第3条第3項第2号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては、当該事業に係る農業生産活動の内容、当該農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動の内容その他農林水産省令で定める事項

ニ　第3条第3項第3号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては、当該事業に係る自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容、当該生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容その他農林水産省令で定める事項

(3)　多面的機能発揮促進事業の実施期間

(4)　その他農林水産省令で定める事項

3　農業者団体等であって農林水産省令で定めるものは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第85条第1項に規定する都道府県営土地改良事業によって生じた同法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設(次項において「土地改良施設」という。)について第3条第3項第1号に掲げる事業(同号ロに掲げる活動を行うものに限る。)を実施しようとするときは、前項第2号ロに掲げる事項に、第12条第1項の規定による委託を受けて行う当該土地改良施設についての管理に関する事項を記載することができる。

4　前項に規定する農業者団体等は、同項の規定により事業計画に土地改良施設についての管理に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県(土地改良法第94条の10第1項の規定により当該都道府県が当該土地改良施設を同法第94条の3第1項に規定する土地改良区等に管理させている場合にあっては、当該土地改良区等を含む。)の同意を得なければならない。

5　特定市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1)　当該事業計画が促進計画に照らし適切なものであること。

(2)　当該事業計画に定める事項が当該事業計画に係る多面的機能発揮促進事業を確実に

実施するために適切なものであること。

(3)　当該事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業の実施区域(当該事業計画に2以上の多面的機能発揮促進事業が記載されている場合にあっては、その全ての実施区域)内に、現に耕作又は養畜の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作又は養畜の目的に供されないと見込まれる農用地として農林水産省令で定めるものがないこと。

6　特定市町村は、第1項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要(当該認定に係る事業計画に、前条第2項第4号の規定により定められた区域内において実施される多面的機能発揮促進事業が記載されている場合にあっては、その旨を含む。)を公表しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1706

担当部署:　産業政策部 農林業振興課

処分の概要	事業計画の変更認定
法　令　名 根 拠 条 項	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律　第8条第1項
法 令 番 号	平成26年法律第78号

【基準】

法第8条の規定による。

（事業計画の変更等）

第8条　前条第1項の認定を受けた農業者団体等（以下「認定農業者団体等」という。）は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、特定市町村の認定を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2　特定市町村は、認定農業者団体等が前条第1項の認定に係る事業計画（前項の変更の認定又は同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更があったときは、その変更後のもの。以下この条において「認定事業計画」という。）に従って当該認定事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業（以下「認定事業」という。）を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　特定市町村は、認定事業計画が前条第5項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定農業者団体等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第1項の認定を取り消すことができる。

4　前条第4項から第6項までの規定は、認定事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第5項及び第6項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。

標準処理期間	15日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1708

担当部署:　福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	公私連携法人の指定
法　令　名 根 拠 条 項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律　第34条第1項
法 令 番 号	平成18年法律第77号

【基準】

法第34条第1項の規定による。

（公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例）

第34条　市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携幼保連携型認定こども園（次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に教育及び保育等を行う幼保連携型認定こども園をいう。以下この条において同じ。）の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの（学校法人又は社会福祉法人に限る。）を、その申請により、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人（以下この条において「公私連携法人」という。）として指定することができる。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1713

担当部署:　建設交通部 道路河川課

処分の概要	入札占用計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	道路法　第39条の5第1項
法 令 番 号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第39条の5の規定による。

（入札占用計画の認定）

第39条の5　道路管理者は、前条第5項の規定により通知した落札者が提出した入札占用計画について、道路の場所を指定して、当該入札占用計画が適当である旨の認定をするものとする。

2　道路管理者は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1714

担当部署:　建設交通部 道路河川課

処分の概要	入札占用計画の変更の認定
法　令　名 根 拠 条 項	道路法　第39条の6第1項
法 令 番 号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第39条の6の規定による。

（入札占用計画の変更等）

第39条の6　前条第1項の規定による認定を受けた者（次条において「認定計画提出者」という。）は、当該認定を受けた入札占用計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。

2　道路管理者は、前項の規定による変更の認定をしようとする場合において、変更後の入札占用計画に従つて入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3　道路管理者は、第1項の規定による変更の認定の申請があつた場合において、その申請に係る変更後の入札占用計画が第39条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当すると認めるときは、第1項の規定による認定をするものとする。

4　前条第2項の規定は、第1項の規定による変更の認定をした場合について準用する。

標準処理期間	15日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1715

担当部署:　建設交通部 道路河川課

処分の概要	占用入札を行つた場合における道路の占用の許可
法　令　名 根 拠 条 項	道路法　第39条の7第1項
法 令 番 号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第39条の7の規定による。

（占用入札を行つた場合における道路の占用の許可）

第39条の7　認定計画提出者は、第39条の5第1項の規定による認定を受けた入札占用計画（前条第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において「認定入札占用計画」という。）に従つて入札対象施設等を設置しなければならない。

2　道路管理者は、認定計画提出者から認定入札占用計画に基づき第32条第1項又は第3項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。

3　前項の規定による許可に係る第32条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、第32条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、第39条の3第2項第2号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持を図る」とする。

4　道路管理者が第2項の規定により第32条第1項又は第3項の規定による許可を与えた場合においては、当該許可に係る占用料の額は、第39条第2項の規定にかかわらず、占用入札において認定計画提出者が申し出た額（当該申し出た額が同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）で定める額を下回る場合にあつては、当該条例又は当該政令で定める額）とする。この場合において、同条第1項ただし書の規定は、適用しない。

5　第39条の5第1項の規定による認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、同項の道路の場所については、第32条第1項又は第3項の規定による許可の申請をすることができない。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1716

担当部署:　福祉保健部 社会福祉課

処分の概要	生活困窮者住居確保給付金の支給
法　令　名 根 拠 条 項	生活困窮者自立支援法　第6条第1項
法 令 番 号	平成25年法律第105号

【基準】

法第6条の規定による。

（生活困窮者住居確保給付金の支給）

第6条　都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第3条第3項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

2　前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1718

担当部署:　福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	指定事業者の指定
法　令　名 根 拠 条 項	介護保険法　第115条の45の5
法 令 番 号	平成9年法律第123号

【基準】

法第115条の45の5及び省令第140条の63の6の規定による。

（指定事業者の指定）

第115条の45の5　第115条の45の3第1項の指定（第115条の45の7第1項を除き、以下この章において「指定事業者の指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、第1号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第1号事業を行う事業所ごとに行う。

2　市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正に第1号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。

（法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準）

第140条の63の6　法第115条の45の5第2項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1)　第1号事業（第1号生活支援事業を除く。）に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準

イ　介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準その他厚生労働大臣が定める基準の例による基準又は指定介護予防支援等基準（地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者に係る部分に限る。）に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準

ロ　旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る基準その他厚生労働大臣が定める基準又は指定介護予防支援等基準に規定する基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準

ハ　平成26年改正前法第54条第1項第3号又は法第59条第1項第2号に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者等が、平成26年改正前法第54条第1項第3号又は法第59条第1項第2号に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案した基準

(2)　第1号事業に係る基準として、当該第1号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準（前号に掲げるものを除く。）

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和６年４月１日

ID:　1719

担当部署:　福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	指定事業者の指定の更新
法　令　名 根 拠 条 項	介護保険法　第115条の45の6第1項
法 令 番 号	平成9年法律第123号

【基準】

法第115条の45の6の規定による。

（指定の更新）

第115条の45の6　指定事業者の指定は、厚生労働省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定事業者の指定は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3　前項の場合において、指定事業者の指定の更新がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4　前条の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1724

担当部署:　福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	家庭的保育事業等の認可
法　令　名 根 拠 条 項	児童福祉法　第34条の15第2項
法 令 番 号	昭和22年法律第164号

【基準】

法第34条の15の規定による。

第34条の15　市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2　国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3　市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第4号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。

(1)　当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。

(2)　当該家庭的保育事業等を行う者(その者が法人である場合にあつては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第35条第5項第2号において同じ。)とする。)が社会的信望を有すること。

(3)　実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

(4)　次のいずれにも該当しないこと。

イ　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ　申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ　申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ　申請者が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号及び第35条第5項第4号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文

に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ　申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。)の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第35条第5項第4号ホにおいて同じ。)が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ　申請者が、第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ト　申請者が、第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

チ　へに規定する期間内に第7項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前60日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

リ　申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ　申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル　申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

4　市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童

福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5　市町村長は、第3項に基づく審査の結果、その申請が次条第1項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第3項各号に掲げる基準(その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第4号に掲げる基準に限る。)に該当すると認めるときは、第2項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域(子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。)における特定地域型保育事業所(同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第43条第1項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。)の利用定員の総数(同法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)が、同法第61条第1項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数(同法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、第2項の認可をしないことができる。

6　市町村長は、家庭的保育事業等に関する第2項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

7　国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1725

担当部署:　福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認
法　令　名 根 拠 条 項	児童福祉法　第34条の15第7項
法 令 番 号	昭和22年法律第164号

【基準】

法第34条の15の規定による。

第34条の15　市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2　国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3　市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第4号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。

(1)　当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。

(2)　当該家庭的保育事業等を行う者(その者が法人である場合にあつては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第35条第5項第2号において同じ。)とする。)が社会的信望を有すること。

(3)　実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

(4)　次のいずれにも該当しないこと。

イ　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ　申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ　申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ　申請者が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号及び第35条第5項第4号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文

に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ　申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。)の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第35条第5項第4号ホにおいて同じ。)が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ　申請者が、第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ト　申請者が、第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

チ　へに規定する期間内に第7項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前60日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

リ　申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ　申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル　申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

4　市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童

福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5　市町村長は、第3項に基づく審査の結果、その申請が次条第1項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第3項各号に掲げる基準(その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第4号に掲げる基準に限る。)に該当すると認めるときは、第2項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域(子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。)における特定地域型保育事業所(同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第43条第1項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。)の利用定員の総数(同法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)が、同法第61条第1項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数(同法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、第2項の認可をしないことができる。

6　市町村長は、家庭的保育事業等に関する第2項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

7　国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1729

担当部署:　福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	公私連携保育法人の指定
法　令　名 根 拠 条 項	児童福祉法　第56条の8第1項
法 令 番 号	昭和22年法律第164号

【基準】

法第56条の8第1項の規定による。

第56条の8　市町村長は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携型保育所(次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に保育及び子育て支援事業(以下この条において「保育等」という。)を行う保育所をいう。以下この条において同じ。)の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの(法人に限る。)を、その申請により、公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人(以下この条において「公私連携保育法人」という。)として指定することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1733

担当部署:　福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	教育・保育給付認定
法　令　名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法　第20条第1項及び第3項
法 令 番 号	平成24年法律第65号

【基準】

法第20条の規定による。

(市町村の認定等)

第20条　前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2　前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3　市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量(月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。)の認定を行うものとする。

4　市町村は、第1項及び前項の認定(以下「教育・保育給付認定」という。)を行ったときは、その結果を当該教育・保育給付認定に係る保護者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども(以下「教育・保育給付認定子ども」という。)の該当する前条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証(以下「支給認定証」という。)を交付するものとする。

5　市町村は、第1項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

6　第1項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から30日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間(次項において「処理見込期間」という。)及びその理由を通知し、これを延期することができる。

7　第1項の規定による申請をした日から30日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

標準処理期間	申請のあった日から30日以内(第20条第6項)

備考			
設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1734

担当部署:　福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	教育・保育給付認定の変更
法　令　名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法　第23条第1項
法 令 番 号	平成24年法律第65号

【基準】

法第23条の規定による。

（教育・保育給付認定の変更）

第23条　教育・保育給付認定保護者は、現に受けている教育・保育給付認定に係る当該教育・保育給付認定子どもの該当する第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、教育・保育給付認定の変更の認定を申請することができる。

2　市町村は、前項の規定による申請により、教育・保育給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

3　第20条第2項、第3項、第4項前段及び第5項から第7項までの規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　市町村は、職権により、教育・保育給付認定保護者につき、第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「満3歳未満保育認定子ども」という。）が満3歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

5　第20条第2項、第3項及び第4項前段の規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　市町村は、第2項又は第4項の教育・保育給付認定の変更の認定を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

標準処理期間	申請のあった日から30日以内（第20条第6項）
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1740

担当部署:　福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	特定教育・保育施設の確認
法　令　名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法　第31条第1項
法 令 番 号	平成24年法律第65号

【基準】

法第31条の規定による。

（特定教育・保育施設の確認）

第31条　第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。第58条の9第2項、第3項及び第6項、第65条第4号及び第5号並びに附則第7条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。第58条の4第1項第1号、第58条の9第2項並びに第65条第3号及び第4号において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

(1)　認定こども園　第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2)　幼稚園　第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3)　保育所　第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2　市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3　市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1741

担当部署:　福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	特定教育・保育施設の確認の変更
法　令　名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法　第32条第1項
法 令 番 号	平成24年法律第65号

【基準】

法第32条第1項の規定による。

（特定教育・保育施設の確認の変更）

第32条　特定教育・保育施設の設置者は、利用定員（第27条第1項の確認において定められた利用定員をいう。第34条第3項第1号を除き、以下この款において同じ。）を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る第27条第1項の確認の変更を申請することができる。

2　前条第3項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　市町村長は、前項の規定により前条第3項の規定を準用する場合のほか、利用定員を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

標準処理期間	15日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1744

担当部署:　福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	特定地域型保育事業者の確認
法　令　名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法　第43条第1項
法 令 番 号	平成24年法律第65号

【基準】

法第43条の規定による。

（特定地域型保育事業者の確認）

第43条　第29条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

2　市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1745

担当部署:　福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	特定地域型保育事業者の確認の変更
法　令　名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法　第44条
法 令 番 号	平成24年法律第65号

【基準】

法第44条の規定による。

（特定地域型保育事業者の確認の変更）

第44条　特定地域型保育事業者は、利用定員（第29条第1項の確認において定められた利用定員をいう。第46条第3項第1号を除き、以下この款において同じ。）を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る第29条第1項の確認の変更を申請することができる。

標準処理期間	15日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1750

担当部署:　福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	支給認定証の再交付
法　令　名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法施行規則　第16条第1項
法 令 番 号	平成26年内閣府令第44号

【基準】

府令第16条の規定による。

（支給認定証の再交付）

第16条　市町村は、支給認定証を破り、汚し、又は失った教育・保育給付認定保護者から、教育・保育給付認定の有効期間内において、支給認定証の再交付の申請があったときは、支給認定証を交付するものとする。

2　前項の申請をしようとする教育・保育給付認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

(1)　当該申請を行う教育・保育給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）

(2)　当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び教育・保育給付認定保護者との続柄

(3)　申請の理由

3　支給認定証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その支給認定証を添付しなければならない。

4　支給認定証の再交付を受けた後、失った支給認定証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

標準処理期間	5日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1757

担当部署:　農業委員会事務局

処分の概要	農地の転用の許可
法　令　名 根 拠 条 項	農地法　第4条第1項
法 令 番 号	昭和27年法律第229号

【基準】

法第4条の規定による。

（農地の転用の制限）

第4条　農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)　次条第1項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合

(2)　国又は都道府県等（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）が、道路、農業用用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合

(3)　農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同条第1項の権利に係る農地を当該農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供する場合

(4)　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第2条第3項第3号の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合

(5)　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条第1項の規定により作成された活性化計画（同条第4項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）に従つて農地を同条第2項第2号に規定する活性化事業の用に供する場合又は同法第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、若しくは移転された同法第5条第10項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合

(6)　土地収用法その他の法律によつて収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合

(7)　市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。）をいう。）内にある農地を、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものにする場合

(8)　その他農林水産省令で定める場合

2　前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなければならない。

3　農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事等に送付しなければならない。

4　農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき(同項の申請書が同一の事業の目的に供するため30アールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第43条第1項に規定する都道府県機構(以下「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、同法第42条第1項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

5　前項に規定するもののほか、農業委員会は、第3項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

6　第1項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第1号及び第2号に掲げる場合において、土地収用法第26条第1項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第2項において同じ。)に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第1号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画(以下単に「農用地利用計画」という。)において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

(1)　次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合

イ　農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内にある農地

ロ　イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの(市街化調整区域(都市計画法第7条第1項の市街化調整区域をいう。以下同じ。)内にある政令で定める農地以外の農地にあつては、次に掲げる農地を除く。)

(1)　市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの

(2)　(1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの

(2)　前号イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1)に掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。

(3)　申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

(4)　申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(5)　申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合

(6)　仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき。

7　第1項の許可は、条件を付けてすることができる。
8　国又は都道府県等が農地を農地以外のものにしようとする場合(第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。
9　都道府県知事等は、前項の協議を成立させようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない。
10　第4項及び第5項の規定は、農業委員会が前項の規定により意見を述べようとする場合について準用する。
11　第1項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1758

担当部署:　農業委員会事務局

処分の概要	農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可
法　令　名 根 拠 条 項	農地法　第5条第1項
法 令 番 号	昭和27年法律第229号

【基準】

法第5条の規定による。

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第5条　農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第4項において同じ。）にするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)　国又は都道府県等が、前条第1項第2号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合

(2)　農地又は採草放牧地を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供するため当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて同条第1項の権利が設定され、又は移転される場合

(3)　農地又は採草放牧地を特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第2条第3項第3号の権利が設定され、又は移転される場合

(4)　農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第5条第10項の権利が設定され、又は移転される場合

(5)　土地収用法その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合

(6)　前条第1項第7号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合

(7)　その他農林水産省令で定める場合

2　前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第1号及び第2号に掲げる場合において、土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するため第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第1号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

(1)　次に掲げる農地又は採草放牧地につき第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合

イ　農用地区域内にある農地又は採草放牧地

ロ　イに掲げる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、集団的に存在する農

地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政令で定めるもの(市街化調整区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地にあつては、次に掲げる農地又は採草放牧地を除く。)

(1)　市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの

(2)　(1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの

(2)　前号イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1)に掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにするため第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は同号イ及びロに掲げる採草放牧地(同号ロ(1)に掲げる採草放牧地を含む。)以外の採草放牧地を採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得しようとする場合において、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。

(3)　第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

(4)　申請に係る農地を農地以外のものにすること又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(5)　申請に係る農地を農地以外のものにすること又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにすることにより、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合

(6)　仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合

(7)　仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、農地につき所有権以外の第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき、又は採草放牧地につきこれらの権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的若しくは主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されることが確実と認められないとき。

(8)　農地を採草放牧地にするため第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。

3　第3条第5項及び第6項並びに前条第2項から第5項までの規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、同条第4項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするためこれらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権

利を取得するもの」と読み替えるものとする。

4　国又は都道府県等が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合(第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもつて第1項の許可があつたものとみなす。

5　前条第9項及び第10項の規定は、都道府県知事等が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。この場合において、同条第10項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第4項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするためこれらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1760
担当部署:　担当部署未定

処分の概要	農用地区域内における開発行為の許可
法　令　名 根 拠 条 項	農業振興地域の整備に関する法律　第15条の2第1項
法 令 番 号	昭和44年法律第58号

【基準】

法第15条の2の規定による。

(農用地区域内における開発行為の制限)

第15条の2　農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事(農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下この条において「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

(1)　国又は地方公共団体が、道路、農業用用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為

(2)　土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業の施行として行う行為

(3)　農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為

(4)　農地法第2条第1項に規定する農地を同法第43条第1項の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為

(5)　農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同条第1項の権利に係る土地を当該農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為

(6)　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第2条第3項第3号の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為

(7)　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第5条第1項の規定により作成された活性化計画(同条第4項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。)に従つて同条第2項第2号に規定する活性化事業の用に供するために行う行為

(8)　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもの

(9)　非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(10)　公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるもの

(11)　農用地区域が定められ、又は拡張された際既に着手していた行為

2　前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由してし

なければならない。ただし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

3　市町村長(指定市町村の長を除く。)は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。

4　都道府県知事等は、第1項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。

(1)　当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。

(2)　当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。

(3)　当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

5　第1項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

6　都道府県知事等は、第1項の許可をしようとするとき(当該許可に係る開発行為が30アールを超える農地法第2条第1項に規定する農地(同法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。第17条において同じ。)が含まれる土地に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第43条第1項に規定する都道府県機構(次項において「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、同法第42条第1項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

7　前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、第1項の許可をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

8　国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為(第1項各号のいずれかに該当する行為を除く。)をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。

9　第6項及び第7項の規定は、前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

10　第1項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1762

担当部署:　建設交通部 道路河川課

処分の概要	道路協力団体の指定
法　令　名 根 拠 条 項	道路法　第48条の60第1項
法 令 番 号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第48条の60及び省令第4条の25の規定による。

（道路協力団体の指定）

第48条の60　道路管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、道路協力団体として指定することができる。

2　道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該道路協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　道路協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を道路管理者に届け出なければならない。

4　道路管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（道路協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第4条の25　法第48条の60第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和４年４月１日

ID:　1764

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	低未利用土地利用促進協定の認可
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第80条の3第4項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

法第80条の3及び第80条の4の規定による。

（低未利用土地利用促進協定の締結等）

第80条の3　市町村又は都市再生推進法人等（第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第69条第1項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第80条の7第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地保全・緑化推進法人」という。）又は景観法第92条第1項の規定により指定された景観整備機構（第80条の8第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。）をいう。以下この節において同じ。）は、都市再生整備計画に記載された第46条第26項に規定する事項に係る居住者等利用施設（緑地保全・緑化推進法人にあっては緑地その他の国土交通省令で定める施設に、景観整備機構にあっては景観計画区域（景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。第111条第1項において同じ。）内において整備される良好な景観を形成する広場その他の国土交通省令で定める施設に限る。）の整備及び管理を行うため、当該事項に係る低未利用土地の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「所有者等」という。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「低未利用土地利用促進協定」という。）を締結して、当該居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができる。

(1)　低未利用土地利用促進協定の目的となる低未利用土地及び居住者等利用施設

(2)　前号の居住者等利用施設の整備及び管理の方法に関する事項

(3)　低未利用土地利用促進協定の有効期間

(4)　低未利用土地利用促進協定に違反した場合の措置

2　低未利用土地利用促進協定については、前項第1号の低未利用土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

3　低未利用土地利用促進協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

(1)　都市再生整備計画に記載された第46条第26項に規定する事項に適合するものであること。

(2)　第1項第1号の低未利用土地の利用を不当に制限するものでないこと。

(3)　第1項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

4　都市再生推進法人等が低未利用土地利用促進協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

（低未利用土地利用促進協定の認可）

第80条の4　市町村長は、前条第4項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反しないこと。

(2)　低未利用土地利用促進協定の内容が、前条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合

するものであること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1765

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	低未利用土地利用促進協定の変更認可
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第80条の5
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

法第80条の5の規定による。

（低未利用土地利用促進協定の変更）

第80条の5　第80条の3第2項から第4項まで及び前条の規定は、低未利用土地利用促進協定において定めた事項を変更しようとする場合について準用する。

標準処理期間	15日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1783

担当部署:　福祉保健部 社会福祉課

処分の概要	評議員会の招集の許可
法　令　名 根 拠 条 項	社会福祉法　第45条の9第5項
法 令 番 号	昭和26年法律第45号

【基準】

法第45条の9第5項の規定による。

（評議員会の運営）

第45条の9

5　次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1)　前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2)　前項の規定による請求があつた日から6週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

標準処理期間	15日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1784

担当部署:　福祉保健部 社会福祉課

処分の概要	定款の変更の認可
法　令　名 根 拠 条 項	社会福祉法　第45条の36第2項
法 令 番 号	昭和26年法律第45号

【基準】

法第45条の36の規定による。

第45条の36　定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

2　定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　第32条の規定は、前項の認可について準用する。

4　社会福祉法人は、第2項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

標準処理期間	15日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1785

担当部署:　福祉保健部 社会福祉課

処分の概要	吸収合併の認可
法　令　名 根 拠 条 項	社会福祉法　第50条第3項
法 令 番 号	昭和26年法律第45号

【基準】

法第50条の規定による。

（吸収合併の効力の発生等）

第50条　社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

2　吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

3　吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　第32条の規定は、前項の認可について準用する。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1786

担当部署:　福祉保健部 社会福祉課

処分の概要	新設合併の認可
法　令　名 根 拠 条 項	社会福祉法　第54条の6第2項
法 令 番 号	昭和26年法律第45号

【基準】

法第54条の6の規定による。

（新設合併の効力の発生等）

第54条の6　新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日に、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

2　新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　第32条の規定は、前項の認可について準用する。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1787

担当部署:　福祉保健部 社会福祉課

処分の概要	社会福祉充実計画の承認
法　令　名 根 拠 条 項	社会福祉法　第55条の2第1項
法 令 番 号	昭和26年法律第45号

【基準】

法第55条の2の規定による。

(社会福祉充実計画の承認)

第55条の2　社会福祉法人は、毎会計年度において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日(同号において「基準日」という。)において現に行つている社会福祉事業若しくは公益事業(以下この項及び第3項第1号において「既存事業」という。)の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業(同項第1号において「新規事業」という。)の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第11項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。

(1)　当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額

(2)　基準日において現に行つている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

2　前項の承認の申請は、第59条の規定による届出と同時に行わなければならない。

3　社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　既存事業(充実する部分に限る。)又は新規事業(以下この条において「社会福祉充実事業」という。)の規模及び内容

(2)　社会福祉充実事業を行う区域(以下この条において「事業区域」という。)

(3)　社会福祉充実事業の実施に要する費用の額(第5項において「事業費」という。)

(4)　第1項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除して得た額(第5項及び第9項第1号において「社会福祉充実残額」という。)

(5)　社会福祉充実計画の実施期間

(6)　その他厚生労働省令で定める事項

4　社会福祉法人は、前項第1号に掲げる事項の記載に当たつては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。

(1)　社会福祉事業又は公益事業(第2条第4項第4号に掲げる事業に限る。)

(2)　公益事業(第2条第4項第4号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第6項及び第9項第3号において「地域公益事業」という。)

(3)　公益事業(前2号に掲げる事業を除く。)

5　社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たつては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聴かなければならない。

6　社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たつては、当該地域公

益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。

7　社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。

8　所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行うものとする。

9　所轄庁は、第1項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

(1)　社会福祉充実事業として記載されている社会福祉事業又は公益事業の規模及び内容が、社会福祉充実残額に照らして適切なものであること。

(2)　社会福祉充実事業として社会福祉事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該社会福祉事業に係る事業区域における需要及び供給の見通しに照らして適切なものであること。

(3)　社会福祉充実事業として地域公益事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該地域公益事業に係る事業区域における需要に照らして適切なものであること。

(4)　その他厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

10　所轄庁は、社会福祉充実計画が前項第2号及び第3号に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

11　第1項の承認を受けた社会福祉法人は、同項の承認があつた社会福祉充実計画(次条第1項の変更の承認があつたときは、その変更後のもの。同項及び第55条の4において「承認社会福祉充実計画」という。)に従つて事業を行わなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1788

担当部署:　福祉保健部 社会福祉課

処分の概要	社会福祉充実計画の変更の承認
法　令　名 根 拠 条 項	社会福祉法　第55条の3第1項
法 令 番 号	昭和26年法律第45号

【基準】

法第55条の3の規定による。

（社会福祉充実計画の変更）

第55条の3　前条第1項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　前条第1項の承認を受けた社会福祉法人は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3　前条第3項から第10項までの規定は、第1項の変更の申請について準用する。

標準処理期間	15日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1789

担当部署:　福祉保健部 社会福祉課

処分の概要	社会福祉充実計画の終了の承認
法　令　名 根 拠 条 項	社会福祉法　第55条の4
法 令 番 号	昭和26年法律第45号

【基準】

法第55条の4の規定による。

（社会福祉充実計画の終了）

第55条の4　第55条の2第1項の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従つて事業を行うことが困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1790

担当部署:　産業政策部 農林業振興課

処分の概要	共有林の一部の森林所有者が不確知である旨等の公告
法　令　名 根 拠 条 項	森林法　第10条の12の3
法 令 番 号	昭和26年法律第249号

【基準】

法第10条の12の3の規定による。

（公告）

第10条の12の3　市町村の長は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請が相当であると認めるときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1)　当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積

(2)　当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない旨

(3)　当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、その旨

(4)　次に掲げる者は、公告の日から起算して6月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、市町村の長に申し出るべき旨

イ　当該共有者不確知森林の森林所有者又は当該共有者不確知森林の土地の所有者で、確知することができないもの（第10条の12の7第1項において「不確知森林共有者等」という。）

ロ　当該共有者不確知森林に関し所有権以外の権利を有する者で、当該共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のあるもの

(5)　その他農林水産省令で定める事項

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1791

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	管理協定の締結の認可
法　令　名 根 拠 条 項	都市緑地法　第24条第5項
法 令 番 号	昭和48年法律第72号

【基準】

法第24条第5項及び第26条の規定による。

（管理協定の締結等）

第24条

5　第1項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

（管理協定の認可）

第26条　市町村長は、第24条第5項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反しないこと。

(2)　管理協定の内容が、第24条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

都市緑地法運用指針（平成16年12月国土交通省都市局、令和5年9月27日改正）参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和６年４月１日

ID:　1792

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	推進法人の指定
法　令　名 根 拠 条 項	都市緑地法　第69条第1項
法 令 番 号	昭和48年法律第72号

【基準】

法第69条第1項の規定による。

（指定）

第69条　市町村長は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、緑地保全・緑化推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

2　市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4　市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

都市緑地法運用指針（平成16年12月国土交通省都市局、令和5年9月27日改正）参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和６年４月１日

ID:　1795

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	設置等予定者の選定
法　令　名 根 拠 条 項	都市公園法　第5条の4第3項
法 令 番 号	昭和31年法律第79号

【基準】

法第5条の4の規定による。

（設置等予定者の選定）

第5条の4　公園管理者は、前条第1項の規定により公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者から公募設置等計画が提出されたときは、当該公募設置等計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

(1)　当該公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであること。

(2)　当該公募対象公園施設が第5条第2項各号のいずれかに該当するものであること。

(3)　当該公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

2　公園管理者は、前項の規定により審査した結果、公募設置等計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第5条の2第2項第9号の評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての公募設置等計画について評価を行うものとする。

3　公園管理者は、前項の評価に従い、都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者を設置等予定者として選定するものとする。

4　公園管理者は、前項の規定により設置等予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

5　公園管理者は、第3項の規定により設置等予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1796

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	公募設置等計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	都市公園法　第5条の5第1項
法 令 番 号	昭和31年法律第79号

【基準】

法第5条の5の規定による。

（公募設置等計画の認定）

第5条の5　公園管理者は、前条第5項の規定により通知した設置等予定者が提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をするものとする。

2　公園管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した公募対象公園施設の場所を公示しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1797

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	公募設置等計画の変更の認定
法　令　名 根 拠 条 項	都市公園法　第5条の6第1項
法 令 番 号	昭和31年法律第79号

【基準】

法第5条の6の規定による。

(公募設置等計画の変更等)

第5条の6　前条第1項の認定を受けた者(以下「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた公募設置等計画を変更しようとする場合においては、公園管理者の認定を受けなければならない。

2　公園管理者は、前項の変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。

(1)　変更後の公募設置等計画が第5条の4第1項第1号及び第2号に掲げる基準を満たしていること。

(2)　当該公募設置等計画の変更をすることについて、都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。

3　前条第2項の規定は、第1項の変更の認定をした場合について準用する。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1798

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	地位の承継の承認
法　令　名 根 拠 条 項	都市公園法　第5条の8
法 令 番 号	昭和31年法律第79号

【基準】

法第5条の8の規定による。

（地位の承継）

第5条の8　次に掲げる者は、公園管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(1)　認定計画提出者の一般承継人

(2)　認定計画提出者から、認定公募設置等計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象公園施設の所有権その他当該公募対象公園施設の設置又は管理に必要な権原を取得した者

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1799

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	樹木等管理協定の締結の認可
法　令　名 根 拠 条 項	都市の低炭素化の促進に関する法律　第38条第4項
法 令 番 号	平成24年法律第84号

【基準】

法第38条第4項及び第40条の規定による。

（樹木等管理協定の締結等）

第38条

4　第1項の緑地保全・緑化推進法人が樹木等管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

（樹木等管理協定の認可）

第40条　市町村長は、第38条第4項の樹木等管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該樹木等管理協定を認可しなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反しないこと。

(2)　樹木等管理協定の内容が、第38条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1801

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	田園住居地域内の農地の区域内の土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石その他の政令で定める物件の堆積を行う許可
法　令　名 根 拠 条 項	都市計画法　第52条第1項
法 令 番 号	昭和43年法律第100号

【基準】

法第52条の規定による。

第52条　田園住居地域内の農地の区域内において、土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石その他の政令で定める物件の堆積を行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1)　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(2)　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3)　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2　市町村長は、次に掲げる行為について前項の許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

(1)　土地の形質の変更でその規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のもの

(2)　建築物の建築又は工作物の建設で次のいずれかに該当するもの

イ　前項の許可を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の建築又は工作物の建設

ロ　建築物又は工作物でその敷地の規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のものの建築又は建設

(3)　前項の政令で定める物件の堆積で当該堆積を行う土地の規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のもの(堆積をした物件の飛散の防止の方法その他の事項に関し政令で定める要件に該当するものに限る。)

3　国又は地方公共団体が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1809

担当部署:　福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	指定居宅介護支援事業者の指定
法　令　名 根 拠 条 項	介護保険法　第79条
法 令 番 号	平成9年法律第123号

【基準】

法第79条の規定による。

（指定居宅介護支援事業者の指定）

第79条　第46条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。

2　市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第46条第1項の指定をしてはならない。

(1)　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2)　当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第81条第1項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。

(3)　申請者が、第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な居宅介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

(3)の2　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(4)　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(4)の2　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(4)の3　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

(5)　申請者が、第84条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(5)の2　申請者と密接な関係を有する者が、第84条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(6)　申請者が、第84条第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第82条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(6)の2　申請者が、第83条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第84条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第82条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(6)の3　第6号に規定する期間内に第82条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(7)　申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(8)　申請者が、法人で、その役員等のうちに第3号の2から第5号まで又は第6号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(9)　申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第3号の2から第5号まで又は第6号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。

3　市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1810

担当部署:　福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	指定居宅介護支援事業者の指定の更新
法　令　名 根 拠 条 項	介護保険法　第79条の2第1項
法 令 番 号	平成9年法律第123号

【基準】

法第79条の2の規定による。

（指定の更新）

第79条の2　第46条第1項の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4　前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1816

担当部署:　市長公室 経営戦略課

処分の概要	地域来訪者等利便増進活動計画の認定及び変更認定
法　令　名 根 拠 条 項	地域再生法　第17条の7第8項及び第13項
法 令 番 号	平成17年法律第24号

【基準】

法第17条の7の規定による。

(地域来訪者等利便増進活動計画の認定等)

第17条の7　第5条第4項第6号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第15項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地域来訪者等利便増進活動実施団体は、内閣府令で定めるところにより、地域来訪者等利便増進活動の実施に関する計画(以下「地域来訪者等利便増進活動計画」という。)を作成し、当該地域来訪者等利便増進活動計画が適当である旨の認定地方公共団体である市町村(以下「認定市町村」という。)の長の認定を申請することができる。

2　地域来訪者等利便増進活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　地域来訪者等利便増進活動を実施する区域

(2)　地域来訪者等利便増進活動の目標

(3)　地域来訪者等利便増進活動の内容

(4)　地域来訪者等利便増進活動により事業者が受けると見込まれる利益の内容及び程度

(5)　前号の利益を受ける事業者の範囲

(6)　計画期間(5年を超えないものに限る。)

(7)　資金計画

(8)　その他内閣府令で定める事項

3　前項第7号の資金計画には、同項第5号の事業者(以下「受益事業者」という。)が負担することとなる負担金の額及び徴収方法の素案を添えなければならない。

4　第2項第3号に掲げる事項には、都市公園(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園をいう。以下同じ。)における自転車駐車場、観光案内所その他の来訪者等の利便の増進に寄与する施設又は物件であって政令で定めるものの設置(都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設又は物件の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)に関する事項を記載することができる。

5　第1項の規定による認定の申請をしようとする地域来訪者等利便増進活動実施団体は、当該地域来訪者等利便増進活動計画について、総受益事業者の3分の2以上であって、その負担することとなる負担金の合計額が総受益事業者の負担することとなる負担金の総額の3分の2以上となる受益事業者の同意を得なければならない。

6　認定市町村は、第1項の規定による認定の申請があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域来訪者等利便増進活動計画を当該公告の日から1月間公衆の縦覧に供しなければならない。

7　前項の規定による公告があったときは、受益事業者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該地域来訪者等利便増進活動計画について、認定市町村に、意見書を提出することができる。

8　認定市町村の長は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該地域来訪者等利便増進活動計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものと

する。

(1)　認定地域再生計画に適合するものであること。

(2)　受益事業者の事業機会の増大又は収益性の向上及び第2項第1号の区域における経済効果の増進に寄与するものであると認められること。

(3)　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(4)　地域来訪者等利便増進活動により受益事業者が受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者が負担金を負担するものであること。

(5)　特定の者に対し不当に差別的な取扱いをするものでないこと。

9　認定市町村の長は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定市町村の議会の議決を経なければならない。

10　認定市町村は、前項の議決を経ようとするときは、第7項の規定により提出された意見書の要旨を当該認定市町村の議会に提出しなければならない。

11　認定市町村は、第4項に規定する事項が記載された地域来訪者等利便増進活動計画について、第8項の認定をしようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者(都市公園法第5条第1項に規定する公園管理者をいう。第17条の10において同じ。)に協議し、その同意を得なければならない。

12　認定市町村の長は、第8項の認定をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

13　第8項の認定を受けた地域来訪者等利便増進活動実施団体(以下「認定地域来訪者等利便増進活動実施団体」という。)は、当該認定を受けた地域来訪者等利便増進活動計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、認定市町村の長の認定を受けなければならない。

14　第3項及び第5項から第12項までの規定は、前項の認定について準用する。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1818

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	都市計画協力団体の指定
法　令　名 根 拠 条 項	都市計画法　第75条の5第1項
法 令 番 号	昭和43年法律第100号

【基準】

法第75条の5第1項及び第75条の6の規定による。

（都市計画協力団体の指定）

第75条の5　市町村長は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、都市計画協力団体として指定することができる。

2　市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該都市計画協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　都市計画協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4　市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（都市計画協力団体の業務）

第75条の6　都市計画協力団体は、当該市町村の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　当該市町村がする都市計画の決定又は変更に関し、住民の土地利用に関する意向その他の事情の把握、都市計画の案の内容となるべき事項の周知その他の協力を行うこと。

(2)　土地所有者等に対し、土地利用の方法に関する提案、土地利用の方法に関する知識を有する者の派遣その他の土地の有効かつ適切な利用を図るために必要な援助を行うこと。

(3)　都市計画に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(4)　都市計画に関する調査研究を行うこと。

(5)　都市計画に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

(6)　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1823

担当部署:　福祉保健部 社会福祉課

処分の概要	進学準備給付金の支給
法　令　名 根 拠 条 項	生活保護法　第55条の5第1項
法 令 番 号	昭和25年法律第144号

【基準】

法第55条の5の規定による。

（進学準備給付金の支給）

第55条の5　都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある）被保護者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。）であつて教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学すると見込まれるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金を支給する。

2　前条第2項及び第3項の規定は、進学準備給付金の支給について準用する。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1828

担当部署:　担当部署未定

処分の概要	事業計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	都市農地の貸借の円滑化に関する法律　第4条第1項
法 令 番 号	平成30年法律第68号

【基準】

法第4条の規定による。

(事業計画の認定)

第4条　都市農地を自らの耕作の事業の用に供するため当該都市農地の所有者から当該都市農地について賃借権又は使用貸借による権利(以下「賃借権等」という。)の設定を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、これを当該都市農地の所在地を管轄する市町村(第14条を除き、以下単に「市町村」という。)の長(同条を除き、以下単に「市町村長」という。)に提出して、その認定を受けることができる。

2　事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)　賃借権等の設定を受ける都市農地の所在、地番、地目及び面積

(3)　前号の都市農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(4)　設定を受ける賃借権等の種類、始期及び存続期間

(5)　第2号の都市農地における耕作の事業の内容

(6)　その他農林水産省令で定める事項

3　市町村長は、第1項の認定の申請があった場合において、その事業計画が次の各号に掲げる要件の全て(当該申請に係る都市農地(以下この項において「申請都市農地」という。)について農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第11条の50第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により農業の経営を行うため賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び農業協同組合連合会その他政令で定める者(第7条第1項において「農業経営組合等」という。)の申請に係る事業計画にあっては第1号に掲げる要件、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者及び農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人(第7条第1項において「農作業常時従事者等」という。)の申請に係る事業計画にあっては同号から第3号までに掲げる要件の全て)に該当するものであるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。ただし、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村(第7条第2項ただし書において単に「農業委員会を置かない市町村」という。)にあっては、農業委員会の決定を経ることを要しない。

(1)　申請都市農地における耕作の事業の内容が、都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして農林水産省令で定める基準に適合していると認められること。

(2)　申請都市農地における耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められること。

(3)　申請者が、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、その耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。

(4)　申請者が事業計画に従って耕作の事業を行っていないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借(第7条第3項において「賃貸借等」という。)の解除をする旨の条件が、書面による契約において付されていること。

(5)　申請者が、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(6)　申請者が法人である場合には、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、当該法人の業務執行役員等(農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。第7条第1項第5号において同じ。)のうち1人以上の者が当該法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1829

担当部署:　担当部署未定

処分の概要	事業計画の変更の認定
法　令　名 根 拠 条 項	都市農地の貸借の円滑化に関する法律　第6条第1項
法 令 番 号	平成30年法律第68号

【基準】

法第6条第1項の規定による。

（事業計画の変更）

第6条　認定事業者は、第4条第1項の認定を受けた事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　認定事業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3　第4条第3項の規定は、第1項の認定について準用する。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1848

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	移動等円滑化施設協定の認可(第41条第3項の準用)
法　令　名 根 拠 条 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　第51条の2第3項
法 令 番 号	平成18年法律第91号

【基準】

準用規定法第41条第3項及び第43条第1項の規定による。

(移動等円滑化経路協定の締結等)

第41条

3　移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(移動等円滑化経路協定の認可)

第43条　市町村長は、第41条第3項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反しないこと。

(2)　土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

(3)　第41条第2項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

標準処理期間	40日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1849

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	移動等円滑化施設協定の変更認可(第44条第1項の準用)
法　令　名 根 拠 条 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　第51条の2第3項
法 令 番 号	平成18年法律第91号

【基準】

準用規定法第44条第1項の規定による。

(移動等円滑化経路協定の変更)

第44条　移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2　前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

標準処理期間	40日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1850

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	移動等円滑化施設協定の廃止認可(第48条第1項の準用)
法　令　名 根 拠 条 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　第51条の2第3項
法 令 番 号	平成18年法律第91号

【基準】

準用規定法第48条第1項の規定による。

(移動等円滑化経路協定の廃止)

第48条　移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第41条第3項又は第44条第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2　市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

標準処理期間	40日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1851

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	一の所有者による移動等円滑化施設協定の認可(第50条の準用)
法　令　名 根 拠 条 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　第51条の2第3項
法 令 番 号	平成18年法律第91号

【基準】

準用規定法第50条の規定による。

(一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)

第50条　移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

2　市町村長は、前項の認可の申請が第43条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3　第43条第2項の規定は、第1項の認可について準用する。

4　第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第43条第2項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

標準処理期間	40日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1852

担当部署:　福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	施設等利用給付認定
法　令　名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法　第30条の5第1項
法 令 番 号	平成24年法律第65号

【基準】

法第30条の4及び第30条の5の規定による。

(支給要件)

第30条の4　子育てのための施設等利用給付は、次に掲げる小学校就学前子ども(保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、現に施設型給付費、特例施設型給付費(第28条第1項第3号に係るものを除く。次条第7項において同じ。)、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該保育認定子ども又は第7条第10項第4号ハの政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。以下この節及び第58条の3において同じ。)の保護者に対し、その小学校就学前子どもの第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援の利用について行う。

(1)　満3歳以上の小学校就学前子ども(次号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)

(2)　満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(3)　満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度(政令で定める場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。)を課されない者(これに準ずる者として政令で定める者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第7項第2号において「市町村民税世帯非課税者」という。)であるもの

(市町村の認定等)

第30条の5　前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2　前項の認定(以下「施設等利用給付認定」という。)は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3　市町村は、施設等利用給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果その他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者(以下「施設等利用給付認定保護者」という。)に通知するものとする。

4　市町村は、第1項の規定による申請について、当該保護者が子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

5　第1項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から30日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間(次項において「処理見込期間」という。)及びその理由を通知し、これを延期することができる。

6　第1項の規定による申請をした日から30日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

7　次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けていないものは、第1項の規定にかかわらず、施設等利用給付認定の申請をすることを要しない。この場合において、当該教育・保育給付認定保護者は、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及び当該保育認定子どもが当該各号に定める小学校就学前子どもの区分に該当することについての施設等利用給付認定を受けたものとみなす。

(1)　第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを除く。)に係る教育・保育給付認定保護者　前条第2号に掲げる小学校就学前子ども

(2)　第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。)又は満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者(その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合に限る。)　前条第3号に掲げる小学校就学前子ども

標準処理期間	申請のあった日から30日以内(第30条の5第5項)

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1853

担当部署:　福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	施設等利用給付認定の変更
法　令　名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法　第30条の8第1項
法 令 番 号	平成24年法律第65号

【基準】

法第30条の8の規定による。

（施設等利用給付認定の変更）

第30条の8　施設等利用給付認定保護者は、現に受けている施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども（以下「施設等利用給付認定子ども」という。）の該当する第30条の4各号に掲げる小学校就学前子どもの区分その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、施設等利用給付認定の変更の認定を申請することができる。

2　市町村は、前項の規定による申請により、施設等利用給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。

3　第30条の5第2項から第6項までの規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　市町村は、職権により、施設等利用給付認定保護者につき、第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した日以後引き続き同一の特定子ども・子育て支援施設等（第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）を利用するときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。

5　第30条の5第2項及び第3項の規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

標準処理期間	申請のあった日から30日以内（第30条の5第5項）

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1855

担当部署:　福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	特定子ども・子育て支援施設等の確認
法　令　名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法　第58条の2
法 令 番 号	平成24年法律第65号

【基準】

法第58条の2の規定による。

（特定子ども・子育て支援施設等の確認）

第58条の2　第30条の11第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1859

担当部署:　地域振興部 文化・スポーツ振興課

処分の概要	文化財保存活用支援団体の指定
法　令　名 根 拠 条 項	文化財保護法　第192条の2第1項
法 令 番 号	昭和25年法律第214号

【基準】

法第192条の2の規定による。

（文化財保存活用支援団体の指定）

第192条の2　市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体（以下この節において「支援団体」という。）として指定することができる。

2　市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。

4　市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1862

担当部署:　上下水道部 経営総務課

処分の概要	排水設備の設置の承認
法　令　名 根 拠 条 項	浄化槽法　第12条の10第1項
法 令 番 号	昭和58年法律第43号

【基準】

法第12条の10第1項の規定による。

（排水設備の設置の承認）

第12条の10　汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を第12条の5第3項の規定による同意に係る建築物以外の建築物に設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の承認を受けなければならない。

2　前2条の規定は、前項の規定により承認を受けた者について準用する。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1868

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	宅地造成等工事規制区域の指定等に係る基礎調査のための土地の試掘等の許可（第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の適用）
法令名根拠条項	都市再生特別措置法　第87条の2第1項
法令番号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第6条の規定による。

（基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等）

第6条　前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物（以下この条、次条第2項及び第58条第2号において「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除（以下この条、次条第2項及び同号において「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3　第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1869

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	宅地造成等に関する工事の許可(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の適用)
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第87条の2第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第12条及び第13条の規定による。

(宅地造成等に関する工事の許可)

第12条　宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2　都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

(1)　当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

(2)　工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

(3)　工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

(4)　当該宅地造成等に関する工事(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。)をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3　都道府県知事は、第1項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4　都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第13条　宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事(前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第21条第1項において同じ。)は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設(以下「擁壁等」という。)の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2　前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1870

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	工事計画の変更の許可(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の適用)
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第87条の2第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第16条及び第13条の規定による。

(変更の許可等)

第16条　第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2　第12条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3　第12条第2項から第4項まで、第13条、第14条及び前条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。

4　第1項又は第2項の場合における次条から第19条までの規定の適用については、第1項の許可又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第12条第1項の許可の内容とみなす。

5　前条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第13条　宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事(前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第21条第1項において同じ。)は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設(以下「擁壁等」という。)の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2　前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1882

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了の検査及び検査済証の交付（第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第17条の適用）
法令名根拠条項	都市再生特別措置法　第87条の2第1項
法令番号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第17条の規定による。

（完了検査等）

第17条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3　第15条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4　土石の堆積に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5　都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　1883

担当部署:　建設交通部 道路河川課

処分の概要	歩行者利便増進計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	道路法　第48条の26第1項
法 令 番 号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第48条の26の規定による。

（歩行者利便増進計画の認定）

第48条の26　道路管理者は、前条第6項の規定により通知した占用予定者が提出した歩行者利便増進計画について、道路の場所を指定して、当該歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をするものとする。

2　道路管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1884

担当部署:　建設交通部 道路河川課

処分の概要	歩行者利便増進計画の変更の認定
法　令　名 根 拠 条 項	道路法　第48条の27第1項
法 令 番 号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第48条の27の規定による。

(歩行者利便増進計画の変更等)

第48条の27　前条第1項の認定を受けた者(以下「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた歩行者利便増進計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。

2　道路管理者は、前項の変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。

(1)　変更後の歩行者利便増進計画が第48条の25第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていること。

(2)　当該歩行者利便増進計画の変更をすることについて、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。

3　前条第2項の規定は、第1項の変更の認定をした場合について準用する。

標準処理期間	15日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1885

担当部署:　建設交通部 道路河川課

処分の概要	公募を行つた場合における道路の占用の許可
法　令　名 根 拠 条 項	道路法　第48条の28第1項
法 令 番 号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第48条の28の規定による。

(公募を行つた場合における道路の占用の許可)

第48条の28　認定計画提出者は、第48条の26第1項の認定(前条第1項の変更の認定を含む。第4項及び次条において「計画の認定」という。)を受けた歩行者利便増進計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次項及び次条第2号において「認定歩行者利便増進計画」という。)に従つて公募対象歩行者利便増進施設等を設置しなければならない。

2　道路管理者は、認定計画提出者から認定歩行者利便増進計画に基づき第32条第1項又は第3項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。

3　前項の規定による許可に係る第32条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、第32条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、第48条の24第2項第2号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

4　計画の認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、第48条の26第1項の道路の場所については、第32条第1項又は第3項の規定による許可の申請をすることができない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1886

担当部署:　建設交通部 道路河川課

処分の概要	地位の承継の承認
法　令　名 根 拠 条 項	道路法　第48条の29
法 令 番 号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第48条の29の規定による。

（地位の承継）

第48条の29　次に掲げる者は、道路管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(1)　認定計画提出者の一般承継人

(2)　認定計画提出者から、認定歩行者利便増進計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象歩行者利便増進施設等の所有権その他当該公募対象歩行者利便増進施設等の設置又は管理に必要な権原を取得した者

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1887

担当部署:　建設交通部 道路河川課

処分の概要	車両の停留の許可
法　令　名 根 拠 条 項	道路法　第48条の32第1項
法 令 番 号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第48条の32第1項及び第2項並びに第48条の33の規定による。

（車両の停留の許可）

第48条の32　特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

2　前項の許可を受けようとする者は、停留させる車両に係る事項、当該車両を停留させる日時その他特定車両停留施設を利用する特定車両の種類ごとに国土交通省令で定める事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

（特定車両の停留の許可基準）

第48条の33　道路管理者は、前条第1項又は第3項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

(1)　当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち第48条の30第1項の規定により指定した種類のものであること。

(2)　当該許可の申請に係る前条第2項に規定する事項が特定車両停留施設の構造の保全及び適正かつ合理的な利用の確保、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他の観点から政令で定める基準に適合するものであること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1888

担当部署:　建設交通部 道路河川課

処分の概要	車両の停留の変更の許可
法　令　名 根 拠 条 項	道路法　第48条の32第3項
法 令 番 号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第48条の32第1項の車両の停留の許可と同様に法第48条の32第1項及び第2項並びに第48条の33の規定による。

（車両の停留の許可）

第48条の32　特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

2　前項の許可を受けようとする者は、停留させる車両に係る事項、当該車両を停留させる日時その他特定車両停留施設を利用する特定車両の種類ごとに国土交通省令で定める事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

（特定車両の停留の許可基準）

第48条の33　道路管理者は、前条第1項又は第3項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

(1)　当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち第48条の30第1項の規定により指定した種類のものであること。

(2)　当該許可の申請に係る前条第2項に規定する事項が特定車両停留施設の構造の保全及び適正かつ合理的な利用の確保、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他の観点から政令で定める基準に適合するものであること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1889

担当部署:　市民総務部 保険年金課

処分の概要	生活療養減額認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)
法　令　名 根 拠 条 項	国民健康保険法施行規則　第26条の6の4第4項
法 令 番 号	昭和33年厚生省令第53号

【基準】

省令第26条の6の4第4項及び準用する省令第26条の3第5項の規定による。

(生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定等)

第26条の6の4

4　第7条の2(第3項ただし書を除く。)及び第26条の3第5項から第8項までの規定は、生活療養減額認定証について準用する。

(食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定)

第26条の3

5　世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。

標準処理期間	1日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1891

担当部署:　市民総務部 保険年金課

処分の概要	生活療養減額認定証の交付
法　令　名 根 拠 条 項	国民健康保険法施行規則　第26条の6の4第2項
法 令 番 号	昭和33年厚生省令第53号

【基準】

省令第26条の6の4第1項から第3項までの規定による。

（生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定等）

第26条の6の4　市町村又は組合は、被保険者が、令第29条の3第1項第5号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者（第3項第1号において「生活療養減額認定世帯員」という。）の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第62条の3第1号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第62条の3第1号の規定による市町村又は組合の認定（第27条の14の2及び第27条の14の5に規定する認定を除く。以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。

2　市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による生活療養標準負担額減額認定証（以下「生活療養減額認定証」という。）の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、生活療養減額認定証を当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、当該被保険者が食事療養減額認定証の交付を受けており、市町村又は組合が当該食事療養減額認定証に生活療養減額認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りではない。

(1)　市町村　様式第1号の6の3による生活療養標準負担額減額認定証

(2)　組合　様式第1号の6の4による生活療養標準負担額減額認定証

3　認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により生活療養減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、生活療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

(1)　生活療養減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第62条の3第1号に定める者でなくなつたとき。

(2)　生活療養減額認定証の有効期限に至つた場合であつて、当該市町村又は組合から生活療養減額認定証の返還の求めがあつたとき。

標準処理期間	7日

備考

設 定 年 月 日	令和４年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1892

担当部署:　担当部署未定

処分の概要	雨水貯留浸透施設整備計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	下水道法　第25条の10第1項
法 令 番 号	昭和33年法律第79号

【基準】

法第25条の10及び第25条の11の規定による。

(雨水貯留浸透施設整備計画の認定)

第25条の10　浸水被害対策区域(特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第2条第2項に規定する特定都市河川流域の区域を除く。)において、雨水貯留浸透施設(雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするものをいう。以下同じ。)の設置及び管理をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画(以下「雨水貯留浸透施設整備計画」という。)を作成し、公共下水道管理者の認定を申請することができる。

2　雨水貯留浸透施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　雨水貯留浸透施設の位置

(2)　雨水貯留浸透施設の規模

(3)　雨水貯留浸透施設の構造及び設備

(4)　雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画

(5)　雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間

(6)　その他国土交通省令で定める事項

3　雨水貯留浸透施設整備計画には、前項各号に掲げる事項のほか、雨水貯留浸透施設から公共下水道に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する工事に関する事項を記載することができる。

(認定の基準)

第25条の11　公共下水道管理者は、前条第1項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

(1)　雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。

(2)　雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(3)　資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。

(4)　雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(5)　雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和４年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1893
担当部署:　担当部署未定

処分の概要	雨水貯留浸透施設整備計画の変更の認定
法　令　名 根 拠 条 項	下水道法　第25条の13第1項
法 令 番 号	昭和33年法律第79号

【基準】

法第25条の13及び第25条の11の規定による。

（雨水貯留浸透施設整備計画の変更）

第25条の13　第25条の10第1項の認定を受けた者は、当該認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、公共下水道管理者の認定を受けなければならない。

2　前2条の規定は、前項の場合について準用する。

（認定の基準）

第25条の11　公共下水道管理者は、前条第1項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

(1)　雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。

(2)　雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(3)　資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。

(4)　雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(5)　雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和４年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1894

担当部署:　担当部署未定

処分の概要	地位の承継の承認
法　令　名 根 拠 条 項	下水道法　第25条の19
法 令 番 号	昭和33年法律第79号

【基準】

法第25条の19の規定による。

（地位の承継）

第25条の19　認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定計画に係る雨水貯留浸透施設の敷地である土地の所有権その他当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に必要な権原を取得した者は、公共下水道管理者の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和４年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1897
担当部署:　担当部署未定

処分の概要	先端設備等導入計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	中小企業等経営強化法　第52条第1項
法 令 番 号	平成11年法律第18号

【基準】

法第52条の規定による。

(先端設備等導入計画の認定)

第52条　同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入(以下「先端設備等導入」という。)をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画(以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村(同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。)に提出して、その認定を受けることができる。

2　2以上の中小企業者が先端設備等導入を共同で行おうとする場合にあっては、当該2以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3　先端設備等導入計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　先端設備等の種類及び導入時期

(2)　先端設備等導入の内容

(3)　先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

4　特定市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

(1)　基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。

(2)　当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5　特定市町村は、第1項の認定をしたときは、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和４年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1898

担当部署:　担当部署未定

処分の概要	先端設備等導入計画の変更の認定
法　令　名 根 拠 条 項	中小企業等経営強化法　第53条第1項
法 令 番 号	平成11年法律第18号

【基準】

法第53条第1項の規定による。

（先端設備等導入計画の変更等）

第53条　前条第1項の認定を受けた中小企業者（以下「認定先端設備等導入事業者」という。）は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。

2　特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。）に従って先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4　特定市町村は、前2項の規定により前条第1項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。

5　前条第4項及び第5項の規定は、第1項の認定について準用する。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和４年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1900

担当部署:　財務部 財政課

処分の概要	指定納付受託者の指定
法　令　名 根 拠 条 項	地方自治法　第231条の2の3第1項
法 令 番 号	昭和22年法律第67号

【基準】

法第231条の2の3第1項及び政令第158条の規定による。

（指定納付受託者）

第231条の2の3　歳入等の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するもの（以下「指定納付受託者」という。）は、総務省令で定めるところにより、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

2　普通地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地、指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

3　指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。

4　普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

（指定納付受託者等の要件）

第158条　地方自治法第231条の2の3第1項及び第231条の2の4に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1)　地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務（次号において「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

(2)　その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

標準処理期間	90日

備考

設 定 年 月 日	令和４年４月１日	**最終変更年月日**	令和６年４月１日

ID:　1902

担当部署:　担当部署未定

処分の概要	組合設立の認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第168条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第168条及び第171条の規定による。

(設立の認可)

第168条　第115条の4第10項の規定により敷地分割決議の内容により敷地分割を行う旨の合意をしたものとみなされた者(特定団地建物所有者であってその後に当該敷地分割決議の内容により当該敷地分割を行う旨の同意をしたものを含む。以下「敷地分割合意者」という。)は、5人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができる。

2　前項の規定による認可を申請しようとする敷地分割合意者は、組合の設立について、敷地分割合意者の4分の3以上の同意(同意した者の第115条の4第2項の議決権の合計が敷地分割合意者の同項の議決権の合計の4分の3以上となる場合に限る。)を得なければならない。

3　前2項の場合において、団地内建物の敷地に現に存する1の建物(専有部分のある建物にあっては、1の専有部分)が数人の共有に属するときは、その数人を1人の敷地分割合意者とみなす。

(認可の基準)

第171条　都道府県知事等は、第168条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反するものでないこと。

(2)　定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあっては、前条第3項に規定する都道府県知事等の命令を含む。)に違反するものでないこと。

(3)　敷地分割が特定要除却認定マンションの除却のために必要であること。

(4)　除却マンション敷地となるべき土地と非除却マンション敷地となるべき土地との境界線上に建物が存しないこと。

(5)　事業実施期間が適切なものであること。

(6)　当該敷地分割事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(7)　その他基本方針に照らして適切なものであること。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和４年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1903

担当部署:　担当部署未定

処分の概要	定款又は事業計画の変更認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第183条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第183条及び第171条の規定による。

(定款又は事業計画の変更)

第183条　組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2　第170条の規定は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があった場合について、第171条及び第173条の規定は前項の規定による認可について、それぞれ準用する。この場合において、同条第2項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第183条第1項の規定による認可があった際に従前から組合員であった者以外の」と読み替えるものとする。

3　組合は、事業に要する経費の分担に関し定款又は事業計画を変更しようとする場合において、敷地分割事業の実施のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

(認可の基準)

第171条　都道府県知事等は、第168条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反するものでないこと。

(2)　定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあっては、前条第3項に規定する都道府県知事等の命令を含む。)に違反するものでないこと。

(3)　敷地分割が特定要除却認定マンションの除却のために必要であること。

(4)　除却マンション敷地となるべき土地と非除却マンション敷地となるべき土地との境界線上に建物が存しないこと。

(5)　事業実施期間が適切なものであること。

(6)　当該敷地分割事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(7)　その他基本方針に照らして適切なものであること。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和４年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1904
担当部署:　担当部署未定

処分の概要	組合解散の認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第186条第4項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第186条の規定による。

（解散）

第186条　組合は、次に掲げる理由により解散する。

(1)　設立についての認可の取消し

(2)　総会の議決

(3)　事業の完了又はその完了の不能

2　前項第2号の議決は、敷地権利変換期日前に限り行うことができるものとする。

3　組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。

4　組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

5　都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

6　組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第3者に対抗することができない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和４年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1905
担当部署:　担当部署未定

処分の概要	敷地権利変換計画の認可及び変更認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第190条第1項(第197条において準用する場合を含む。)
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第190条及び第196条の規定による。

(敷地権利変換計画の決定及び認可)

第190条　組合は、第173条第1項の公告後、遅滞なく、敷地権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2　組合は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、敷地権利変換計画について、あらかじめ、総会の議決を経るとともに、組合員以外に分割実施敷地について所有権を有する者があるときは、その者の同意を得なければならない。ただし、その所有権をもって組合に対抗することができない者については、この限りでない。

(認可の基準)

第196条　都道府県知事等は、第190条第1項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

(1)　申請手続又は敷地権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。

(2)　敷地分割決議の内容に適合していること。

(3)　分割実施敷地持分について先取特権等を有する者の権利を不当に害するものでないこと。

(4)　その他基本方針に照らして適切なものであること。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和４年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1909
担当部署:　担当部署未定

処分の概要	社会福祉連携推進法人の認定
法　令　名 根 拠 条 項	社会福祉法　第125条
法 令 番 号	昭和26年法律第45号

【基準】

法第125条、第127条及び第128条の規定による。

（社会福祉連携推進法人の認定）

第125条　次に掲げる業務（以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。）を行おうとする一般社団法人は、第127条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

(1)　地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援

(2)　災害が発生した場合における社員（社会福祉事業を経営する者に限る。次号、第5号及び第6号において同じ。）が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援

(3)　社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援

(4)　資金の貸付けその他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの

(5)　社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修

(6)　社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

（認定の基準）

第127条　所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。

(1)　その設立の目的について、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが主たる目的であること。

(2)　社員の構成について、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者又は社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であること。

(3)　社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

(4)　社員の資格の得喪に関して、第1号の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。

(5)　定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録していること。

イ　社員が社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他厚生労働省令で定める社員の議決権に関する事項

ロ　役員について、次に掲げる事項

(1)　理事6人以上及び監事2人以上を置く旨

(2)　理事のうちに、各理事について、その配偶者又は3親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が3人を超えて含まれず、並びに当該理事

並びにその配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれないこととする旨

(3)　監事のうちに、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれないこととする旨

(4)　理事又は監事について、社会福祉連携推進業務について識見を有する者その他厚生労働省令で定める者を含むこととする旨

ハ　代表理事を1人置く旨

ニ　理事会を置く旨及びその理事会に関する事項

ホ　その事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人においては、次に掲げる事項

(1)　理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当該一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備に関する事項は理事会において決議すべき事項である旨

(2)　会計監査人を置く旨及び会計監査人が監査する事項その他厚生労働省令で定める事項

ヘ　次に掲げる要件を満たす評議会(第136条において「社会福祉連携推進評議会」という。)を置く旨並びにその構成員の選任及び解任の方法

(1)　福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者をもつて構成していること。

(2)　当該一般社団法人がトの承認をするに当たり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができるものであること。

(3)　社会福祉連携推進方針に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができるものであること。

ト　第125条第4号の支援を受ける社会福祉法人である社員が当該社会福祉法人の予算の決定又は変更その他厚生労働省令で定める事項を決定するに当たつては、あらかじめ、当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨

チ　資産に関する事項

リ　会計に関する事項

ヌ　解散に関する事項

ル　第145条第1項又は第2項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第146条第2項に規定する社会福祉連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該社会福祉連携推進認定の取消しの処分の日から1月以内に国、地方公共団体又は次条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人、社会福祉法人その他の厚生労働省令で定める者(ヲにおいて「国等」という。)に贈与する旨

ヲ　清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨

ワ　定款の変更に関する事項

(6)　前各号に掲げるもののほか、社会福祉連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

(欠格事由)

第128条　次の各号のいずれかに該当する一般社団法人は、社会福祉連携推進認定を受けることができない。

(1)　その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ　社会福祉連携推進認定を受けた一般社団法人(以下この章、第155条第1項及び第165条において「社会福祉連携推進法人」という。)が第145条第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実

があつた日以前1年内に当該社会福祉連携推進法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から5年を経過しないもの

ロ　この法律その他社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者(ハに該当する者を除く。)

ハ　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

ニ　暴力団員等

(2)　第145条第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの

(3)　暴力団員等がその事業活動を支配するもの

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和４年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1910

担当部署:　担当部署未定

処分の概要	定款の変更の認可
法　令　名 根 拠 条 項	社会福祉法　第139条第1項
法 令 番 号	昭和26年法律第45号

【基準】

法第139条の規定による。

(定款の変更等)

第139条　定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、社会福祉連携推進認定をした所轄庁(以下この章において「認定所轄庁」という。)の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　認定所轄庁は、前項の規定による認可の申請があつたときは、その定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

3　社会福祉連携推進法人は、第1項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を認定所轄庁に届け出なければならない。

4　第34条の2第3項の規定は、社会福祉連携推進法人の定款の閲覧について準用する。この場合において、同項中「評議員」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

標準処理期間	15日

備考

設 定 年 月 日	令和４年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1911
担当部署:　担当部署未定

処分の概要	社会福祉連携推進方針の変更の認定
法　令　名 根 拠 条 項	社会福祉法　第140条
法 令 番 号	昭和26年法律第45号

【基準】

法第140条の規定による。

（社会福祉連携推進方針の変更）

第140条　社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進方針を変更しようとするときは、認定所轄庁の認定を受けなければならない。

標準処理期間	15日

備考

設 定 年 月 日	令和４年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1912
担当部署:　担当部署未定

処分の概要	代表理事の選定及び解職の認可
法　令　名 根 拠 条 項	社会福祉法　第142条
法 令 番 号	昭和26年法律第45号

【基準】

法第142条の規定による。

（代表理事の選定及び解職）

第142条　代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和４年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1914

担当部署:　産業政策部 エネルギー・環境戦略課

処分の概要	地域脱炭素化促進事業計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	地球温暖化対策の推進に関する法律　第22条の2第3項
法 令 番 号	平成10年法律第117号

【基準】

法第22条の2第1項から第3項まで、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第5条及び第6条の規定による。

（地域脱炭素化促進事業計画の認定）

第22条の2　地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画（以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。）を作成し、地方公共団体実行計画（第21条第5項各号に掲げる事項が定められたものに限る。以下この条において同じ。）を策定した市町村（以下「計画策定市町村」という。）の認定を申請することができる。

2　地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)　地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）

(3)　地域脱炭素化促進事業の実施期間

(4)　整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容

(5)　前号の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

(6)　第4号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲

(7)　第4号の整備及び第5号の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(8)　第4号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項

イ　地域の環境の保全のための取組

ロ　地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

(9)　その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項

3　計画策定市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1)　地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合するものであること。

(2)　地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(3)　その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

（地域脱炭素化促進事業計画の認定基準）

第5条　法第22条の2第3項第2号の地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次のとおりとする。

(1)　認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること。

(2)　認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電気的に接続する場合にあっては、当該接続について電気事業者の同意を得ていること。

(3)　認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令の規定を遵守するものであること。

第6条　法第22条の2第3項第3号の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1)　認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置(当該地域脱炭素化促進施設等が、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者その他の関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に設置される場合を除く。)その他の必要な体制を整備し、実施するものであること。

(2)　認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。ただし、高度化法施行令第4条第1号に掲げるものを電気に変換する再生可能エネルギー発電施設であって、その出力が20キロワット未満のもの又は屋根に設置されるものにあっては、この限りでない。

(3)　認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること。

(4)　認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の種類に応じて適切に事業を実施するものであること。

(5)　認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること。

(6)　認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和４年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1915

担当部署:　産業政策部 エネルギー・環境戦略課

処分の概要	地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定
法　令　名 根 拠 条 項	地球温暖化対策の推進に関する法律　第22条の3第1項
法 令 番 号	平成10年法律第117号

【基準】

法第22条の3第1項及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第9条の規定による。

（地域脱炭素化促進事業計画の変更等）

第22条の3　前条第3項の認定を受けた者（以下「認定地域脱炭素化促進事業者」という。）は、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、計画策定市町村の認定を受けなければならない。ただし、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

（地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更）

第9条　法第22条の3第1項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1)　認定地域脱炭素化促進事業者の変更

(2)　認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造、出力又は色彩の変更（色彩の変更にあっては、認定地域脱炭素化促進事業計画に法第22条の2第4項第5号又は第6号に掲げる行為を記載した場合に限る。）

(3)　前号に掲げるもののほか、認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る主要な変更

(4)　認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る保守点検及び維持管理を行う体制の変更

(5)　認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項の変更

(6)　認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の脱炭素化のための取組の内容の変更

(7)　認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した次に掲げる取組に関する事項の内容の変更

イ　地域の環境の保全のための取組

ロ　地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

(8)　前各号に掲げるもののほか、地域脱炭素化促進事業計画に記載した内容の実質的な変更

標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和４年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1917

担当部署:　産業政策部 農林業振興課

処分の概要	有機農業を促進するための栽培管理に関する協定締結の認可
法　令　名 根 拠 条 項	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律　第31条第1項
法 令 番 号	令和4年法律第37号

【基準】

法第31条及び第33条の規定による。

（協定の締結等）

第31条　同意基本計画において定められた特定区域内にある相当規模の一団の農用地（農地又は採草放牧地をいう。以下この節において同じ。）について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（国及び地方公共団体を除く。以下「農用地所有者等」という。）は、当該特定区域において特定環境負荷低減事業活動として行われる有機農業（有機農業の推進に関する法律第2条に規定する有機農業をいう。以下この条において同じ。）の生産団地を形成するため、市町村長（次項第1号に規定する協定区域が2以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、都道府県知事。以下この節において同じ。）の認可を受けて、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定（以下「協定」という。）を締結することができる。

2　協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　協定の対象となる農用地の区域（以下「協定区域」という。）

(2)　有機農業及びそれ以外の農業における栽培の管理に関する事項

(3)　協定の有効期間

(4)　協定に違反した場合の措置

(5)　その他必要な事項

3　協定については、協定区域内の農用地に係る農用地所有者等の全員の合意がなければならない。

4　協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。

5　協定の有効期間は、5年を超えてはならない。

（協定の認可）

第33条　市町村長は、第31条第1項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。

(1)　申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。

(2)　協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。

(3)　協定の内容が同意基本計画の達成に資すると認められるものであること。

2　市町村長は、第31条第1項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該協定の写しを当該市町村（協定区域が2以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、都道府県）の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和５年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1918

担当部署:　産業政策部 農林業振興課

処分の概要	協定の変更の認可
法　令　名 根 拠 条 項	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律　第34条第1項
法 令 番 号	令和4年法律第37号

【基準】

法第34条の規定による。

（協定の変更）

第34条　第31条第1項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定において定めた事項を変更しようとする場合には、全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2　前2条の規定は、前項の認可について準用する。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和５年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1919

担当部署:　産業政策部 農林業振興課

処分の概要	協定の廃止の認可
法　令　名 根 拠 条 項	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律　第36条第1項
法 令 番 号	令和4年法律第37号

【基準】

法第36条の規定による。

（協定の廃止）

第36条　第31条第1項又は第34条第1項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定を廃止しようとする場合には、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2　市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和５年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1922
担当部署:　担当部署未定

処分の概要	所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定
法　令　名 根 拠 条 項	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法　第47条第1項
法 令 番 号	平成30年法律第49号

【基準】

法第47条の規定による。

（所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定）

第47条　市町村長は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は所有者不明土地の利用の円滑化等の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、所有者不明土地利用円滑化等推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

2　市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。

3　推進法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4　市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和５年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1925

担当部署:　地域振興部 文化・スポーツ振興課

処分の概要	史跡名勝天然記念物に関する現状変更等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	文化財保護法　第125条第1項
法 令 番 号	昭和25年法律第214号

【基準】

法第125条及び政令第5条第4項第1号の規定による。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第125条　史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3　第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4　第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。

5　第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6　前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7　第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第5条

4　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第115条第1項に規定する管理団体(以下この条及び次条第2項第1号イにおいて単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第2項第1号イ及びハにおいて「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第1号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。

(1)　次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第125条第1項並びに同条第3項において準用する法第43条第3項及び第4項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ　小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メート

ル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ　小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ　工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ　法第115条第1項(法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ　電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ　建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト　木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ　史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ　天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ　天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル　天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ　イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)又は町村の区域(次条第7項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第2項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和５年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1929

担当部署:　地域振興部 まちづくり推進課

処分の概要	認可地縁団体の合併の認可
法　令　名 根 拠 条 項	地方自治法　第260条の39第3項
法 令 番 号	昭和22年法律第67号

【基準】

法第260条の38及び第260条の39の規定による。

第260条の38　認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第260条の39　認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

2　前項の決議は、総構成員の4分の3以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

3　合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　第260条の2第2項及び第5項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和５年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1931

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	土石の堆積に関する工事完了の確認及び確認済証の交付（第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第17条第4項の適用）
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法　第87条の2第1項
法令番号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第17条第4項の規定による。

（完了検査等）

第17条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3　第15条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4　土石の堆積に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5　都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和５年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1932

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第18条の適用)
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第87条の2第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定による。

(中間検査)

第18条　第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等(政令で定める規模のものに限る。)に関する工事が政令で定める工程(以下この条において「特定工程」という。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3　特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4　都道府県は、第1項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程(当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。)として条例で定める工程を追加することができる。

5　都道府県知事は、第1項の検査において第13条第1項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第1項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和５年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1933

担当部署:　市民総務部 市民課

処分の概要	開示請求に対する決定
法　令　名 根 拠 条 項	個人情報の保護に関する法律　第82条
法 令 番 号	平成15年法律第57号

【基準】

法第76条及び第78条から第82条までの規定による。

（開示請求権）

第76条　何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第127条において「開示請求」という。）をすることができる。

（保有個人情報の開示義務）

第78条　行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)　開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2)　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ　行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4)　行政機関の長が第82条各項の決定(以下この節において「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(5)　行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る。)が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6)　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7)　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ　独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報(」とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。)又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(」とする。

(部分開示)

第79条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求

者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2　開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第80条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第81条　開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第82条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

標準処理期間	開示請求があった日から30日以内(第83条第1項)、施行条例に定めがある場合は、それによる。

備考

設 定 年 月 日	令和５年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1934

担当部署:　市民総務部 市民課

処分の概要	訂正請求に対する決定
法　令　名 根 拠 条 項	個人情報の保護に関する法律　第93条
法 令 番 号	平成15年法律第57号

【基準】

法第90条、第92条及び第93条の規定による。

（訂正請求権）

第90条　何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2)　開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第127条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3　訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（保有個人情報の訂正義務）

第92条　行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第93条　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

標準処理期間	訂正請求があった日から30日以内（第94条第1項）、施行条例に定めがある場合は、それによる。
備考	

設 定 年 月 日	令和５年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1935

担当部署:　市民総務部 市民課

処分の概要	利用停止請求に対する決定
法　令　名 根 拠 条 項	個人情報の保護に関する法律　第101条
法 令 番 号	平成15年法律第57号

【基準】

法第98条、第100条及び第101条の規定による。

(利用停止請求権)

第98条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この節において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)　第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2)　第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止

2　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この節及び第127条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

3　利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(保有個人情報の利用停止義務)

第100条　行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第101条　行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2　行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

標準処理期間	利用停止請求があった日から30日以内(第102条第1項)、施行条例に定めがある場合は、それによる。

備考

設 定 年 月 日	令和５年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1936

担当部署:　産業政策部 農林業振興課

処分の概要	特定法人に対する農地等の権利移動の許可
法　令　名 根 拠 条 項	構造改革特別区域法　第24条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第189号

【基準】

法第24条第1項の規定による。

（農地法の特例）

第24条　地方公共団体が、その区域内において、農地等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地（同法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。）又は採草放牧地をいう。以下この条において同じ。）の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足しており、かつ、従前の措置のみによっては耕作（同法第43条第1項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。第3号及び第4項において同じ。）の目的に供されていない農地等その他その効率的な利用を図る必要がある農地等の面積が著しく増加するおそれがあることから、その設定する構造改革特別区域内において、農地等の効率的な利用を通じた地域の活性化を図るため同法第2条第3項に規定する農地所有適格法人以外の法人が農地等の所有権を取得して農業経営を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内にある農地等を管轄する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。第3項及び第4項において同じ。）は、当該認定構造改革特別区域計画に定められた別表第14号に掲げる事業の実施主体である当該法人のうち次の各号に掲げる要件の全てを満たしているもの（以下この条及び同表第14号において「特定法人」という。）が当該構造改革特別区域内にある農地等について当該地方公共団体から所有権を取得しようとする場合には、農地法第3条第2項（第2号及び第4号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同条第1項の許可をすることができる。

(1)　当該法人が、その農地等の所有権の取得後において第4項の規定による通知が行われた場合その他その農地等を適正に利用していないと当該地方公共団体が認めた場合には当該地方公共団体に対し当該農地等の所有権を移転する旨の書面による契約を当該地方公共団体と締結していること。

(2)　当該法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(3)　当該法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。第4項第4号において同じ。）のうち、1人以上の者が当該法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和６年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1942

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	指定認定事務支援法人の指定
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令　第1条第1項
法 令 番 号	平成13年政令第238号

【基準】

政令第1条の規定による。

（指定認定事務支援法人の指定）

第1条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）第5条の12第1項の規定による指定（以下「指定」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、計画作成都道府県等の委託を受けて同項各号に掲げる事務（以下「認定支援事務」という。）を行おうとする法人の申請により行う。

2　計画作成都道府県知事等は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

(1)　当該申請をした法人が、認定支援事務の運営に関する国土交通省令で定める基準に従って認定支援事務を適正に実施することができないと認められるとき。

(2)　当該申請をした法人が、法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない法人であるとき。

(3)　当該申請をした法人が、第4条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人であるとき。

(4)　当該申請をした法人の役員のうちに、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者があるとき。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和６年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1944

担当部署:　地域振興部 まちづくり推進課

処分の概要	空家等管理活用支援法人の指定
法　令　名 根 拠 条 項	空家等対策の推進に関する特別措置法　第23条第1項
法 令 番 号	平成26年法律第127号

【基準】

法第23条の規定による。

（空家等管理活用支援法人の指定）

第23条　市町村長は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

2　市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。

3　支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4　市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

標準処理期間	―

備考

令和5年12月5日以降の審査基準を市HP及び担当課窓口に配架し公表

支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、指定は行わないとする。

設 定 年 月 日	令和６年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1949

担当部署:　財務部 財政課

処分の概要	指定公金事務取扱者の指定
法　令　名 根 拠 条 項	地方自治法　第243条の2第1項
法 令 番 号	昭和22年法律第67号

【基準】

法第243条の2第1項及び政令第173条の規定による。

（指定公金事務取扱者）

第243条の2　普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条及び次条第1項において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第243条の2の6までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

2　普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

3　指定公金事務取扱者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。

4　普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

5　指定公金事務取扱者は、第1項の規定により委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

6　前項の規定により公金事務の一部の委託を受けた者は、当該委託をした指定公金事務取扱者の許諾を得た場合であつて、かつ、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に対してするときに限り、その一部の再委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該再委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

7　前項の規定により公金事務の一部の再委託を受けた者は、当該公金事務の一部の委託を受けた者とみなして、同項の規定を適用する。

8　会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならない。

9　会計管理者は、前項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

10　監査委員は、第8項の規定による検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。

（指定公金事務取扱者等の要件）

第173条　地方自治法第243条の2第1項、第5項及び第6項（同条第7項の規定により適用する場

合を含む。)に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1)　地方自治法第243条の2第1項に規定する公金事務(次号において「公金事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

(2)　その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

標準処理期間	90日
備考	

設 定 年 月 日	令和６年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1960

担当部署:　産業政策部 エネルギー・環境戦略課

処分の概要	熱中症対策普及団体の指定
法　令　名 根 拠 条 項	気候変動適応法　第23条第1項
法 令 番 号	平成30年法律第50号

【基準】

法第23条第1項、第2項、省令第6条及び第9条の規定による。

(熱中症対策普及団体)

第23条　市町村長は、一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人であって、第3項各号に掲げる事業(以下この条において「熱中症対策普及事業」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、熱中症対策普及団体(以下この条及び次条において「普及団体」という。)として指定することができる。

(1)　職員、業務の方法その他の事項についての熱中症対策普及事業の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

(2)　個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置として環境省令で定める措置が講じられていること。

(3)　熱中症対策普及事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによって熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4)　前3号に定めるもののほか、熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができると認められること。

2　市町村長は、前項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

(1)　第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であること。

(2)　その役員のうちに、この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から2年を経過しない者があること。

(熱中症対策普及団体として指定を受けることができる法人)

第6条　法第23条第1項の環境省令で定める法人は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人及び会社とする。

(個人に関する情報の取扱い)

第9条　法第23条第1項第2号の環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

(1)　個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定すること。

(2)　個人に関する情報の適正な取扱いその他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて熱中症対策普及事業従事職員に対して研修を実施すること。

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和６年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1963

担当部署:　産業政策部 エネルギー・環境戦略課

処分の概要	熱中症対策普及団体の名称等の変更
法　令　名 根 拠 条 項	気候変動適応法施行規則　第8条第1項
法 令 番 号	令和6年環境省令第2号

【基準】

省令第8条の規定による。

（名称等の変更）

第8条　熱中症対策普及団体（次項において「普及団体」という。）は、前条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする事項を記載した申請書を市町村長に提出しなければならない。

2　普及団体は、前条第2項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その変更に係る書類を市町村長に提出しなければならない。

標準処理期間	15日

備考

設 定 年 月 日	令和６年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3001

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	施行の認可
法　令　名 根 拠 条 項	都市計画法　第59条第1項及び第4項
法 令 番 号	昭和43年法律第100号

【基準】

法第59条第1項及び第4項の規定による。

（施行者）

第59条　都市計画事業は、市町村が、都道府県知事（第1号法定受託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣）の認可を受けて施行する。

2　都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

3　国の機関は、国土交通大臣の承認を受けて、国の利害に重大な関係を有する都市計画事業を施行することができる。

4　国の機関、都道府県及び市町村以外の者は、事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においてこれらの処分を受けているとき、その他特別な事情がある場合においては、都道府県知事の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3002

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	事業計画の変更の認可
法　令　名 根 拠 条 項	都市計画法　第63条第1項
法 令 番 号	昭和43年法律第100号

【基準】

法第63条第1項の規定による。

（事業計画の変更）

第63条　第60条第1項第3号の事業計画を変更しようとする者は、国の機関にあつては国土交通大臣の承認を、都道府県及び第1号法定受託事務として施行する市町村にあつては国土交通大臣の認可を、その他の者にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、設計の概要について国土交通省令で定める軽易な変更をしようとするときは、この限りでない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3003

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	承継の承認
法　令　名 根 拠 条 項	都市計画法　第64条第1項
法 令 番 号	昭和43年法律第100号

【基準】

法第64条第1項の規定による。

（認可に基づく地位の承継）

第64条　第59条第4項の認可に基づく地位は、相続その他の一般承継による場合のほか、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて承継することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3004

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	施行の認可
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第4条第1項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第4条の規定による。

（施行の認可）

第4条　土地区画整理事業を第3条第1項の規定により施行しようとする者は、1人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、土地区画整理事業を施行しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2　第3条第1項に規定する者が施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については、前項に規定する認可をもつて都市計画法第59条第4項に規定する認可とみなす。ただし、同法第79条、第80条第1項、第81条第1項及び第89条第1項の規定の適用については、この限りでない。

標準処理期間	60日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3005

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	規準及び規約並びに事業計画の変更の認可
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第10条第1項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第10条第1項の規定による。

（規準又は規約及び事業計画の変更）

第10条　個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2　個人施行者は、施行地区の縮小又は費用の分担に関し、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとする場合において、その者に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

3　第7条の規定は事業計画を変更しようとする個人施行者について、第8条の規定は事業計画の変更についての認可を申請しようとする個人施行者について、前条の規定は第1項に規定する認可の申請があつた場合及びその認可をした場合について準用する。この場合において、第8条第1項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び施行地区となるべき区域」と、前条第3項中「を公告し」とあるのは「についての変更に係る事項を公告し」と、「施行地区及び設計の概要」とあるのは「変更に係る施行地区又は設計の概要」と、同条第5項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは「規準若しくは規約又は事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

標準処理期間	60日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3006

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	規約の認可
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第11条第4項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第11条第4項の規定による。

（施行者の変動）

第11条

4　1人で施行する土地区画整理事業において、前3項の規定により施行者が数人となつた場合においては、その土地区画整理事業は、第3条第1項の規定により数人共同して施行する土地区画整理事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第4条第1項の規約を定め、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。

標準処理期間	60日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3007

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	廃止及び終了の認可
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第13条第1項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第13条の規定による。

（土地区画整理事業の廃止又は終了）

第13条　個人施行者は、土地区画整理事業を廃止し、又は終了しようとする場合においては、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2　都道府県知事は、第6条第2項の規定により事業計画に住宅先行建設区が定められている場合においては、第85条の2第5項の規定により指定された宅地についての第117条の2第1項に規定する指定期間（第85条の2第5項の規定により指定された宅地についての指定期間の終期が異なる場合においては、その終期の最も遅いもの。以下この項、第45条第3項及び第51条の13第2項において同じ。）を経過した後でなければ、前項に規定する土地区画整理事業の終了についての認可をしてはならない。ただし、住宅先行建設区内の換地に住宅が建設されたこと等により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められる場合においては、指定期間内においても当該認可をすることができる。

3　個人施行者は、土地区画整理事業を廃止しようとする場合において、その者に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その廃止についてその債権者の同意を得なければならない。

4　第9条第3項（図書の送付に係る部分を除く。）及び第5項の規定は、第1項に規定する認可をした場合の公告について準用する。この場合において、同条第5項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは、「土地区画整理事業の廃止又は終了をもつて」と読み替えるものとする。

標準処理期間	60日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3008

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	設立の認可
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第14条第1項及び第2項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第14条第1項及び第2項の規定による。

（設立の認可）

第14条　第3条第2項に規定する土地区画整理組合（以下「組合」という。）を設立しようとする者は、7人以上共同して、定款及び事業計画を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合を設立しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2　組合を設立しようとする者は、事業計画の決定に先立つて組合を設立する必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、7人以上共同して、定款及び事業基本方針を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

標準処理期間	60日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3009

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	事業計画の認可
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第14条第3項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第14条第3項の規定による。

（設立の認可）

第14条

3　前項の規定により設立された組合は、都道府県知事の認可を受けて、事業計画を定めるものとする。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

4　組合が施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については、第1項又は前項に規定する認可をもつて都市計画法第59条第4項に規定する認可とみなす。第4条第2項ただし書の規定は、この場合に準用する。

標準処理期間	60日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3011

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	定款並びに事業計画及び事業基本方針の変更の認可
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第39条第1項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第39条第1項の規定による。

（定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更）

第39条　組合は、定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は新たに施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

標準処理期間	60日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3012

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	解散の認可
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第45条第2項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第45条の規定による。

（解散）

第45条　組合は、左の各号に掲げる事由に因り解散する。

(1)　設立についての認可の取消

(2)　総会の議決

(3)　定款で定めた解散事由の発生

(4)　事業の完成又はその完成の不能

(5)　合併

(6)　事業の引継

2　組合は、前項第2号から第4号までの1に掲げる事由により解散しようとする場合においては、その解散について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

3　都道府県知事は、第16条第1項において準用する第6条第2項の規定により事業計画に住宅先行建設区が定められている場合においては、第85条の2第5項の規定により指定された宅地についての第117条の2第1項に規定する指定期間を経過した後でなければ、前項に規定する認可（事業の完成の不能による解散その他事業の廃止による解散についての認可を除く。）をしてはならない。ただし、住宅先行建設区内の換地に住宅が建設されたこと等により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められる場合においては、指定期間内においてもその認可をすることができる。

4　組合は、第1項第2号から第4号までの1に掲げる事由に因り解散しようとする場合において、その組合に借入金があるときは、その解散についてその債権者の同意を得なければならない。

5　都道府県知事は、組合の設立についての認可を取り消した場合又は第2項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

6　組合は、前項の公告があるまでは、解散をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。

標準処理期間	60日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3013

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	決算報告書の承認
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第49条
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第49条の規定による。

（決算報告）

第49条　清算人は、清算事務が終つた場合においては、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3014

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	施行の認可
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第51条の2第1項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第51条の2第1項の規定による。

（施行の認可）

第51条の2　土地区画整理事業を第3条第3項の規定により施行しようとする者は、規準及び事業計画を定め、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の申請は、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

標準処理期間	60日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3016

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	規準及び事業計画の変更の認可
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第51条の10第1項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第51条の10第1項の規定による。

（規準又は事業計画の変更）

第51条の10　区画整理会社は、規準又は事業計画を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、区画整理会社がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は新たに施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

標準処理期間	60日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3017

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	譲渡及び譲受けの認可
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第51条の11第1項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第51条の11第1項の規定による。

（区画整理会社の合併又は事業の譲渡等）

第51条の11　区画整理会社の合併若しくは分割又は区画整理会社が施行する土地区画整理事業の全部若しくは一部の譲渡及び譲受けは、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

標準処理期間	60日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3018

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	廃止及び終了の認可
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第51条の13第1項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第51条の13第1項の規定による。

（土地区画整理事業の廃止又は終了）

第51条の13　区画整理会社は、土地区画整理事業を廃止し、又は終了しようとする場合においては、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、区画整理会社がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

標準処理期間	60日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3019

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	土地の形質の変更等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第76条第1項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第76条第1項の規定による。

（建築行為等の制限）

第76条　次に掲げる公告があつた日後、第103条第4項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事（市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第3条第4項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。

(1)　個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更（以下この項において「事業計画の変更」という。）についての認可の公告

(2)　組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第21条第3項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

(3)　区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

(4)　市町村、都道府県又は国土交通大臣が第3条第4項又は第5項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告

(5)　機構等が第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告

標準処理期間	10日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3021

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	換地計画の認可
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第86条第1項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第86条の規定による。

（換地計画の決定及び認可）

第86条　施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2　個人施行者、組合又は区画整理会社が前項の規定による認可の申請をしようとするときは、換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

3　施行地区が工区に分かれている場合においては、第1項の換地計画は、工区ごとに定めることができる。

4　都道府県知事は、第1項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反していること。

(2)　換地計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。

(3)　換地計画の内容が事業計画の内容と抵触していること。

5　前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、換地計画に係る区域に市街地再開発事業の施行地区（都市再開発法第2条第3号に規定する施行地区をいう。）が含まれている場合においては、当該市街地再開発事業の施行に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、第1項に規定する認可をしてはならない。

標準処理期間	60日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3022

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	換地計画の変更の認可
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第97条第1項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第97条の規定による。

(換地計画の変更)

第97条　個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等は、換地計画を変更しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社がその申請をしようとするときは、換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2　第8条の規定は換地計画を変更しようとする個人施行者について、第86条第4項及び第5項の規定は個人施行者から前項に規定する認可の申請があつた場合について準用する。この場合において、第8条第1項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「換地計画に係る区域」と読み替えるものとする。

3　第51条の6の規定は換地計画を変更しようとする区画整理会社について、第86条第4項及び第5項の規定は個人施行者以外の施行者から第1項に規定する認可の申請があつた場合について、第88条第2項から第7項までの規定は個人施行者以外の施行者が換地計画を変更しようとする場合(政令で定める軽微な又は形式的な変更をしようとする場合を除く。)について準用する。この場合において、第51条の6中「施行地区となるべき区域」とあるのは「換地計画に係る区域」と、第88条第2項中「その換地計画」とあるのは「その換地計画の変更に係る部分」と読み替えるものとする。

標準処理期間	60日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3030

担当部署:　担当部署未定

処分の概要	優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定(認定に係る住宅等の敷地が2以上の市町村の区域にわたる場合には、当該敷地の面積が最も多く存する市町村とする。)
法　令　名 根 拠 条 項	租税特別措置法　第28条の4第3項第6号
法 令 番 号	昭和32年法律第26号

【基準】

法第28条の4第3項第6号の規定による。

(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例)

第28条の4

3　第1項の規定は、次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

(6)　個人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供された一団の宅地(その面積が1000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該個人による譲渡で、第4号イ及びハに掲げる要件に該当するもの(前2号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3031

担当部署:　担当部署未定

処分の概要	優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定(認定に係る住宅等の敷地が2以上の市町村の区域にわたる場合には、当該敷地の面積が最も多く存する市町村とする。)
法令名根拠条項	租税特別措置法　第31条の2第2項第15号ニ
法令番号	昭和32年法律第26号

【基準】

第31条の2第2項第15号ニの規定による。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第31条の2

2　前項に規定する優良住宅地等のための譲渡とは、次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。

(15)　一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅(それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。)の建設を行う個人(当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、その死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第5項において同じ。)又は法人(当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第2条第12号に規定する合併法人が当該建設を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る同条第12号の3に規定する分割承継法人が当該建設を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。次号及び同項において同じ。)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(第6号から第10号まで又は前2号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

イ　一団の住宅にあつてはその建設される住宅の戸数が25戸以上のものであること。

ロ　中高層の耐火共同住宅にあつては住居の用途に供する独立部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第1項に規定する建物の部分に相当するものをいう。)が15以上のものであること又は当該中高層の耐火共同住宅の床面積が1000平方メートル以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。

ハ　前号ロに規定する都市計画区域内において建設されるものであること。

ニ　当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事(当該中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1000平方メートル未満のものにあつては、市町村長)の認定を受けたものであること。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　3032

担当部署:　担当部署未定

処分の概要	優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定(認定に係る住宅等の敷地が2以上の市町村の区域にわたる場合には、当該敷地の面積が最も多く存する市町村とする。)
法令名根拠条項	租税特別措置法　第62条の3第4項第15号ニ
法令番号	昭和32年法律第26号

【基準】

法第62条の3第4項第15号ニの規定による。

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第62条の3

4　第1項の規定は、法人が、平成4年1月1日から令和7年12月31日までの間に、その有する土地等(棚卸資産に該当するものを除く。以下第9項まで及び第11項において同じ。)の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。

(15)　一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅(それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。)の建設を行う個人(当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、その死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第7項において同じ。)又は法人(当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該建設を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該建設を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。同号及び同項において同じ。)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(第6号から第10号まで又は前2号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

イ　一団の住宅にあつては、その建設される住宅の戸数が25戸以上のものであること。

ロ　中高層の耐火共同住宅にあつては、住居の用途に供する独立部分(建物の区分所有等に関する法律第2条第1項に規定する建物の部分に相当するものをいう。)が15以上のものであること又は当該中高層の耐火共同住宅の床面積が1000平方メートル以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。

ハ　前号ロに規定する都市計画区域内において建設されるものであること。

ニ　当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事(当該中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1000平方メートル未満のものにあつては、市町村長)の認定を受けたものであること。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和3年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日

ID:　3033

担当部署:　担当部署未定

処分の概要	優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定(認定に係る住宅等の敷地が2以上の市町村の区域にわたる場合には、当該敷地の面積が最も多く存する市町村とする。)
法　令　名 根 拠 条 項	租税特別措置法　第63条第3項第6号
法 令 番 号	昭和32年法律第26号

【基準】

法第63条第3項第6号の規定による。

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第63条

3　第1項の規定は、短期所有に係る土地の譲渡等のうち、土地等の譲渡で次に掲げるものに該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

(6)　法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供された一団の宅地(その面積が1000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該法人による譲渡で、第4号イ及びハに掲げる要件に該当するもの(前2号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3034

担当部署:　担当部署未定

処分の概要	中高層の耐火建築物に関する認定(認定に係る土地又は建物等の敷地が2以上の市町村の区域にわたる場合には、当該土地又は建物等の敷地の面積が最も多く存する市町村とする。)
法　令　名 根 拠 条 項	租税特別措置法施行令　第25条の4第2項
法 令 番 号	昭和32年政令第43号

【基準】

政令第25条の4第2項の規定による。

(既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例)

第25条の4　法第37条の5第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める部分は、譲渡(同条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する譲渡資産(以下この条において「譲渡資産」という。)のうち、当該譲渡による収入金額(当該譲渡の日の属する年中に2以上の譲渡資産の譲渡が行われた場合には、これらの譲渡資産の譲渡により取得した収入金額の合計額)から同項に規定する買換資産(以下この条において「買換資産」という。)の取得価額(当該譲渡の日の属する年中に2以上の買換資産の同項に規定する取得が行われた場合には、これらの買換資産の取得価額の合計額)を控除した金額が当該収入金額のうちに占める割合を、当該譲渡資産の価額に乗じて計算した金額に相当する部分とする。

2　法第37条の5第1項の表の第1号の上欄に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数4以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、次に掲げる要件の全てを満たすものであることにつき、当該中高層の耐火建築物の建築基準法第2条第16号に規定する建築主の申請に基づき都道府県知事(当該事業が都市再生特別措置法第25条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業又は同法第99条に規定する認定誘導事業計画に係る同条に規定する誘導施設等整備事業に該当する場合には、国土交通大臣。第17項及び第18項において同じ。)が認定をしたものとする。

(1)　その事業が法第37条の5第1項の表の第1号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるもの(都市の低炭素化の促進に関する法律第12条に規定する認定集約都市開発事業計画(当該認定集約都市開発事業計画に次に掲げる事項が定められているものに限る。以下この号及び次項第4号において同じ。)の区域内において施行される事業にあつては、当該認定集約都市開発事業計画に係る同法第9条第1項に規定する集約都市開発事業であつて社会資本整備総合交付金(予算の目である社会資本整備総合交付金の経費の支出による給付金をいう。)の交付を受けて行われるもの(イ及びロにおいて「集約都市開発事業」という。)に限る。)であること。

イ　当該集約都市開発事業の施行される土地の区域(以下この項において「施行地区」という。)の面積が2000平方メートル以上であること。

ロ　当該集約都市開発事業により都市の低炭素化の促進に関する法律第9条第1項に規定する特定公共施設の整備がされること。

(2)　その事業の施行地区の面積が1000平方メートル以上であること。

(3)　その事業の施行地区内において都市施設(都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設又は同法第12条の5第2項第1号イに掲げる施設をいう。)の用に供される土地(その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地)又は建築基準法施行令第136条第

1項に規定する空地が確保されていること。

イ　都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区又は同条第4項に規定する開発整備促進区　同条第2項第1号イに掲げる施設又は同条第5項第1号に規定する施設

ロ　都市計画法第12条の4第1項第2号に掲げる防災街区整備地区計画の区域　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第32条第2項第1号に規定する地区防災施設又は同項第2号に規定する地区施設

ハ　都市計画法第12条の4第1項第4号に掲げる沿道地区計画の区域　幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条第2項第1号に規定する沿道地区施設(その事業の施行地区が同条第3項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第4項第1号に規定する施設)

(4)　その事業の施行地区内の土地の利用の共同化に寄与するものとして財務省令で定める要件

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　3035

担当部署:　担当部署未定

処分の概要	中高層の耐火建築物に関する認定(認定に係る土地又は建物等の敷地が2以上の市町村の区域にわたる場合には、当該土地又は建物等の敷地の面積が最も多く存する市町村とする。)
法　令　名 根 拠 条 項	租税特別措置法施行令　第25条の4第17項
法 令 番 号	昭和32年政令第43号

【基準】

政令第25条の4第17項の規定による。

(既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例)

第25条の4

17　法第37条の5第6項に規定する政令で定める場合は、同条第1項の表の第1号の上欄に掲げる資産の譲渡をした個人及び第2項に規定する建築主の申請に基づき、都道府県知事が、当該個人につき当該個人又は当該個人と同居を常況とする者の老齢、身体上の障害その他財務省令で定める事情により、当該個人が同号の下欄に掲げる資産のうち同号の中高層耐火建築物又は当該中高層耐火建築物に係る構築物を取得してこれを引き続き居住の用に供することが困難であると認められる事情があるものとして認定をした場合とする。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　3036

担当部署:　産業政策部 農林業振興課

処分の概要	鳥獣の保護の目的(傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的に限る。)で行う鳥獣の捕獲等並びに同項の規定による鳥獣の管理の目的(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に限る。)で行う鳥獣(規則で定めるものに限る。)の捕獲等及び鳥類の卵(規則で定めるものに限る。)の採取等の許可及び許可証の交付
法　令　名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律　第9条第1項及び第7項
法 令 番 号	平成14年法律第88号

【基準】

法第9条第1項及び第7項の規定による。

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

第9条　学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

(1)　第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。

(2)　希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。

(3)　その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

7　環境大臣又は都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3037

担当部署:　産業政策部 農林業振興課

処分の概要	従事者証の交付(当該許可に係るものに限る。)
法　令　名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律　第9条第8項
法 令 番 号	平成14年法律第88号

【基準】

法第9条第8項の規定による。

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

第9条

8　第1項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者(第14条の2において「認定鳥獣捕獲等事業者」という。)その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者(以下「従事者」という。)であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3038

担当部署:　産業政策部 農林業振興課

処分の概要	許可証又は従事者証の再交付(当該許可に係るものに限る。)
法　令　名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律　第9条第9項
法 令 番 号	平成14年法律第88号

【基準】

法第9条第9項の規定による。

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

第9条

9　第1項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第7項の許可証(以下単に「許可証」という。)若しくは前項の従事者証(以下単に「従事者証」という。)を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。

標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3041

担当部署:　産業政策部 農林業振興課

処分の概要	飼養の登録及び登録票の交付
法　令　名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律　第19条第1項及び第3項
法 令 番 号	平成14年法律第88号

【基準】

法第19条第1項及び第3項の規定による。

（飼養の登録）

第19条　第9条第1項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣（同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第22条第1項及び第84条第1項第7号において同じ。）を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第9条第4項に規定する有効期間の末日から起算して30日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。

2　前項の登録（以下この節において単に「登録」という。）を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に登録の申請をしなければならない。

3　都道府県知事は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3042

担当部署:　産業政策部 農林業振興課

処分の概要	有効期間の更新
法　令　名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律　第19条第5項
法 令 番 号	平成14年法律第88号

【基準】

法第19条第5項の規定による。

（飼養の登録）

第19条

5　前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第1項の規定により登録鳥獣（第1項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。）の譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3043

担当部署:　産業政策部 農林業振興課

処分の概要	登録票の再交付
法　令　名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律　第19条第6項(第21条第2項において準用する場合を含む。)
法 令 番 号	平成14年法律第88号

【基準】

法第19条第6項の規定による。

(飼養の登録)

第19条

6　登録鳥獣を飼養している者は、その者が第3項の登録票(以下単に「登録票」という。)で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。

標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3045

担当部署:　産業政策部 農林業振興課

処分の概要	販売の許可及び販売許可証の交付
法　令　名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律　第24条第1項及び第5項
法 令 番 号	平成14年法律第88号

【基準】

法第24条第1項及び第5項の規定による。

（販売禁止鳥獣等の販売の許可）

第24条　学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　都道府県知事は、第11項において準用する第19条第2項の申請があったときは、当該申請に係る販売が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。

(1)　販売の目的が前項に規定する目的に適合しないとき。

(2)　販売されることにより前条に規定する鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3　都道府県知事は、第1項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

4　都道府県知事は、第1項の許可をする場合において、販売禁止鳥獣等の保護のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

5　都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、販売許可証を交付しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3046

担当部署:　産業政策部 農林業振興課

処分の概要	販売許可証の再交付
法　令　名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律　第24条第6項
法 令 番 号	平成14年法律第88号

【基準】

法第24条第6項の規定による。

（販売禁止鳥獣等の販売の許可）

第24条

6　第1項の許可を受けた者は、その者が前項の販売許可証（以下単に「販売許可証」という。）を亡失し、又は販売許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、販売許可証の再交付を受けることができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3052

担当部署:　産業政策部 農林業振興課

処分の概要	農用地利用集積等促進計画の認可(その申請に係る農用地利用集積等促進計画に定められた法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。)
法令名根拠条項	農地中間管理事業の推進に関する法律　第18条第1項
法令番号	平成25年法律第101号

【基準】

法第18条第1項の規定による。

(農用地利用集積等促進計画)

第18条　農地中間管理機構は、農地中間管理事業(第2条第3項第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。)の実施により、農地中間管理権若しくは経営受託権の設定若しくは移転(次項第1号において「農地中間管理権の設定等」という。)若しくは農作業の委託を受け、又は賃借権、使用貸借による権利若しくは経営受託権の設定若しくは移転(以下「賃借権の設定等」という。)若しくは農作業の委託を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、農地法その他の法令の規定により農地中間管理機構が農地中間管理権又は経営受託権を取得する場合には、この限りでない。

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和6年4月1日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　5002

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	都市計画法　第26条第1項及び第3項
法 令 番 号	昭和43年法律第100号

【基準】

法第26条の規定による。

（障害物の伐除及び土地の試掘等）

第26条　前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3　第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、国土交通大臣、都道府県若しくは市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5011

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内の土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設の許可
法　令　名 根 拠 条 項	都市計画法　第52条の2第1項
法 令 番 号	昭和43年法律第100号

【基準】

法第52条の2の規定による。

（建築等の制限）

第52条の2　市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1)　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(2)　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3)　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2　国が行う行為については、当該国の機関と都道府県知事等との協議が成立することをもつて、前項の規定による許可があつたものとみなす。

3　第1項の規定は、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画についての第20条第1項の規定による告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5012

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	都市計画施設等の区域内における建築の許可
法　令　名 根 拠 条 項	都市計画法　第53条第1項
法 令 番 号	昭和43年法律第100号

【基準】

法第53条から第55条までの規定による。

(建築の許可)

第53条　都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1)　政令で定める軽易な行為

(2)　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3)　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

(4)　第11条第3項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの

(5)　第12条の11に規定する道路(都市計画施設であるものに限る。)の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの

2　第52条の2第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

3　第1項の規定は、第65条第1項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

(許可の基準)

第54条　都道府県知事等は、前条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

(1)　当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。

(2)　当該建築が、第11条第3項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。

(3)　当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

イ　階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ　主要構造部(建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロツク造その他これらに類する構造であること。

(許可の基準の特例等)

第55条　都道府県知事等は、都市計画施設の区域内の土地でその指定したものの区域又は市街地開発事業(土地区画整理事業及び新都市基盤整備事業を除く。)の施行区域(次条及び第

57条において「事業予定地」という。)内において行われる建築物の建築については、前条の規定にかかわらず、第53条第1項の許可をしないことができる。ただし、次条第2項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における建築物の建築については、この限りでない。

2　都市計画事業を施行しようとする者その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、前項の規定による土地の指定をすべきこと又は次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

3　都道府県知事等は、前項の規定により土地の指定をすべきことを申し出た者を次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めることができる。

4　都道府県知事等は、第1項の規定による土地の指定をするとき、又は第2項の規定による申出に基づき、若しくは前項の規定により、次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5013

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設の許可(第52条の2第1項の準用)
法　令　名 根 拠 条 項	都市計画法　第57条の3第1項
法 令 番 号	昭和43年法律第100号

【基準】

準用する法第52条の2の規定による。

(建築等の制限)

第52条の2　市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1)　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(2)　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3)　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2　国が行う行為については、当該国の機関と都道府県知事等との協議が成立することをもつて、前項の規定による許可があつたものとみなす。

3　第1項の規定は、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画についての第20条第1項の規定による告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5014

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	都市計画法　第65条第1項
法 令 番 号	昭和43年法律第100号

【基準】

法第65条の規定による。

（建築等の制限）

第65条　第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第63条第2項において準用する第62条第1項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

2　都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。

3　第52条の2第2項の規定は、第1項の規定による許可について準用する。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5016

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	風致地区内における行為の許可
法　令　名 根 拠 条 項	風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令第3条第1項
法 令 番 号	昭和44年政令第317号

【基準】

政令第3条第1項及び第4条の規定による。

(行為の制限)

第3条　風致地区内においては、次に掲げる行為は、あらかじめ、面積が10ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事(市(都の特別区を含む。以下同じ。)の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)、その他の風致地区にあつては市町村の長の許可を受けなければならないものとする。ただし、都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。

(1)　建築物の建築その他工作物の建設

(2)　建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の色彩の変更

(3)　宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。)

(4)　水面の埋立て又は干拓

(5)　木竹の伐採

(6)　土石の類の採取

(7)　屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積

(8)　前各号に掲げるもののほか、都市の風致の維持に影響を及ぼすおそれのあるものとして条例で定める行為

(許可の基準)

第4条　都道府県知事等又は市町村の長は、前条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準(第1号イ、ロ若しくはハ又は第4号イ若しくはハ(1)に掲げる基準にあつては、周辺の土地の状況により風致の維持上これらの基準による必要がないと認められる場合を除く。)及びその他の都市の風致を維持するため必要なものとして条例で定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

(1)　建築物の建築については、次に該当するものであること。ただし、仮設の建築物及び地下に設ける建築物については、この限りでない。

イ　当該建築物の高さが8メートル以上15メートル以下の範囲内において条例で定める高さを超えないこと。

ロ　当該建築物の建ぺい率が10分の2以上10分の4以下の範囲内において条例で定める割合を超えないこと。

ハ　当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が1メートル以上3メートル以下の範囲内において条例で定める距離以上であること。

ニ　当該建築物の位置、形態及び意匠が当該建築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(2)　建築物以外の工作物の建設については、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、当該建設の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。ただし、仮設の工作物及び地下に設ける工作物については、この限りでない。

(3)　建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(4)　宅地の造成等については、次に該当するものであること。

イ　木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、10パーセント以上60パーセント以下の範囲内において条例で定める割合以上であること。

ロ　宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ　1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(1)　宅地の造成等に係る土地の地形に応じ1・5メートル以上5メートル以下の範囲内において条例で定める高さを超えてのりを生ずる切土又は盛土

(2)　都市の風致の維持上特に枢要な森林で、面積が10ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事等、その他の風致地区にあつては市町村の長があらかじめ指定したものの伐採

ニ　1ヘクタール以下の宅地の造成等でハ(1)に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

(5)　水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

イ　適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

ロ　当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(6)　木竹の伐採のうち森林の皆伐については、伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が1ヘクタールを超えないこと。

(7)　土石の類の採取については、採取の方法が、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(8)　屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和５年４月１日

ID:　5017

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	市街地再開発促進区域内における建築の許可
法　令　名 根 拠 条 項	都市再開発法　第7条の4第1項
法 令 番 号	昭和44年法律第38号

【基準】

法第7条の4の規定による。

（建築の許可）

第7条の4　市街地再開発促進区域内においては、建築基準法第59条第1項第1号に該当する建築物（同項第2号又は第3号に該当する建築物を除く。）、同法第60条の2第1項第1号に該当する建築物（同項第2号又は第3号に該当する建築物を除く。）又は同法第60条の3第1項第1号に該当する建築物（同項第2号又は第3号に該当する建築物を除く。）の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下この条から第7条の6まで及び第141条の2第1号において「建築許可権者」という。）の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為又はその他の政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2　建築許可権者は、前項の許可の申請があつた場合において、当該建築が第7条の6第4項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地におけるものであるときは、その許可をしなければならない。

3　第1項の規定は、第一種市街地再開発事業に関する都市計画に係る都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示又は第60条第2項第1号の公告があつた後は、当該告示又は公告に係る土地の区域内においては、適用しない。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5019

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	測量及び調査のための土地の立入りの許可
法　令　名 根 拠 条 項	都市再開発法　第60条第1項ただし書
法 令 番 号	昭和44年法律第38号

【基準】

法第60条第1項ただし書の規定による。

（測量及び調査のための土地の立入り等）

第60条　施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、個人施行者若しくは再開発会社となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者、組合若しくは再開発会社にあつては、あらかじめ、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。第62条第1項及び第142条第1号において「立入許可権者」という。）の許可を受けた場合に限る。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5021

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	建築行為等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	都市再開発法　第66条第1項
法 令 番 号	昭和44年法律第38号

【基準】

法第66条第1項の規定による。

（建築行為等の制限）

第66条　第60条第2項各号に掲げる公告があつた後は、施行地区内において、第一種市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事（市の区域内において個人施行者、組合、再開発会社若しくは機構等が施行し、又は市が第2条の2第4項の規定により施行する第一種市街地再開発事業にあつては、当該市の長。以下この条、第98条及び第141条の2第2号において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5023

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	土地の形質の変更等の承認
法　令　名 根 拠 条 項	都市再開発法　第66条第7項
法 令 番 号	昭和44年法律第38号

【基準】

法第66条第7項の規定による。

（建築行為等の制限）

第66条

7　第60条第2項各号に掲げる公告があつた後に、施行地区内において土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置（以下この条において「土地の形質の変更等」と総称する。）がされたときは、当該土地の形質の変更等について都道府県知事等の承認があつた場合を除き、当該土地、工作物又は物件に関する権利を有する者は、当該土地の形質の変更等が行われる前の土地、工作物又は物件の状況に基づいてのみ、次節の規定による施行者に対する権利を主張することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5043

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	公告後における建築行為等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第76条第1項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第76条第1項の規定による。

（建築行為等の制限）

第76条　次に掲げる公告があつた日後、第103条第4項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事（市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第3条第4項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。

(1)　個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更（以下この項において「事業計画の変更」という。）についての認可の公告

(2)　組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第21条第3項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

(3)　区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

(4)　市町村、都道府県又は国土交通大臣が第3条第4項又は第5項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告

(5)　機構等が第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5056

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	特別緑地保全地区における行為の許可
法　令　名 根 拠 条 項	都市緑地法　第14条第1項
法 令 番 号	昭和48年法律第72号

【基準】

法第14条第1項及び第2項の規定による。

（特別緑地保全地区における行為の制限）

第14条　特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

(1)　建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

(2)　宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(3)　木竹の伐採

(4)　水面の埋立て又は干拓

(5)　前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2　都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

都市緑地法運用指針（平成16年12月国土交通省都市局、令和5年9月27日改正）参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和６年４月１日

ID:　5083

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律　第21条第1項
法 令 番 号	平成4年法律第76号

【基準】

法第21条の規定による。

（建築行為等の制限等）

第21条　拠点整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下この条及び次条において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1)　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(2)　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3)　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2　都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。

(1)　土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

イ　主として第19条第1項第1号に規定する業務施設の建設の用に供する目的で行う2ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該拠点整備促進区域の他の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの

ロ　次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物（建築物を除く。）の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの

ハ　次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更

(2)　建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ　前項の許可（前号ハに掲げる行為についての許可を除く。）を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築

ロ　自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

(1)　階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。

(2)　主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

(3)　容易に移転し、又は除却することができること。

(4)　敷地の規模が政令で定める規模未満であること。

ハ　次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築

3　第1項の規定は、土地区画整理法第76条第1項各号に掲げる公告があった日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。

4　都市計画法第53条の規定中市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に

関する部分は、拠点整備促進区域内においては、適用しない。

5　第1項の許可には、良好な拠点業務市街地を整備し、又は開発するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

6　都道府県知事等は、第1項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、良好な拠点業務市街地を整備し、又は開発するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。

7　前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

8　前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5087

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	景観重要建造物の現状変更の許可
法　令　名 根 拠 条 項	景観法　第22条第1項
法 令 番 号	平成16年法律第110号

【基準】

法第22条第1項及び第2項の規定による。

（現状変更の規制）

第22条　何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2　景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

景観法運用指針（平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正）参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和４年４月１日

ID:　5090

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	景観重要樹木の現状変更の許可
法　令　名 根 拠 条 項	景観法　第31条第1項
法 令 番 号	平成16年法律第110号

【基準】

法第31条の規定による。

（現状変更の規制）

第31条　何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2　第22条第2項から第4項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

景観法運用指針（平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正）参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和４年４月１日

ID:　5093

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	管理協定の締結の認可
法　令　名 根 拠 条 項	景観法　第36条第3項
法 令 番 号	平成16年法律第110号

【基準】

法第36条第3項及び第38条の規定による。

（管理協定の締結等）

第36条

3　景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

（管理協定の認可）

第38条　景観行政団体の長は、第36条第3項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反しないこと。

(2)　管理協定の内容が、第36条第2項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

景観法運用指針（平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正）参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和４年４月１日

ID:　5094

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	管理協定の変更の認可(第36条第3項の準用)
法　令　名 根 拠 条 項	景観法　第40条
法 令 番 号	平成16年法律第110号

【基準】

法第40条において準用する第36条第3項及び第38条の規定による。

(管理協定の変更)

第40条　第36条第2項及び第3項並びに前3条の規定は、管理協定において定められた事項の変更について準用する。

(管理協定の締結等)

第36条

3　景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

(管理協定の認可)

第38条　景観行政団体の長は、第36条第3項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反しないこと。

(2)　管理協定の内容が、第36条第2項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和４年４月１日

ID:　5095

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	景観協定の締結の認可
法　令　名 根 拠 条 項	景観法　第81条第4項
法 令 番 号	平成16年法律第110号

【基準】

法第81条第4項及び第83条第1項の規定による。

（景観協定の締結等）

第81条

4　景観協定は、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

（景観協定の認可）

第83条　景観行政団体の長は、第81条第4項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反しないこと。

(2)　土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

(3)　第81条第2項各号に掲げる事項（当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

景観法運用指針（平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正）参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和４年４月１日

ID:　5096

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	景観協定の変更の認可
法　令　名 根 拠 条 項	景観法　第84条第1項
法 令 番 号	平成16年法律第110号

【基準】

法第84条及び同条第2項において準用する第83条第1項の規定による。

（景観協定の変更）

第84条　景観協定区域内における土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、景観協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

2　前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（景観協定の認可）

第83条　景観行政団体の長は、第81条第4項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反しないこと。

(2)　土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

(3)　第81条第2項各号に掲げる事項（当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

景観法運用指針（平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正）参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和４年４月１日

ID:　5097

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	景観協定の廃止の認可
法　令　名 根 拠 条 項	景観法　第88条第1項
法 令 番 号	平成16年法律第110号

【基準】

法第88条第1項の規定による。

（景観協定の廃止）

第88条　景観協定区域内の土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、第81条第4項又は第84条第1項の認可を受けた景観協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

景観法運用指針（平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正）参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和４年４月１日

ID:　5098

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	一の所有者による景観協定の認可
法　令　名 根 拠 条 項	景観法　第90条第1項
法 令 番 号	平成16年法律第110号

【基準】

法第90条第1項及び第2項の規定による。

（一の所有者による景観協定の設定）

第90条　景観計画区域内の一団の土地（第81条第1項の政令で定める土地を除く。）で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観行政団体の長の認可を受けて、当該土地の区域を景観協定区域とする景観協定を定めることができる。

2　景観行政団体の長は、前項の規定による景観協定の認可の申請が第83条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該景観協定が良好な景観の形成のため必要であると認める場合に限り、当該景観協定を認可するものとする。

景観法運用指針（平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正）参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和４年４月１日

ID:　5099

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	景観整備機構の指定
法　令　名 根 拠 条 項	景観法　第92条第1項
法 令 番 号	平成16年法律第110号

【基準】

法第92条第1項の規定による。

（指定）

第92条　景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

景観法運用指針（平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正）参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和４年４月１日

ID:　5102

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	被災市街地復興推進地域内の土地の形質の変更又は建築物の新築等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	被災市街地復興特別措置法　第7条第1項
法 令 番 号	平成7年法律第14号

【基準】

法第7条の規定による。

（建築行為等の制限等）

第7条　被災市街地復興推進地域内において、第5条第2項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1)　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(2)　非常災害（第5条第1項第1号の災害を含む。）のため必要な応急措置として行う行為

(3)　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2　都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。

(1)　土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

イ　被災市街地復興推進地域に関する都市計画に適合する0・5ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該被災市街地復興推進地域の他の部分についての市街地開発事業の施行その他市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないもの

ロ　次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物（建築物を除く。）の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの

ハ　次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更

(2)　建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ　前項の許可（前号ハに掲げる行為についての許可を除く。）を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築

ロ　自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

(1)　階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。

(2)　主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

(3)　容易に移転し、又は除却することができること。

(4)　敷地の規模が政令で定める規模未満であること。

ハ　次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築

3　第1項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。

(1)　都市計画法第4条第5項に規定する都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画についての同法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示(以下この号から第5号までにおいて単に「告示」という。)　当該告示に係る都市施設の区域又は市街地開発事業の施行区域

(2)　都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示　当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画が定められた区域

(3)　都市計画法第12条の4第1項第4号に掲げる沿道地区計画に関する都市計画についての告示　当該告示に係る沿道地区計画の区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第9条第2項第1号に掲げる沿道地区整備計画が定められた区域

(4)　土地区画整理法第76条第1項第1号から第3号までに掲げる公告　当該公告に係る同法第2条第4項に規定する施行地区

(5)　都市再開発法第60条第2項第1号に掲げる公告　当該公告に係る同法第2条第3号に規定する施行地区

(6)　市街地開発事業に準ずる事業として国土交通省令で定めるものの実施に必要とされる認可その他の処分についての公告、告示等で国土交通省令で定めるもの　当該公告、告示等に係る区域

4　第1項の許可には、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

5　都道府県知事等は、第1項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。

6　前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

7　前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5109

担当部署:　建設交通部 建築住宅課

処分の概要	供給計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律　第2条第1項
法 令 番 号	平成5年法律第52号

【基準】

法第2条及び第3条の規定による。

(供給計画の認定)

第2条　賃貸住宅の建設及び管理をしようとする者(地方公共団体を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該賃貸住宅の建設及び管理に関する計画(以下「供給計画」という。)を作成し、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の認定を申請することができる。

2　供給計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　賃貸住宅の位置

(2)　賃貸住宅の戸数

(3)　賃貸住宅の規模、構造及び設備

(4)　賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画

(5)　賃貸住宅の入居者の資格に関する事項

(6)　賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項

(7)　賃貸住宅の管理の方法及び期間

(8)　その他国土交通省令で定める事項

(認定の基準)

第3条　都道府県知事等は、前条第1項の認定(以下「計画の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

(1)　賃貸住宅の戸数が国土交通省令で定める戸数以上であること。

(2)　賃貸住宅の規模、構造及び設備が当該賃貸住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(3)　賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画が当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(4)　賃貸住宅の入居者の資格を、次のイ又はロのいずれかに該当する者であることとしているものであること。

イ　所得が中位にある者でその所得が国土交通省令で定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があるもの

ロ　イに掲げる者のほか、居住の安定を図る必要がある者として国土交通省令で定めるもの

(5)　賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。

(6)　賃貸住宅の入居者の選定方法その他の賃貸の条件が国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

(7)　賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
(8)　賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5110

担当部署:　建設交通部 建築住宅課

処分の概要	供給計画の変更の認定
法　令　名 根 拠 条 項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律　第5条第1項
法 令 番 号	平成5年法律第52号

【基準】

法第3条及び第5条の規定による。

(認定の基準)

第3条　都道府県知事等は、前条第1項の認定(以下「計画の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

(1)　賃貸住宅の戸数が国土交通省令で定める戸数以上であること。

(2)　賃貸住宅の規模、構造及び設備が当該賃貸住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(3)　賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画が当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(4)　賃貸住宅の入居者の資格を、次のイ又はロのいずれかに該当する者であることとしているものであること。

イ　所得が中位にある者でその所得が国土交通省令で定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があるもの

ロ　イに掲げる者のほか、居住の安定を図る必要がある者として国土交通省令で定めるもの

(5)　賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。

(6)　賃貸住宅の入居者の選定方法その他の賃貸の条件が国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

(7)　賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(8)　賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

(供給計画の変更)

第5条　計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた供給計画(以下「認定計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2　前2条の規定は、前項の場合について準用する。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5111

担当部署:　建設交通部 建築住宅課

処分の概要	特定優良賃貸住宅に係る地位の承継の承認
法　令　名 根 拠 条 項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律　第9条
法 令 番 号	平成5年法律第52号

【基準】

法第9条の規定による。

（地位の承継）

第9条　認定事業者の一般承継人又は認定事業者から特定優良賃貸住宅の敷地の所有権その他当該特定優良賃貸住宅の建設及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事等の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5114

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	住宅地区改良法　第9条第1項
法 令 番 号	昭和35年法律第84号

【基準】

法第9条第1項の規定による。

（建築行為等の制限）

第9条　前条第1項の告示があつた日後、改良地区内において、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事（市が施行する住宅地区改良事業の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5129
担当部署:　担当部署未定

処分の概要	土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法　第7条第1項
法 令 番 号	昭和50年法律第67号

【基準】

法第7条の規定による。

(建築行為等の制限)

第7条　土地区画整理促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1)　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(2)　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3)　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2　都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

(1)　土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

イ　主として住宅の建設の用に供する目的で行う0・5ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地区画整理促進区域の他の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの

ロ　次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物(建築物を除く。)の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの

ハ　次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更

(2)　建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ　前項の許可(前号ハに掲げる行為についての許可を除く。)を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築

ロ　自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

(1)　階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。

(2)　主要構造部(建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

(3)　容易に移転し、又は除却することができること。

(4)　敷地の規模が政令で定める規模未満であること。

ハ　次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築

3　第1項の規定は、土地区画整理法第76条第1項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。

4　都市計画法第53条の規定中市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分は、土地区画整理促進区域内においては、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5133
担当部署:　担当部署未定

処分の概要	住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法　第26条第1項
法 令 番 号	昭和50年法律第67号

【基準】

法第26条の規定による。

（建築行為等の制限）

第26条　住宅街区整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。次項において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1)　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(2)　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3)　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2　都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

(1)　土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

イ　住宅街区整備促進区域に関する都市計画に適合する建築物の新築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、当該住宅街区整備促進区域の他の部分についての住宅街区整備事業の施行を困難にしないもの

ロ　住宅街区整備促進区域に関する都市計画に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示の日において当該区域内の宅地について所有権若しくは借地権を有していた者又はその一般承継人が次号ロに規定する建築物の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの

ハ　次条において準用する第8条第4項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更

(2)　建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ　住宅街区整備促進区域に関する都市計画に適合する建築物の新築

ロ　前号ロに規定する者が行う自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で第7条第2項第2号ロに掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

ハ　次条において準用する第8条第4項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築

3　第1項の規定は、第67条第1項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。

4　都市計画法第53条の規定中市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分及び同法第57条の規定中市街地開発事業の施行区域内の土地の有償譲渡の制限に関する部分は、住宅街区整備促進区域内においては、適用しない。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5140

担当部署:　担当部署未定

処分の概要	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法　第64条第1項及び第3項
法 令 番 号	昭和50年法律第67号

【基準】

法第64条の規定による。

（障害物の伐除及び土地の試掘等）

第64条　前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都府県知事（市の区域内において個人施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者若しくは個人施行者若しくは組合が試掘等を行おうとし、又は第29条第3項の規定により住宅街区整備事業を施行し、若しくは施行しようとする市が試掘等を行おうとする場合にあつては、当該市の長。以下この項及び次条第2項において同じ。）の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3　第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、施行者となろうとする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5143

担当部署:　担当部署未定

処分の概要	公告前の施行地区内における建築行為等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法　第67条第1項
法 令 番 号	昭和50年法律第67号

【基準】

法第67条第1項の規定による。

（建築行為等の制限）

第67条　次に掲げる公告があつた日後、第83条において準用する土地区画整理法第103条第4項の規定による公告がある日までは、施行地区内において、住宅街区整備事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都府県知事（市の区域内において個人施行者若しくは組合が施行し、又は市が第29条第3項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、当該市の長）の許可を受けなければならない。

(1)　個人施行者が施行する住宅街区整備事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更（以下この項において「事業計画の変更」という。）についての認可の公告

(2)　組合が施行する住宅街区整備事業にあつては、その設立についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

(3)　都府県又は市町村が第29条第3項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告

(4)　機構又は地方公社が第29条第3項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、施行規程及び事業計画についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

2　土地区画整理法第76条第2項の規定は、前項の規定による許可の申請があつた場合について準用する。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5188

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	組合設立の認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第9条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第9条第1項及び第12条の規定による。

(設立の認可)

第9条　区分所有法第64条の規定により区分所有法第62条第1項に規定する建替え決議(以下単に「建替え決議」という。)の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該建替え決議の内容により当該マンションの建替えを行う旨の同意をしたものを含む。以下「建替え合意者」という。)は、5人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の認可を受けて組合を設立することができる。

2　前項の規定による認可を申請しようとする建替え合意者は、組合の設立について、建替え合意者の4分の3以上の同意(同意した者の区分所有法第38条の議決権の合計が、建替え合意者の同条の議決権の合計の4分の3以上となる場合に限る。)を得なければならない。

3　区分所有法第70条第4項において準用する区分所有法第64条の規定により一括建替え決議の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該一括建替え決議の内容により当該マンションの建替えを行う旨の同意をしたものを含む。以下「一括建替え合意者」という。)は、5人以上共同して、第1項の規定による認可を受けて組合を設立することができる。

4　第1項の規定による認可を申請しようとする一括建替え合意者は、組合の設立について、一括建替え合意者の4分の3以上の同意(同意した者の区分所有法第70条第2項において準用する区分所有法第69条第2項の議決権の合計が、一括建替え合意者の同項の議決権の合計の4分の3以上となる場合に限る。)及び一括建替え決議マンション群(一括建替え決議に係る団地内の2以上のマンションをいう。以下同じ。)を構成する各マンションごとのその区分所有権を有する一括建替え合意者の3分の2以上の同意(各マンションごとに、同意した者の区分所有法第38条の議決権の合計が、それぞれその区分所有権を有する一括建替え合意者の同条の議決権の合計の3分の2以上となる場合に限る。)を得なければならない。

5　前各項の場合において、マンションの1の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を1人の建替え合意者又は一括建替え合意者(以下「建替え合意者等」という。)とみなす。

6　2以上の建替え決議マンション(建替え決議に係るマンションであって一括建替え決議マンション群に属さないものをいう。以下同じ。)若しくは一括建替え決議マンション群又は1以上の建替え決議マンション及び一括建替え決議マンション群に係る建替え合意者等は、5人以上共同して、第1項の規定による認可を申請することができる。この場合において、第2項の規定は建替え決議マンションごとに、第4項の規定は一括建替え決議マンション群ごとに、適用する。

7　第1項の規定による認可の申請は、施行マンションとなるべきマンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。

(認可の基準)

第12条　都道府県知事等は、第9条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反するものでないこと。

(2)　定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあっては、前条第3項に規定する都道府県知事等の命令を含む。)に違反するものでないこと。

(3)　施行再建マンションの敷地とする隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であること。

(4)　施行マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。

(5)　施行マンションの住戸の規模、構造及び設備の状況にかんがみ、その建替えを行うことが、マンションにおける良好な居住環境の確保のために必要であること。

(6)　施行再建マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。

(7)　施行再建マンションの住戸の規模、構造及び設備が、当該住戸に居住すべき者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(8)　事業施行期間が適切なものであること。

(9)　当該マンション建替事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(10)　その他基本方針に照らして適切なものであること。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5189

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	定款又は事業計画の変更認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第34条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第34条第1項及び第12条の規定による。

（定款又は事業計画の変更）

第34条　組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

（認可の基準）

第12条　都道府県知事等は、第9条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反するものでないこと。

(2)　定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあっては、前条第3項に規定する都道府県知事等の命令を含む。）に違反するものでないこと。

(3)　施行再建マンションの敷地とする隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であること。

(4)　施行マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。

(5)　施行マンションの住戸の規模、構造及び設備の状況にかんがみ、その建替えを行うことが、マンションにおける良好な居住環境の確保のために必要であること。

(6)　施行再建マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。

(7)　施行再建マンションの住戸の規模、構造及び設備が、当該住戸に居住すべき者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(8)　事業施行期間が適切なものであること。

(9)　当該マンション建替事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(10)　その他基本方針に照らして適切なものであること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5190

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	組合解散の認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第38条第4項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第38条第4項の規定による。

（解散）

第38条　組合は、次に掲げる理由により解散する。

(1)　設立についての認可の取消し

(2)　総会の議決

(3)　事業の完成又はその完成の不能

2　前項第2号の議決は、権利変換期日前に限り行うことができるものとする。

3　組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。

4　組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

5　前項の規定による認可の申請は、施行マンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。

6　都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は第4項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

7　組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5191

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	決算報告の承認
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第42条
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第42条の規定による。

（決算報告）

第42条　清算人は、清算事務が終わったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事等の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5192

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	マンション建替事業施行の認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第45条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第45条第1項及び第48条の規定による。

(施行の認可)

第45条　第5条第2項の規定によりマンション建替事業を施行しようとする者は、1人で施行しようとする者にあっては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあっては規約及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、そのマンション建替事業について都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2　前項の規定による認可を申請しようとする者は、その者以外に施行マンションとなるべきマンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。)について権利を有する者があるときは、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもって認可を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。

3　前項の場合において、施行マンションとなるべきマンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。以下この項において同じ。)について権利を有する者のうち、区分所有権、敷地利用権、敷地の所有権及び借地権並びに借家権以外の権利(以下「区分所有権等以外の権利」という。)を有する者から同意を得られないとき、又はその者を確知することができないときは、その同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書面を添えて、第1項の規定による認可を申請することができる。

4　第9条第7項の規定は、第1項の規定による認可について準用する。

(認可の基準)

第48条　都道府県知事等は、第45条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反するものでないこと。

(2)　規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。

(3)　事業計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があること。

(4)　区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。

5　第12条第3号から第10号までに掲げる基準に適合すること。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5193

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	規準又は規約及び事業計画の変更認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第50条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第50条第1項及び第48条の規定による。

（規準又は規約及び事業計画の変更）

第50条　個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

（認可の基準）

第48条　都道府県知事等は、第45条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反するものでないこと。

(2)　規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。

(3)　事業計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があること。

(4)　区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。

5　第12条第3号から第10号までに掲げる基準に適合すること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5194

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	施行者の変動による規約の認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第51条第3項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第51条第3項の規定による。

（施行者の変動）

第51条

3　1人で施行するマンション建替事業において、前2項の規定により施行者が数人となったときは、そのマンション建替事業は、第5条第2項の規定により数人共同して施行するマンション建替事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第45条第1項の規約を定め、その規約について都道府県知事等の認可を受けなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5195

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	マンション建替事業の廃止及び終了の認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第54条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第54条第1項の規定による。

（マンション建替事業の廃止及び終了）

第54条　個人施行者は、マンション建替事業を、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その廃止又は終了について都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2　個人施行者は、事業の完成の不能によりマンション建替事業を廃止しようとする場合において、その者にマンション建替事業の施行のための借入金があるときは、その廃止についてその債権者の同意を得なければならない。

3　第9条第7項並びに第49条第1項（図書の送付に係る部分を除く。）及び第2項の規定は、第1項の規定による認可について準用する。この場合において、第9条第7項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション」と、第49条第2項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもって」とあるのは「マンション建替事業の廃止又は終了をもって」と読み替えるものとする。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5196

担当部署:　建設交通部 都市・交通課

処分の概要	権利変換計画の認可及び変更認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第57条第1項(第66条において準用する場合を含む。)
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第57条及び第65条の規定による。

(権利変換計画の決定及び認可)

第57条　施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2　施行者は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、権利変換計画について、あらかじめ、組合にあっては総会の議決を経るとともに施行マンション又はその敷地について権利を有する者(組合員を除く。)及び隣接施行敷地がある場合における当該隣接施行敷地について権利を有する者の同意を得、個人施行者にあっては施行マンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。)について権利を有する者の同意を得なければならない。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

(1)　区分所有法第69条の規定により同条第1項に規定する特定建物である施行マンションの建替えを行うことができるときは、当該施行マンションの所在する土地(これに関する権利を含む。)の共有者である団地内建物の団地建物所有者

(2)　その権利をもって施行者に対抗することができない者

3　前項の場合において、区分所有権等以外の権利を有する者から同意を得られないときは、その同意を得られない理由及び同意を得られない者の権利に関し損害を与えないようにするための措置を記載した書面を添えて、第1項後段の規定による認可を申請することができる。

4　第2項の場合において、区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないときは、その確知することができない理由を記載した書面を添えて、第1項後段の規定による認可を申請することができる。

(認可の基準)

第65条　都道府県知事等は、第57条第1項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

(1)　申請手続又は権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。

(2)　施行マンションに建替え決議等があるときは、当該建替え決議等の内容に適合していること。

(3)　権利変換計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があり、かつ、同意を得られない者の権利に関し損害を与えないようにするための措置が適切なものであること。

(4)　区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。

(5)　その他基本方針に照らして適切なものであること。

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	令和４年４月１日

ID:　5230

担当部署:　産業政策部 産業観光課

処分の概要	組合設立の認可
法　令　名 根 拠 条 項	商店街振興組合法　第36条第1項
法 令 番 号	昭和37年法律第141号

【基準】

法第36条の規定による。

（設立の認可）

第36条　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、経済産業省令で定めるところにより、行政庁に提出して、組合の設立の認可を受けなければならない。

2　行政庁は、前項の組合の設立の認可の申請が第6条及び第9条又は第11条の要件その他政令で定める要件を備えていると認めるときでなければ、認可をしてはならない。

3　行政庁は、第1項の規定による認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、当該発起人に通知しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5231

担当部署:　産業政策部 産業観光課

処分の概要	総会招集の承認
法　令　名 根 拠 条 項	商店街振興組合法　第59条
法 令 番 号	昭和37年法律第141号

【基準】

法第59条の規定による。

第59条　前条第2項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から10日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者がない場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5232

担当部署:　産業政策部 産業観光課

処分の概要	定款の変更の認可
法　令　名 根 拠 条 項	商店街振興組合法　第62条第2項
法 令 番 号	昭和37年法律第141号

【基準】

法第62条の規定による。

（総会の議決事項）

第62条　次の事項は、総会の議決を経なければならない。

(1)　定款の変更

(2)　規約の設定、変更又は廃止

(3)　毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更

(4)　経費の賦課及び徴収の方法

(5)　その他定款で定める事項

2　定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　前項の認可については、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。

4　第1項第2号に掲げる事項の変更のうち、軽微な事項その他の経済産業省令で定める事項に係るものについては、同項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとすることができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5233

担当部署:　産業政策部 産業観光課

処分の概要	余裕金運用の認可
法　令　名 根 拠 条 項	商店街振興組合法　第67条の2ただし書
法 令 番 号	昭和37年法律第141号

【基準】

法第67条の2の規定による。

(余裕金運用の制限)

第67条の2　組合員(連合会にあつては、会員たる組合の組合員)の総数が第44条第5項の政令で定める基準を超える組合は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。

(1)　銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金、貯金又は金銭信託

(2)　国債、地方債又は経済産業省令で定める有価証券の取得

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5234

担当部署:　産業政策部 産業観光課

処分の概要	合併の認可
法　令　名 根 拠 条 項	商店街振興組合法　第73条第3項
法 令 番 号	昭和37年法律第141号

【基準】

法第73条の規定による。

（合併の手続）

第73条　組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。

2　組合の合併については、第66条並びに第67条第1項及び第2項の規定を準用する。

3　合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　前項の認可については、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5345

担当部署:　市民総務部 市民課

処分の概要	墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可(変更及び廃止許可を含む。)
法　令　名 根 拠 条 項	墓地、埋葬等に関する法律　第10条
法 令 番 号	昭和23年法律第48号

【基準】

法第10条の規定による。

第10条　墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5373

担当部署:　福祉保健部 社会福祉課

処分の概要	社会福祉法人の認可
法　令　名 根 拠 条 項	社会福祉法　第32条
法 令 番 号	昭和26年法律第45号

【基準】

法第32条の規定による。

（認可）

第32条　所轄庁は、前条第1項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5375

担当部署:　福祉保健部 社会福祉課

処分の概要	解散の認可及び認定
法　令　名 根 拠 条 項	社会福祉法　第46条第2項
法 令 番 号	昭和26年法律第45号

【基準】

法第46条の規定による。

（解散事由）

第46条　社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。

(1)　評議員会の決議

(2)　定款に定めた解散事由の発生

(3)　目的たる事業の成功の不能

(4)　合併(合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。)

(5)　破産手続開始の決定

(6)　所轄庁の解散命令

2　前項第1号又は第3号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。

3　清算人は、第1項第2号又は第5号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和３年４月１日	**最終変更年月日**	年　　月　　日